

みんな元気「さがみはら健康プラン 21」
相模原市保健医療計画（第2次後期）
（案）

相模原市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
第2章 計画の基本理念と方針	5
1 基本理念	6
2 総括方針及び基本方針	6
(1) 総括方針	6
(2) 基本方針	9
第3章 基本方針ごとの目標・取り組み	11
1 基本方針 市民が主体の健康づくりの推進	12
(1) 栄養・食生活	12
(2) 身体活動・運動	19
(3) たばこ	24
(4) アルコール	29
(5) 歯・口腔	33
(6) がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病	38
(7) こころの健康・精神疾患	42
(8) 健康診断・セルフチェック	51
2 基本方針 身近な地域における医療体制の充実	55
(1) 地域医療	55
(2) 救急医療	63
(3) 災害時医療	67
3 基本方針 安全・安心の衛生管理の推進	71
(1) 健康危機管理	71
(2) 食品衛生	79
(3) 環境衛生	82
第4章 ライフステージに応じた健康づくり	87
ライフステージに応じた健康づくり	88

第5章 計画の推進に向けて	93
1 計画推進の方向	94
2 計画の推進体制	94
3 地域における健康づくりの推進	95
4 成果指標	96
資料編	99
1 相模原市の保健医療の現状	100
2 第2次前期計画の数値目標の評価結果	122
3 策定体制	125
4 策定の経過	126
5 相模原市市民生活習慣実態調査の概要	135
6 用語解説	137

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

相模原市では、平成 12 年 10 月 28 日に、すべての市民の健康で幸せな生活を願い、「さがみはら健康都市宣言」を行いました。

また、この宣言を踏まえ、平成 14 年 3 月に 21 世紀の健康づくりの道標となる『相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン 21」～』を策定し、平成 24 年度までの健康目標を定めて、その実現に取り組みました。

一方、国においては、平成 25 年度から 34 年度までを計画期間とする「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」）において、基本的な方針を示しました。

本市では、国が示した方針との整合性を図るため、平成 25 年 3 月に新たな『相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン 21」～』を策定し、健康目標の達成に向けて、各施策を積極的に展開してきましたが、平成 28 年 12 月に実施した市民生活習慣実態調査の結果においては、市民の健康への意識は高いものの、そのことが必ずしも生活習慣の改善につながっていない状況も見られました。

心身が健康であることは、日々を快適に過ごすために、とても大切なことです。

今後、更なる少子高齢化の進行のほか、疾病構造の変化が予想される中であって、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、さらに、そうした市民の取り組みを地域社会全体が支えていくことを推進するため、本計画を策定しました。

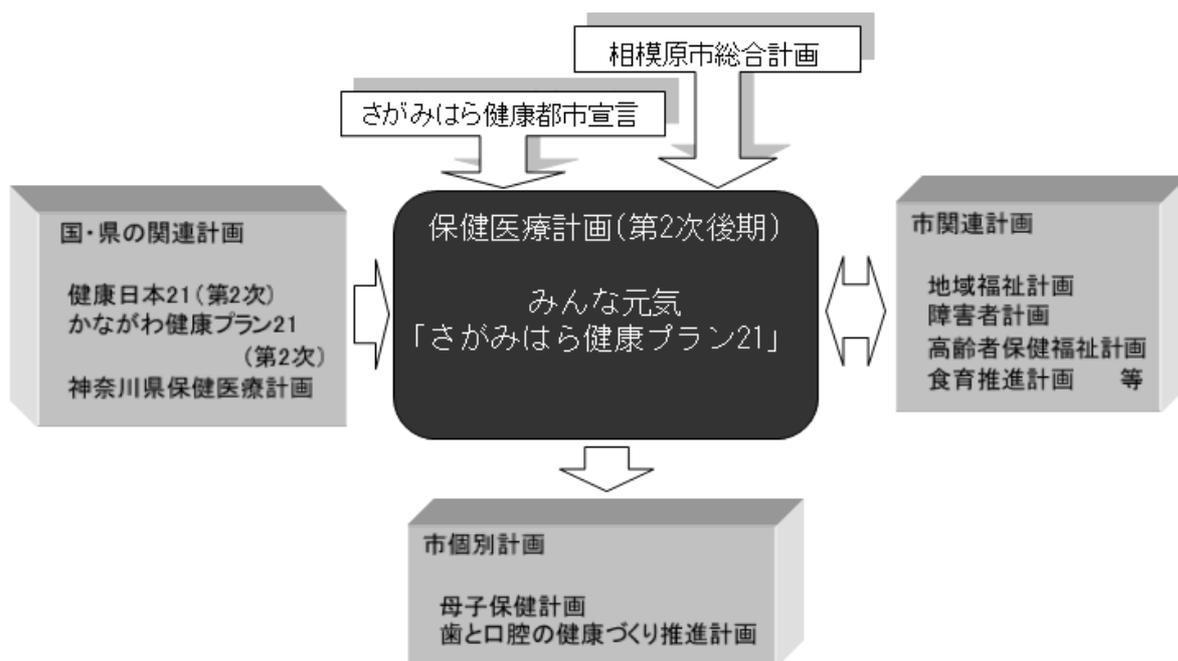
また、計画の目的を明確にするため、めざす姿を設定しました。

《めざす姿》

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らしている

2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法に定められている市町村健康増進計画として策定するとともに、同法及び医療法に基づく国及び県の方針や計画並びに本市の関連計画との整合及び調和を図り、下図のような位置付けとしています。



(主な市関連計画)

- ・ 地域福祉計画 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域福祉の推進に向けた施策の方向性を定めた計画
- ・ 障害者計画 障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めた計画
- ・ 高齢者保健福祉計画 超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしたもので、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体とした計画
- ・ 食育推進計画 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な基本的事項を定めた計画

3 計画の期間

国の「健康日本 21（第 2 次）*」（平成 25 年度～34 年度）、神奈川県「かながわ健康プラン 21（第 2 次）」（平成 25 年度～34 年度）については、計画期間を 10 年間としていますが、本計画につきましては、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間の計画期間とします。

また、本市の保健医療分野の総合的な計画としていることから、関連する主な医療分野について「神奈川県保健医療計画」（平成 30 年度～35 年度）の内容と整合・調和を図ります。

*印は、巻末（137 ページ以降）の用語解説を参照

第2章 計画の基本理念と 方針

1 基本理念

本計画では、「さがみはら健康都市宣言」を踏まえ、平成25年3月に策定した相模原市保健医療計画（以下「第2次前期計画」という。）（平成25年度～29年度）で掲げた基本理念を継承し、市民一人ひとりの健康を育んでいきます。

基本理念

健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら
～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～

2 総括方針及び基本方針

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことをめざし、3つの基本方針及びそれらを包含した総括方針を設定します。

（1）総括方針

健康を支援するネットワークづくりの推進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、その行動が生涯にわたり継続されるためには、個人の健康づくりを支える地域社会による支援が大切です。

そのため、次の3つの目標に基づき、地域の健康を支援するネットワークづくりを推進します。

総括方針における目標

- ◆ 健康の保持・増進のための活動に参加している人が増加するよう支援の充実を図るとともに、地域に根ざした健康づくりが効果的に推進されるよう市民主体の組織活動や人材の育成・支援の充実を図ります。
- ◆ 市民一人ひとりが主体的に社会参加しながら、支え合い、地域や人とのつながりを深めるとともに、地域や学校、職場、民間団体などが自発的に健康づくりに取り組めるようネットワーク化を進めます。
- ◆ ライフステージに応じて、健康づくり・疾病予防・早期治療、生活支援など切れ目のないサービスを提供するため、保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります。

それぞれの取り組み

市民のみなさんは・・・

地域の自主的な健康づくり活動に関心を持ちます

公民館などで行っている地域の活動の情報を収集します

関心のある活動に積極的に参加します

支える取り組みは・・・

地域の自主的な健康づくり活動について情報提供に努めます

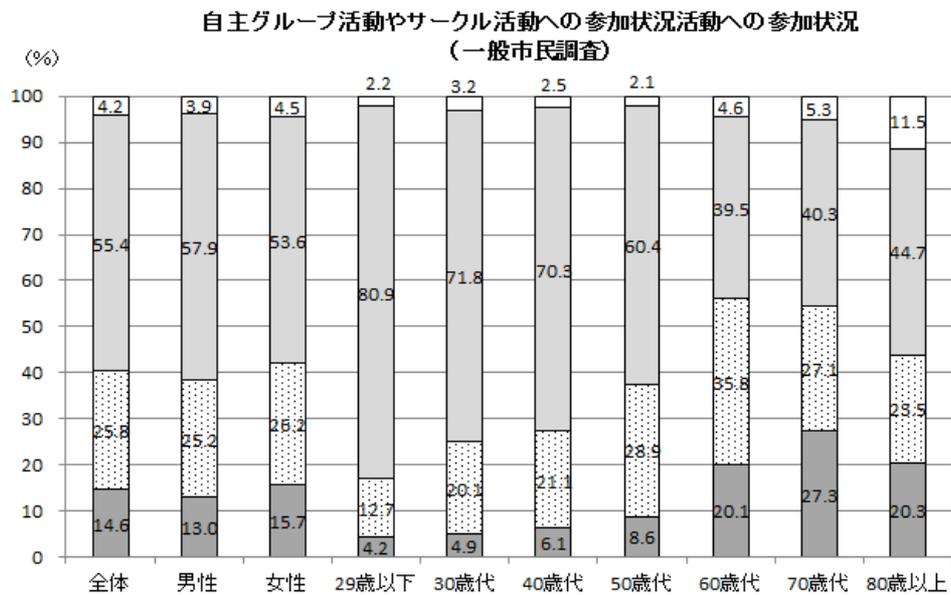
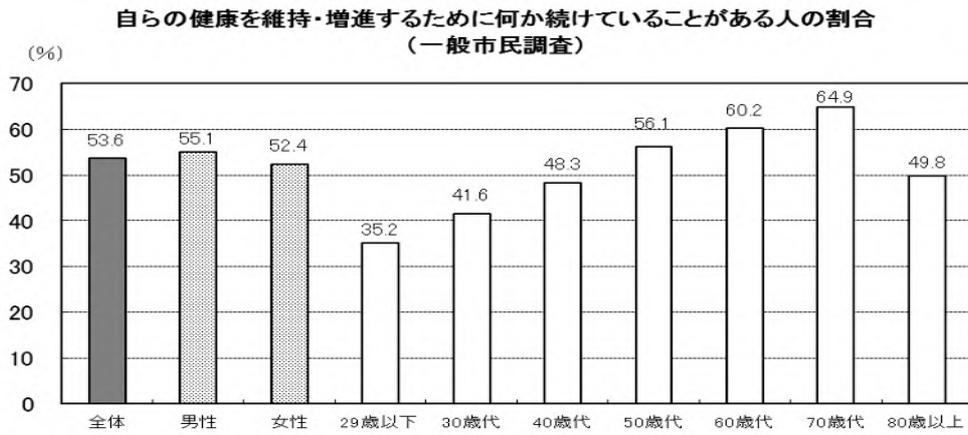
健康づくりを進めるためのリーダーの育成・支援をします

健康づくりに係る団体や自主グループの育成・支援をします

地域や学校、職場、民間団体などと連携を図り、ネットワークの構築に努めます

保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります

本計画におけるグラフで引用表示がないものは、相模原市 市民生活習慣実態調査より



参加している
 参加していないが、今後参加したい
 参加するつもりはない
 無回答



【健康づくり普及員の活動】

(2) 基本方針

基本方針

市民が主体の健康づくりの推進

健康づくりを「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯・口腔」、「がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病」、「こころの健康・精神疾患」、「健康診断・セルフチェック」に区分し、それぞれに目標を定めて市民自らが健康づくりに取り組むとともに、それを支援する保健と医療の連携の方向を示しています。

基本方針

身近な地域における医療体制の充実

市民が住み慣れた地域で充実した生活を送るため、医療に関する分野を「地域医療」、「救急医療」、「災害時医療」に区分し、それぞれに目標を定めて取り組む医療体制の充実の方向を示しています。

基本方針

安全・安心の衛生管理の推進

健康被害を防止し、安全に、安心して生活できるように、保健衛生に関する分野を「健康危機管理」、「食品衛生」、「環境衛生」に区分し、それぞれに目標を定めて取り組む衛生管理の推進の方向を示しています。

概念図

《めざす姿》

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らしている

基本理念

健康を自らつくり、
個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり

< 総括方針 >

健康を支援するネットワークづくりの推進

〔区分〕

栄養・食生活

身体活動・運動

たばこ

アルコール

歯・口腔

がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病

こころの健康・精神疾患

健康診断・セルフチェック

< 基本方針 >

市民が主体の健康づくりの推進

地域医療

救急医療

災害時医療

健康危機管理

< 基本方針 >

安全・安心の衛生管理の推進

食品衛生

環境衛生

第3章 基本方針ごとの 目標・取り組み

1 基本方針 市民が主体の健康づくりの推進

健康づくりは、日頃からの食生活・運動・主に睡眠による休養などの生活習慣が深く関係しています。

基本方針 では、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯・口腔」、「がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病」、「こころの健康・精神疾患」、「健康診断・セルフチェック」の区分ごとに現状と課題、目標及び取り組みの方向をまとめていますが、それぞれは相互に関連性があることから、ひとつの区分だけに目を向けるのではなく、全般にわたり意識を高めて、生活習慣の改善に積極的に取り組むことが重要です。

市は、市民が健康づくりへの意識を高めて、取り組みやすい環境を整えていきます。

(1) 栄養・食生活

【現状と課題】

栄養・食生活は、多くの生活習慣病*のほか、生活の質の向上との関連も深いため、良好な食生活の実現をめざす必要があります。

今回の調査においては、適正体重を維持している市民は 66.7%で、前回調査時(68.4%)と比較すると減少しています。性別や年齢で見ると男性の40～50歳代、女性の30歳代以上で肥満の割合が増加し、女性の29歳以下、30歳代及び50歳代で、やせの割合が増加しています。

肥満は、がん、脳血管疾患、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病との関連があり、若年女性のやせは、骨量減少、低出生体重児*出産のリスクなどとの関連があることから、適正体重を維持している人を増やすため、肥満とやせの両方の視点を持った取り組みが必要です。

朝食を食べる割合は小学生 90.9%、中学生 84.5%、高校生 70.4%と学年が進むにつれ減少しており、食べない理由は時間が無いが約4割を占めています。

また、薄味や食塩を控えた食事を心掛ける割合についても、学年が進むにつれ減少しています。副菜(野菜・海藻・きのこ類)を1日3回以上食べる割合は、前回調査と比較すると中高生で大きく増加が見られましたが、全体的に副菜の摂取が不足しています。

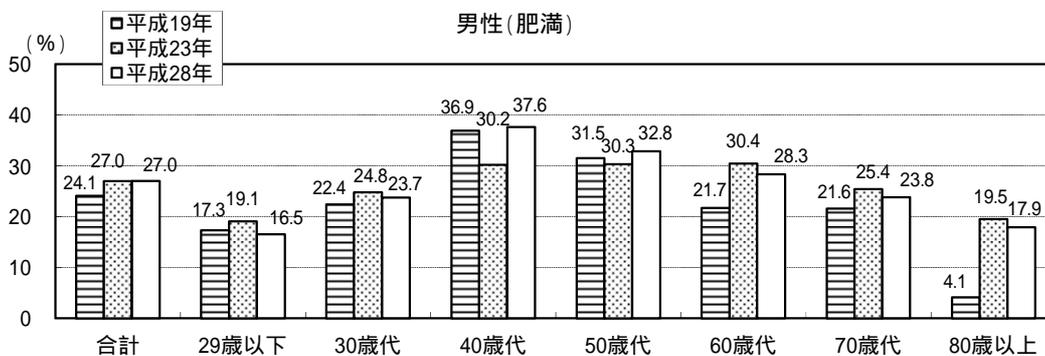
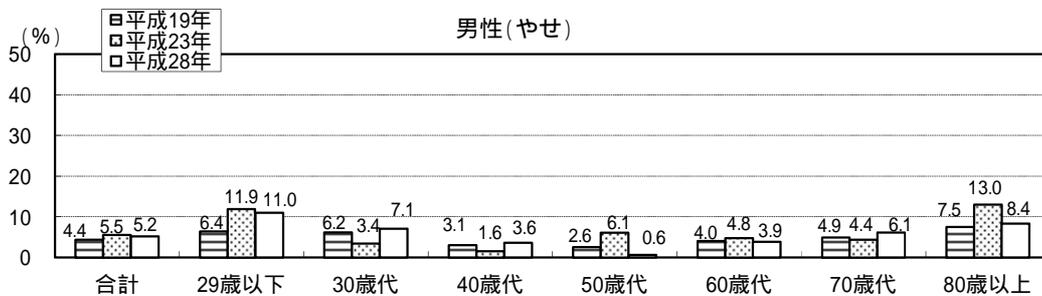
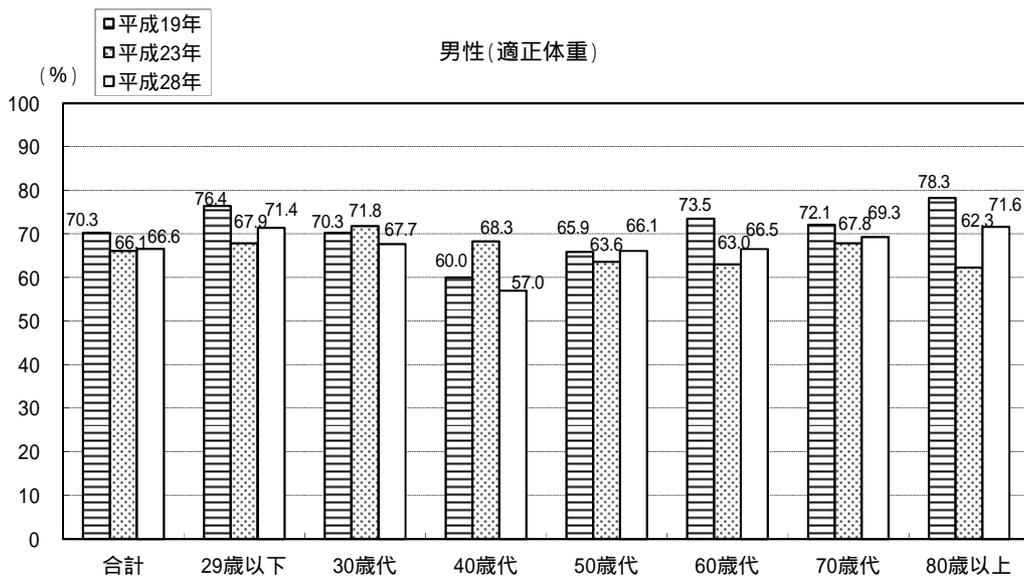
子どもの頃からの朝食欠食の増加などの食生活の乱れや、野菜摂取量の不足、食塩の過剰摂取といった栄養の偏りが成人期の生活習慣病につながると考えられることから、規則正しい食事時間や栄養バランスの良い食事の摂取につながる共食*の機会を増やすなど、食育*を更に推進し、子どもの頃からの良好な食生活を形成する取り組みが必要です。

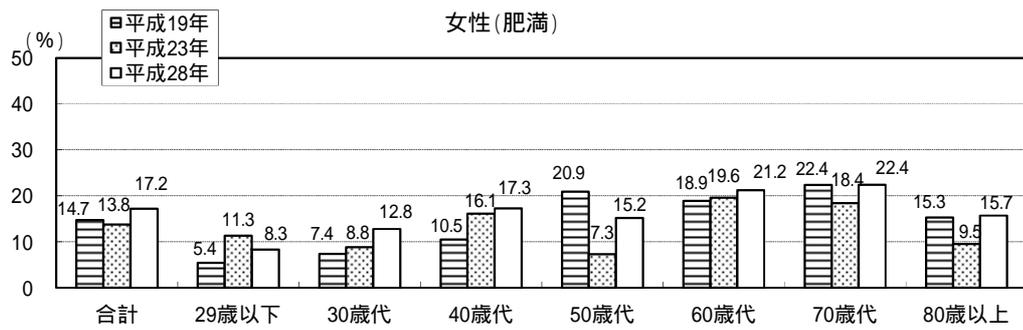
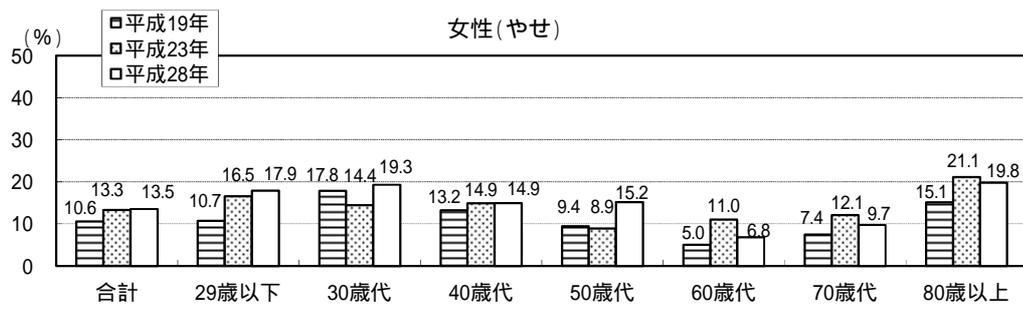
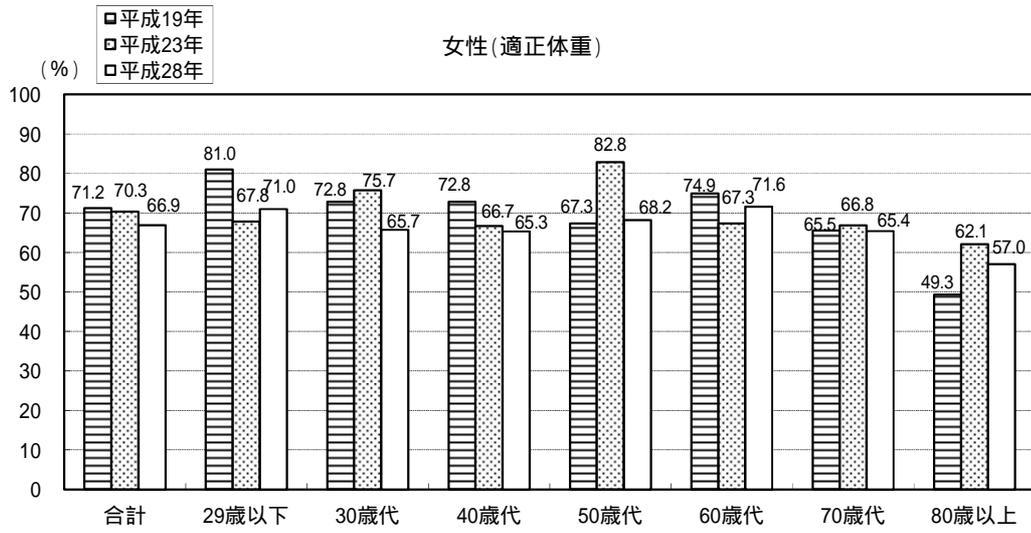
*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

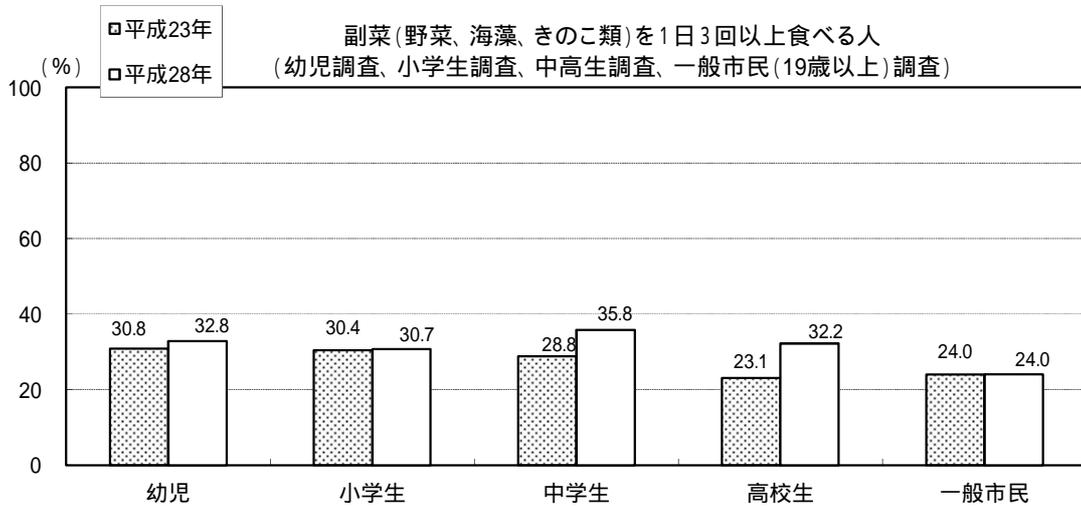
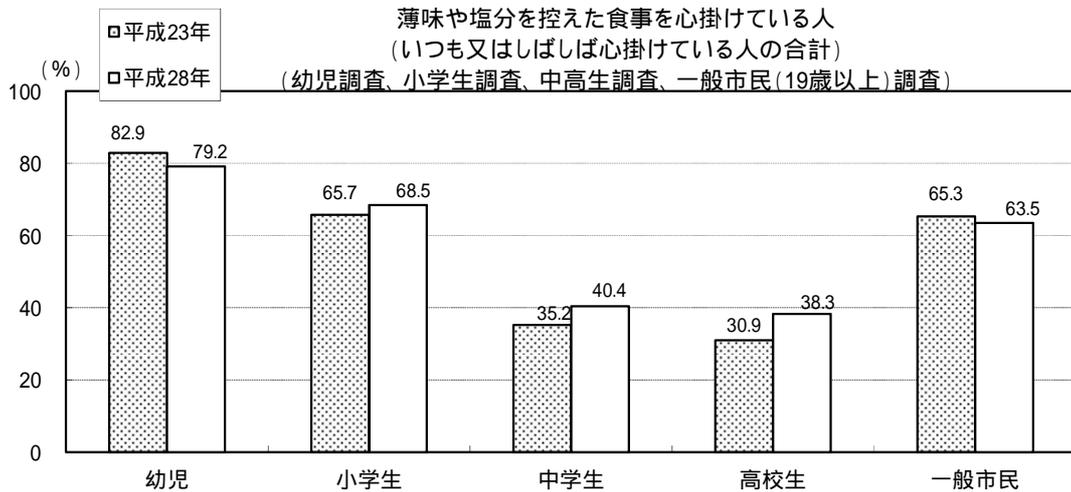
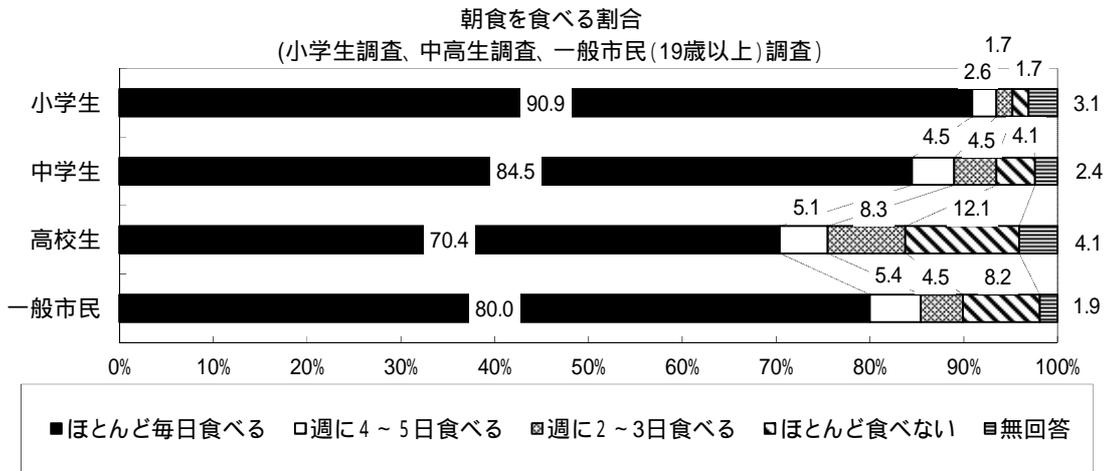
適正体重維持者の状況

$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

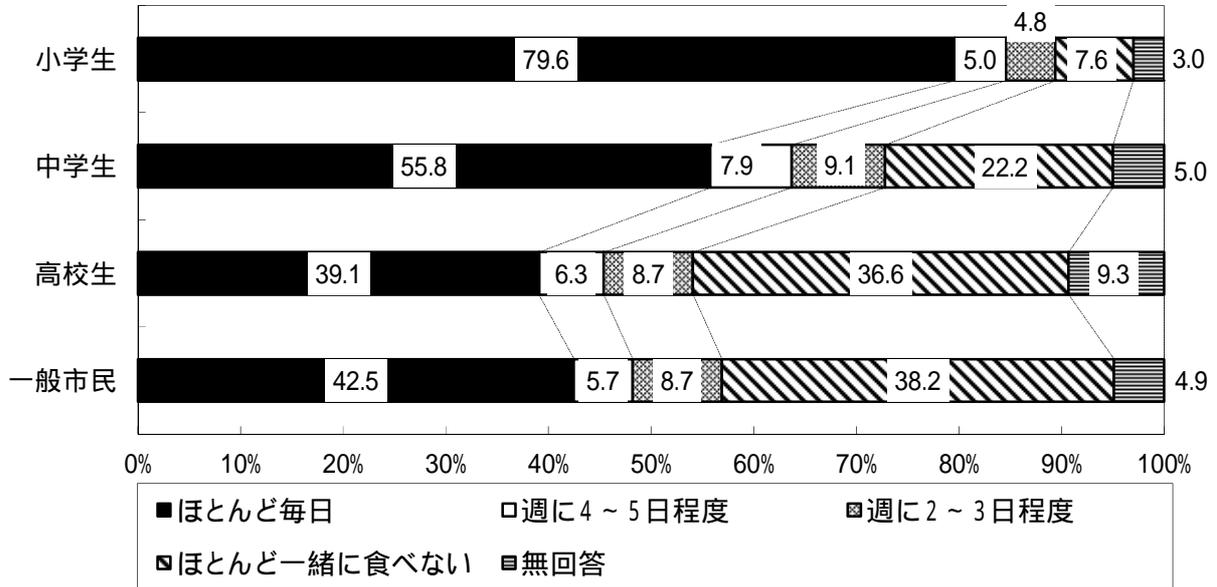
BMI (Body Mass Index) とは、国際的に用いられている体格の判定方法で、18.5 未満をやせ、18.5 以上 25.0 未満を適正、25.0 以上 30.0 未満を肥満度 1、30.0 以上 35.0 未満を肥満度 2、35.0 以上 40.0 未満を肥満度 3、40.0 以上を肥満度 4 としています。



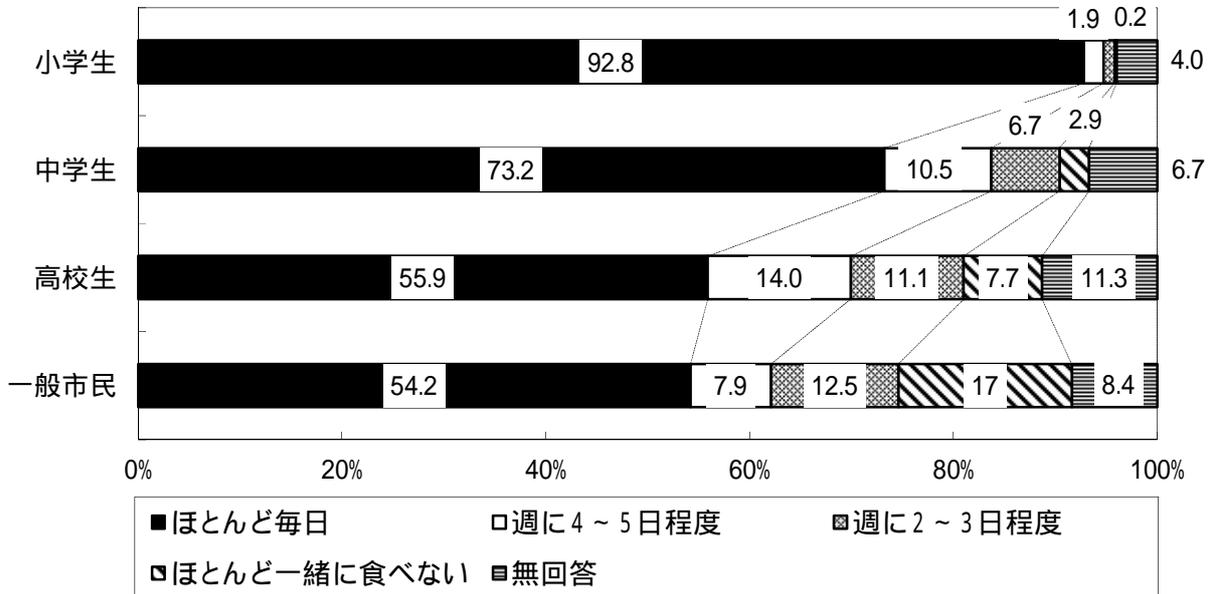




朝食を家族や友人等と一緒に食べること
(小学生調査、中学生調査、一般市民(19歳以上)調査)



夕食を家族や友人等と一緒に食べること
(小学生調査、中学生調査、一般市民(19歳以上)調査)



【目標】

適正体重を維持している人の増加を図ります

生活習慣病などの様々な疾患の原因となる肥満ややせの人を減少させ、適正体重を維持している人の増加を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 適正体重についての知識を身に付け、自分の体重を確認します。
- ・ 肥満ややせのもたらす影響について知識と理解を深めます。
- ・ バランスの良い食事やエネルギーの適正摂取などの良好な食生活や適度な運動についての知識を身に付け、実践します。

市民を支える取り組み

- ・ 適正体重について正しい知識の普及に努めます。
- ・ 肥満ややせが、生活習慣病やその他の身体の不調などに影響することについて正しい知識の普及に努めます。
- ・ バランスの良い食事やエネルギーの適正摂取などの良好な食生活について普及啓発に努めます。
- ・ 食事のみではなく、適正体重を維持できるような運動について普及啓発に努めます。

【主な内容】

- ・ バランスの良い食事やエネルギーの適正摂取などの良好な食生活に関する教室、相談体制の充実
- ・ 健診などの結果から適正体重ではない人への保健指導の実施
- ・ ライフステージ*に応じた適正体重や正しい食生活の普及啓発の実施
- ・ 職域*や大学などと連携した、肥満ややせに関する情報提供
- ・ 調理に携わる人への正しい食習慣に関する情報提供
- ・ 栄養成分表示*の普及啓発の実施

適正体重を維持するためには、運動に係る取り組みも必要であることから、主な内容については、(2) 身体活動・運動の欄にも掲載しています。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

【目標】

子どもの頃から良好な食生活の形成を図ります

食生活の乱れや栄養の偏りが生活習慣病につながるため、共食や朝食摂取、野菜摂取、食塩の適正な摂取などを子どもの頃から推進し、良好な食生活を形成します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 共食について理解を深め、実践します。
- ・ 朝食欠食による健康への影響についての知識と理解を深めます。
- ・ 良好な食生活についての知識と理解を深めます。
- ・ 子どもの頃から朝食摂取、野菜摂取、減塩のもたらす効果について学び、実践します。
- ・ 保護者として、朝食摂取、野菜摂取、減塩のもたらす効果について学び、家庭で実践します。

市民を支える取り組み

- ・ 共食の重要性について普及啓発に努めます。
- ・ 朝食欠食による健康への影響について普及啓発に努めます。
- ・ 保育所、幼稚園、学校、職域などにおいて、ライフステージに応じた食育を強化します。
- ・ 朝食摂取、野菜摂取、減塩のもたらす効果について子ども及び保護者への普及啓発に努めます。
- ・ 食生活改善推進団体の育成・支援をします。

【主な内容】

- ・ 食育関連事業において、共食、朝食摂取などの良好な食生活に関する情報提供
- ・ 食生活に関する教室、相談体制の充実
- ・ 保育所、幼稚園、学校などにおける食育の充実
- ・ 調理をする人への正しい食習慣に関する情報提供
- ・ 相模原市食生活改善推進団体（わかかな会）*の活動の支援

相模原市
食生活改善推進団体
サガビー



*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

(2) 身体活動・運動

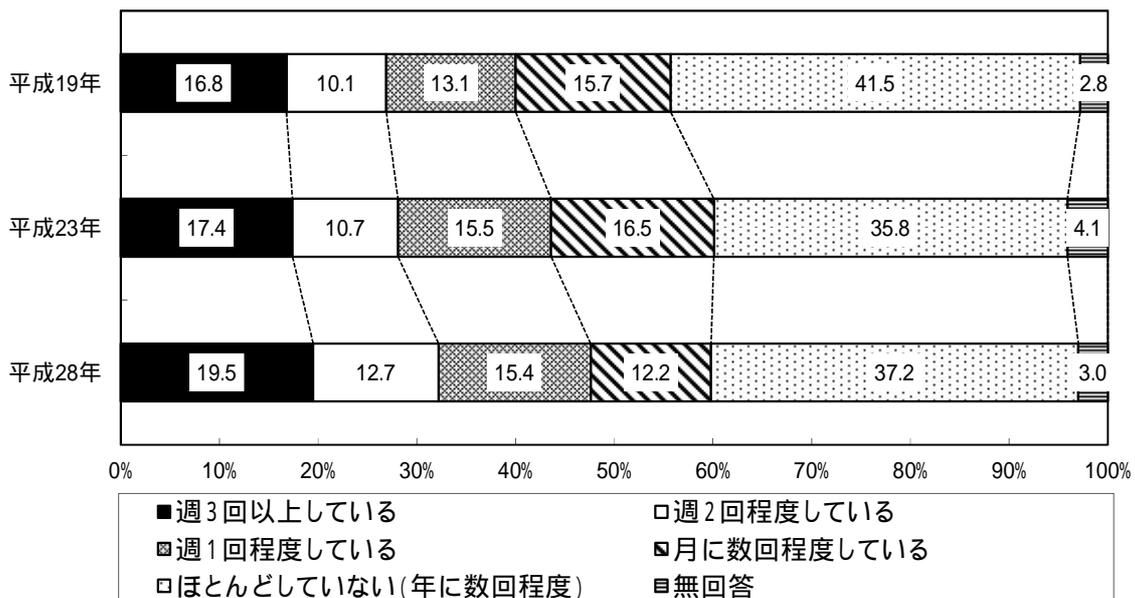
【現状と課題】

身体活動や運動は、生活習慣病の予防や気分転換、ストレス解消などに効果があるほか、主観的健康感の向上との関連が深く、健康寿命の延伸に有用であると考えられています。また、高齢者においても歩行など日常生活における身体活動が寝たきりや死亡のリスクを減少させる効果のあることが示されています。

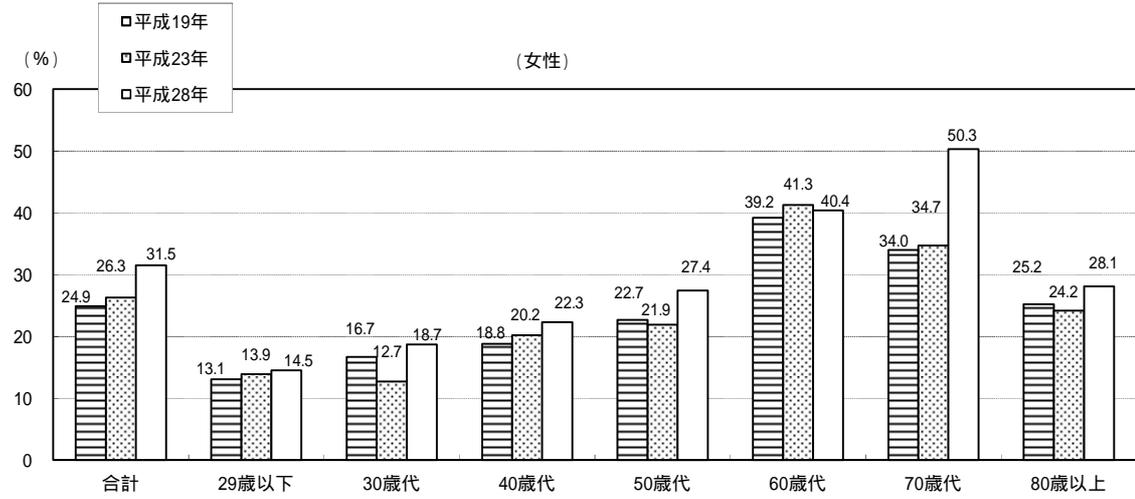
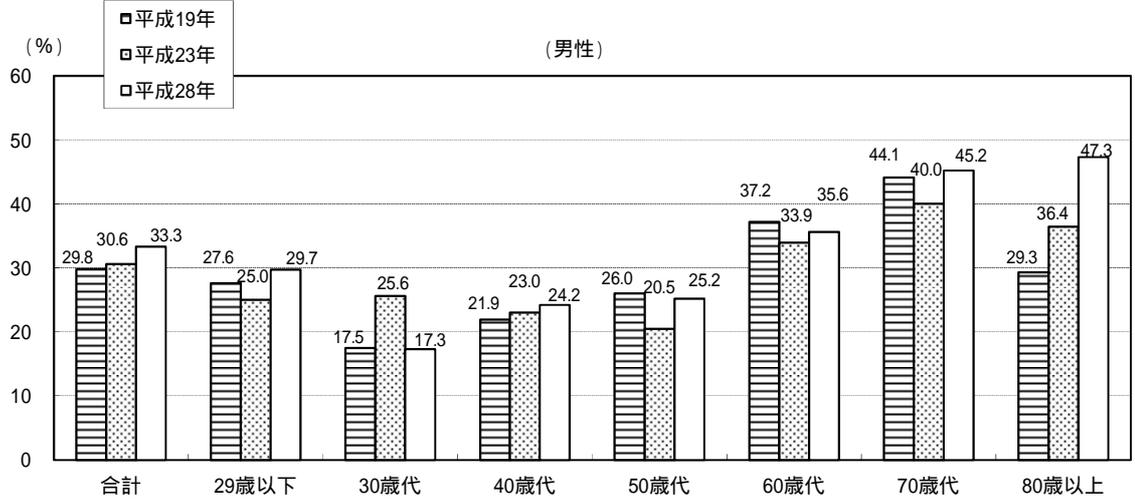
運動習慣のある人は、週2回程度以上が32.2%で前回調査より増加傾向にあり、運動を継続できている理由として「健康・肥満解消・体力づくり」が68%と前回調査時と比較すると増加しています。一方、運動をほとんどしていない人は37.2%となっており、特に働き盛り・子育て世代に多くなっています。運動をほとんどしていない理由は、「忙しく、時間がない」「仕事などで普段身体を動かしている」「運動する場所や機会がない」などが多く、前回調査と同じ傾向です。また、運動をほとんどしていない人の約半数が、ストレスや首の痛み・肩こりをしばしば感じています。

地域などでの健康づくりの活動が、仲間づくりや運動の継続性につながると考えられることから、今後も引き続き、運動しやすい環境整備などにより、働き盛り・子育て世代を含めた運動習慣を持つ市民の増加を図ることが必要です。

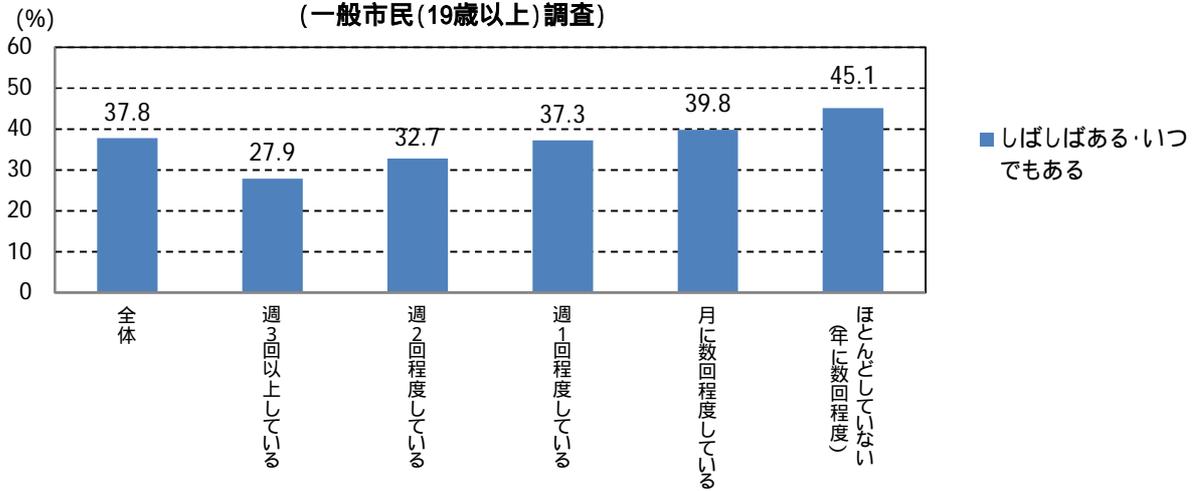
運動習慣の状況(一般市民(19歳以上)調査)



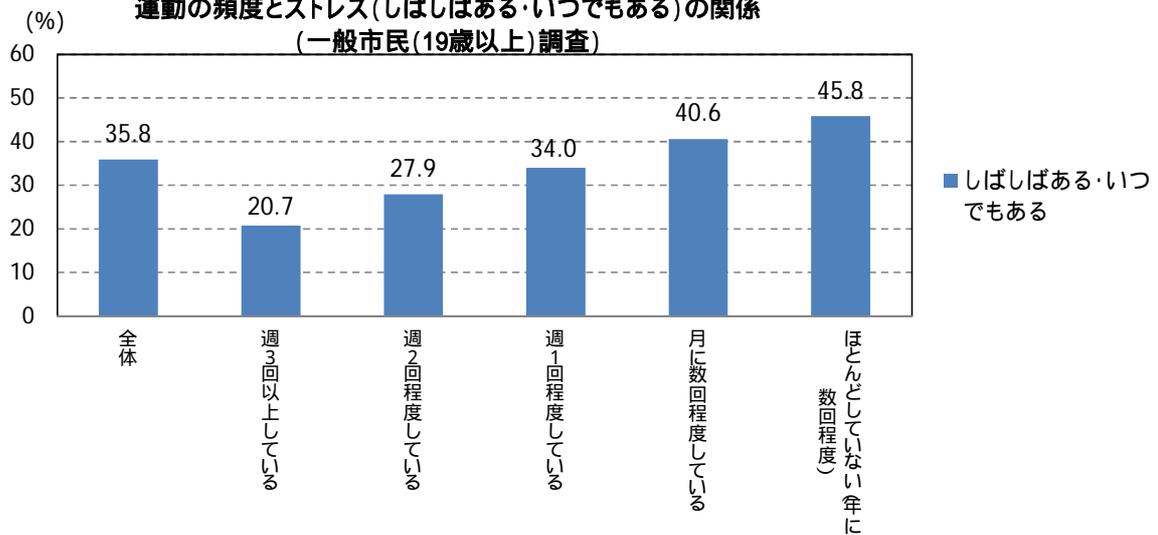
運動習慣をもつ人の割合の経年変化(一般市民(19歳以上)調査)



運動の頻度と首の痛み・肩こり(しばしばある・いつでもある)の関係
(一般市民(19歳以上)調査)



運動の頻度とストレス(しばしばある・いつでもある)の関係
(一般市民(19歳以上)調査)



【目標】

運動習慣を持つ人を増やします

30分以上の息のはずむ程度の運動を週に2回以上する運動習慣を持つ人を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 運動効果について学び、自分の身体の状態を確認します。
- ・ 身体を動かすことで運動効果を実感します。
- ・ 自分に適した運動習慣を身に付けます。

市民を支える取り組み

- ・ 運動の効果や日常生活で身体活動を増やす工夫などについて普及啓発に努めます。
- ・ 健康づくりに関わる各種団体の育成・支援をします。
- ・ 運動・スポーツに関する各種教室・大会を実施します。
- ・ 運動・スポーツに関する情報提供に努めます。

【主な内容】

- ・ 健康増進や健康づくりに関わる保健事業の実施
- ・ 公民館などにおける体育事業の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員*による健康づくり活動の推進
- ・ 相模原市スポーツ推進委員*による活動の推進
- ・ 運動・スポーツに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 民間運動施設との連携推進
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成支援

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【運動教室】

【目標】

地域などで定期的に運動を行う活動を増やします

運動の楽しさを知り、一緒に運動する仲間との活動を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 運動の楽しさを知り、一緒に運動する仲間をつくります。
- ・ 地域などで行われている運動に関する活動について情報を収集します。
- ・ 地域などで行われている運動に関する活動に参加します。
- ・ 日常生活の中で身体活動(家事など)を増やす工夫をします。

市民を支える取り組み

- ・ 地域などでの仲間づくりや活動の場づくりに努めます。
- ・ 運動の効果や日常生活で身体活動を増やす工夫などについて普及啓発に努めます。
- ・ ラジオ体操指導者の養成に努めます。

【主な内容】

- ・ ラジオ体操の普及や支援
- ・ 住民の主体的な活動による百歳体操など高齢者の介護予防活動の普及や支援
- ・ 相模原市健康づくり普及員による健康づくり活動・介護予防活動の推進



【ラジオ体操講習会】



【百歳体操】

(3) たばこ

【現状と課題】

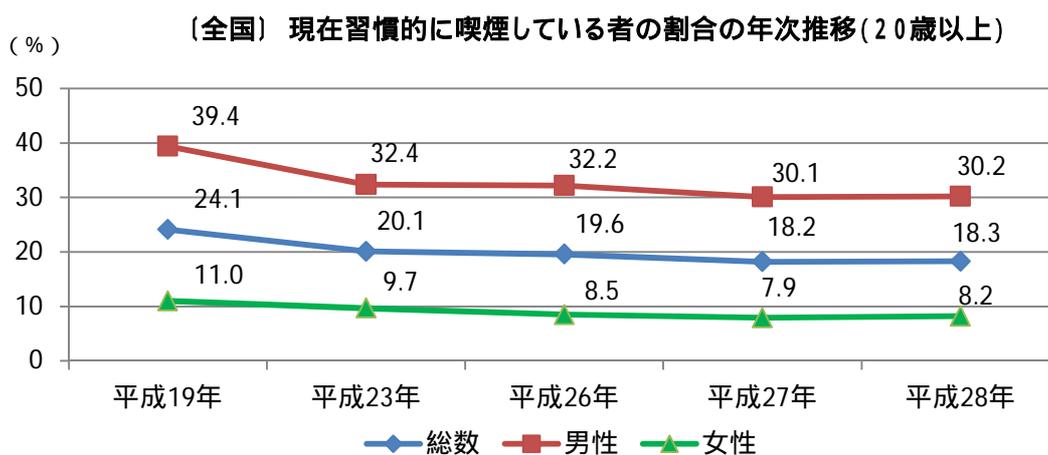
喫煙率については、健康意識の高まり、喫煙の規制強化、たばこの価格上昇などから、以前は減少傾向にありましたが、全国における成人の喫煙率は18.3%で、近年下げ止まり傾向が見られます。このような中、本市の喫煙率は、今回の調査においては16.0%となっており、全国と同様に下げ止まり傾向にあります。

本市で「禁煙方法について相談できる場所を知っている人」の割合は41.2%であり、相談できる場所についての啓発が必要です。

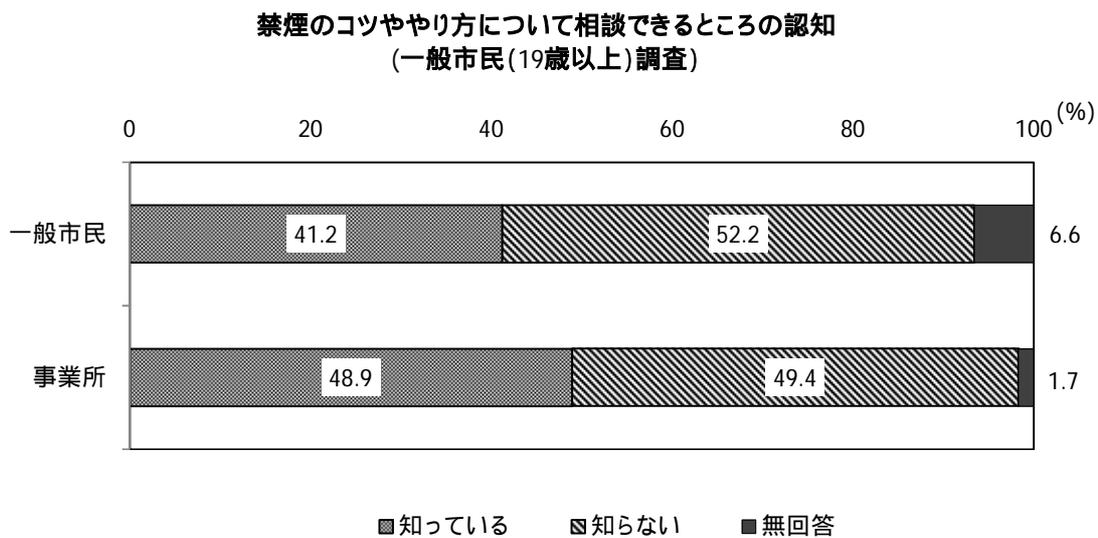
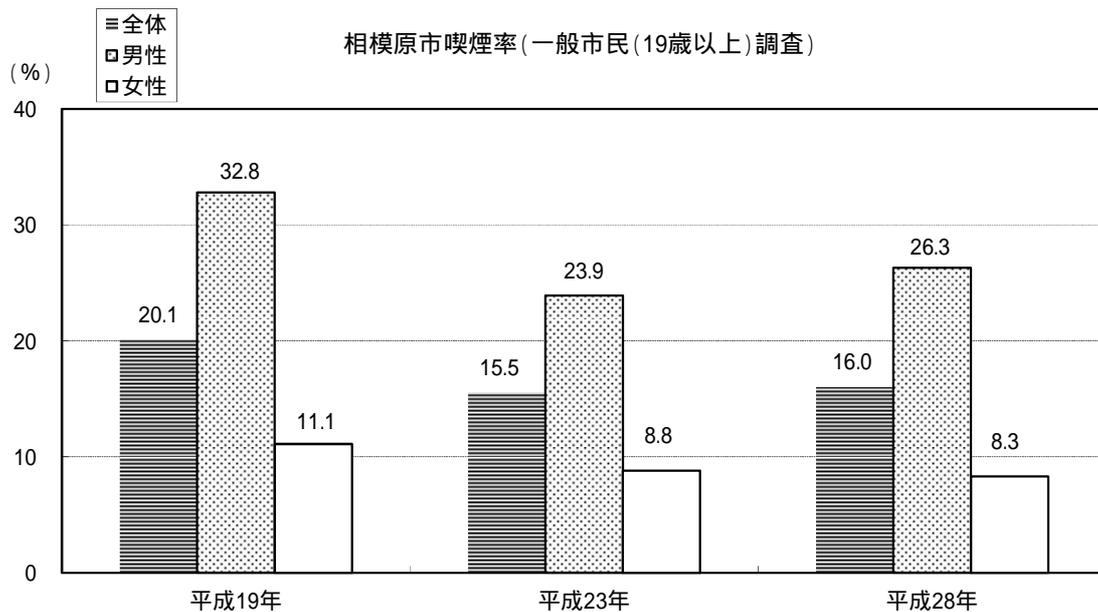
喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、歯周病など多くの疾病と関わりがあるばかりでなく、周囲の人の健康にも影響を及ぼすため、受動喫煙*防止の観点からも、更なる喫煙率の減少をめざしていく必要があります。特に妊娠中の女性の場合には、喫煙や受動喫煙により、流産や早産、低出生体重児が生まれる危険性が高くなることから注意が必要です。

また、中高生における喫煙や成人後の喫煙意向は、前回調査時より減少していますが、依然としてなくなる状況にありません。未成年者の喫煙は、健康被害が大きく、かつ成人に比べ、早期にニコチン依存症を形成することから、未成年者のたばこ対策を推進する必要があります。

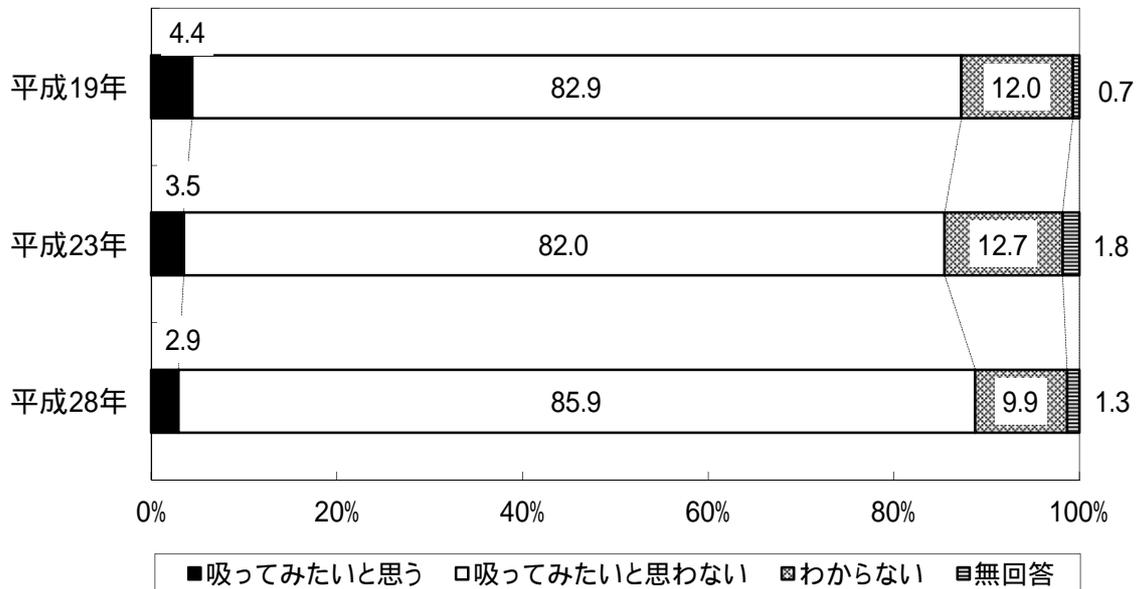
*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照



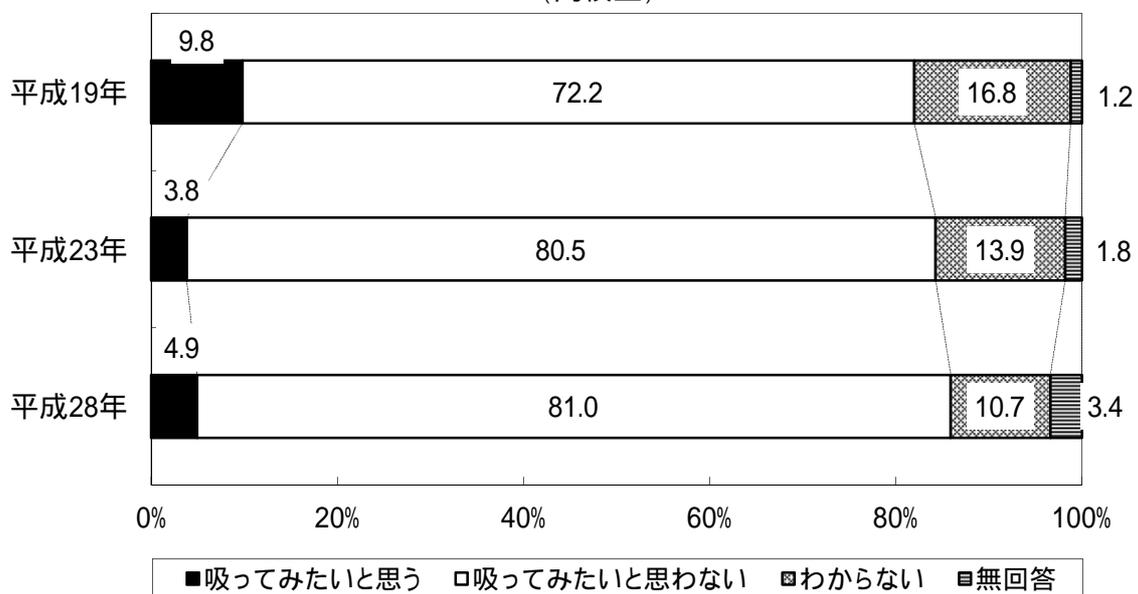
資料：厚生労働省 平成28年国民健康・栄養調査結果の概要



成人後の喫煙意向(中高生調査)
(中学生)



(高校生)



【目標】

喫煙する人を減らします

喫煙者本人や周囲の人の健康被害を確実に減少させるため、喫煙する人を減らします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 子どもの頃から喫煙や受動喫煙の害について正しい知識と理解を深めます。
- ・ 禁煙外来*や市の健康教室などを活用し、禁煙に挑戦します。
- ・ 禁煙仲間を作ります。
- ・ 全ての人を受動喫煙をしないよう、また、させないように努めます。

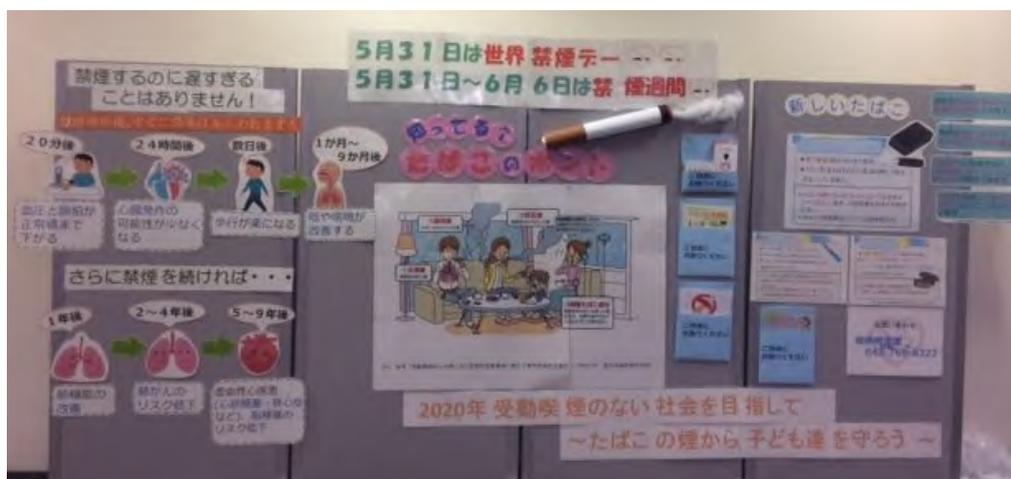
市民を支える取り組み

- ・ 喫煙や受動喫煙の害について普及啓発に努めます。
- ・ 禁煙の推進及び禁煙支援の充実に努めます。
- ・ 禁煙場所を拡大し、受動喫煙防止に努めます。
- ・ 地域や家庭、学校、職域などとの連携を図ります。

【主な内容】

- ・ イベント会場などにおける禁煙啓発コーナーの設置
- ・ 禁煙や受動喫煙に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 禁煙を支援する保健事業の実施
- ・ 妊娠、出産、子育て期における禁煙啓発の実施

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【受動喫煙防止活動】

【目標】

未成年者の喫煙及び中高生の成人後の喫煙意向をなくします

未成年者の喫煙は、身体の成長の妨げとなるばかりでなく、たばこへの依存をより強めることから、本人への働きかけのみならず周りが協力して喫煙をさせないようにします。また、中高生の成人後の喫煙意向についてもなくします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 喫煙や受動喫煙の害について学びます。
- ・ 喫煙について困ったときには、周囲の人や専門機関に相談します。
- ・ 周りの人から喫煙を勧められても断ります。
- ・ 未成年者に喫煙させない環境づくりに努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 未成年者の喫煙防止について普及啓発に努めます。
- ・ たばこや受動喫煙に関する相談・健康教育事業の充実を図ります。
- ・ 地域や家庭、学校、職域などとの連携を図ります。

【主な内容】

- ・ 小学生からの喫煙防止教育の実施
- ・ 高校生への防煙教育の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員による受動喫煙防止教育の実施
- ・ 禁煙や受動喫煙に関する情報のホームページなどによる提供

(4) アルコール

【現状と課題】

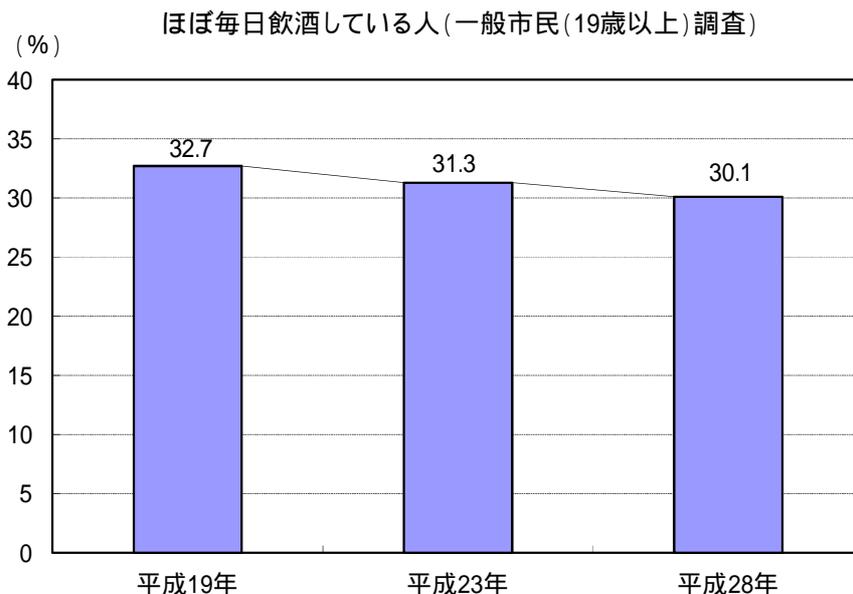
アルコールは、多量摂取を継続することによって、生活習慣病を引き起こし、心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも大きな影響を及ぼすことが知られています。

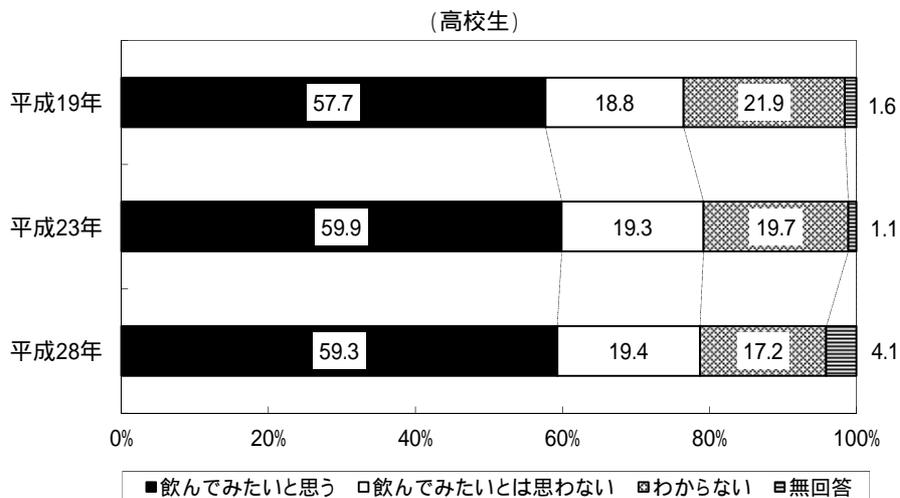
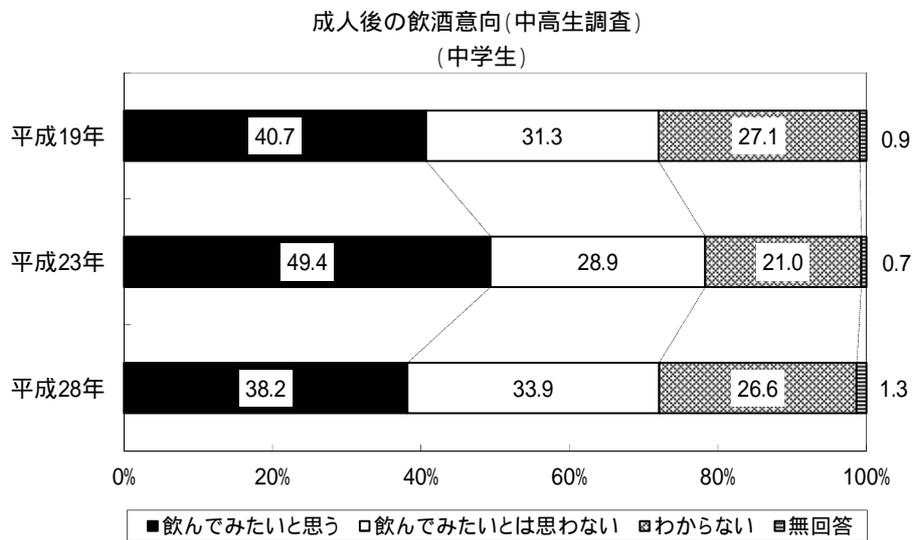
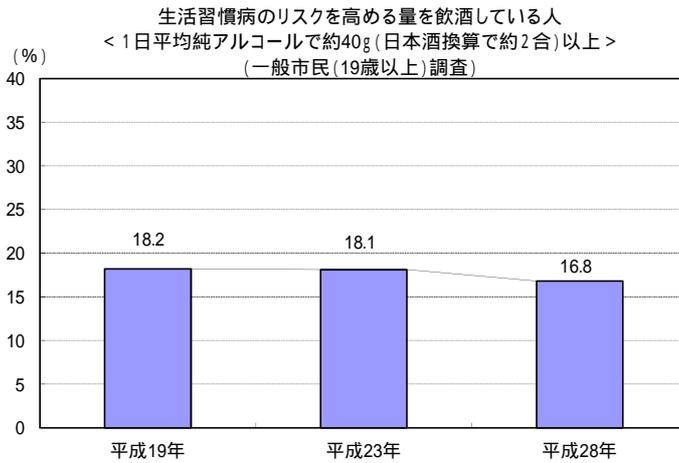
本市においては、飲酒している人のうち、ほぼ毎日飲酒している市民は30.1%、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民は16.8%であり、前回調査から減少しています。

また、アルコールについての基礎的な知識については、1日の適量が分からない人が36.2%と増加しています。

未成年者の飲酒について中高生の飲酒経験の割合を見ると、中高生ともに減少しています。飲酒のきっかけは、「親が飲酒をしていたから」「好奇心から」が多くなっています。また、成人後の飲酒意向については、中学生で38.2%と減少していますが、高校生で59.3%となり、前回調査と比較すると有意な変化は見られませんでした。

引き続き、適正飲酒の知識と行動を身に付けている人の増加を図るとともに、心身に悪影響を及ぼし、社会的な問題を引き起こしやすい未成年者の飲酒をなくすことへの取り組みの強化が必要です。





【目標】

適正飲酒の知識と行動を身に付けている人を増やします

アルコールと健康問題について適切な判断ができ、より健康的な行動に結び付くよう、適正飲酒の知識と行動を身に付けている人を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ アルコールや適正飲酒について正しい知識と理解を深めます。
- ・ アルコールについて困ったときには、周囲の人や専門機関に相談します。

市民を支える取り組み

- ・ アルコールや適正飲酒について普及啓発に努めます。
- ・ アルコール問題に関する相談・健康教育事業の充実を図ります。

【主な内容】

- ・ 適正飲酒の普及啓発
- ・ ライフステージに応じた健康教育、普及啓発、保健指導などの充実
- ・ 地域、職域などとの連携推進
- ・ アルコール関連問題を有する人や家族に対する専門相談の実施

【目標】

未成年者の飲酒をなくします

未成年者の飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすい上、飲酒開始年齢が若いほど将来のアルコール依存症リスクが高くなるといわれています。また、未成年者の飲酒は、事件や事故に巻き込まれやすくなるなど、社会的な問題をも引き起こすため、アルコールの害について成人する前に正しい知識を持っている人を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ アルコールについて正しい知識を学びます。
- ・ アルコールについて困ったときには、周囲の人や専門機関に相談します。

市民を支える取り組み

- ・ 未成年者へのアルコールの害についての普及啓発に努めます。
- ・ アルコールに関する相談・健康教育事業の充実を図ります。
- ・ 未成年者に飲酒させない環境づくりに努めます。

【主な内容】

- ・ 未成年者へのアルコールの害についての普及啓発の実施
- ・ 地域や家庭、学校、職域などとの連携推進
- ・ 学校の授業を通じたアルコールの害についての普及啓発の実施

(5) 歯・口腔

【現状と課題】

歯・口腔の健康は、おいしい食事をとれるなどの食生活や会話を楽しむなどの日常生活に不可欠なものとなっています。また、生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な意味も持っているため、乳幼児期から高齢期を通じて積極的に歯の健康を守る必要があります。

本市における幼児のむし歯有病者率は、近年改善傾向にあり、3歳6か月でむし歯のない幼児は83.7%となっています。一方、治療をしていない多数のむし歯（4本以上）を有している3歳6か月の幼児は3.7%となっています。歯と口腔の健康を維持するためには、乳幼児期からむし歯予防に努める必要があるため、特にこうした多数のむし歯を持つ幼児の状況について改善する必要があります。

歯周病*の有病者率については、40歳代で進行した歯周炎*のある人は43.6%と過年度より減少傾向にありますが、更に低減できるよう引き続き取り組むことが必要です。また、歯周病は、肺炎・糖尿病・脳血管疾患などの全身疾患に関与しているといわれているため、歯周病を予防することは、全身の健康管理の面からも重要です。中学生の約2割に歯肉炎*があるなど、若い世代においても歯周病が認められるため、早い時期から予防について取り組むことが大切です。

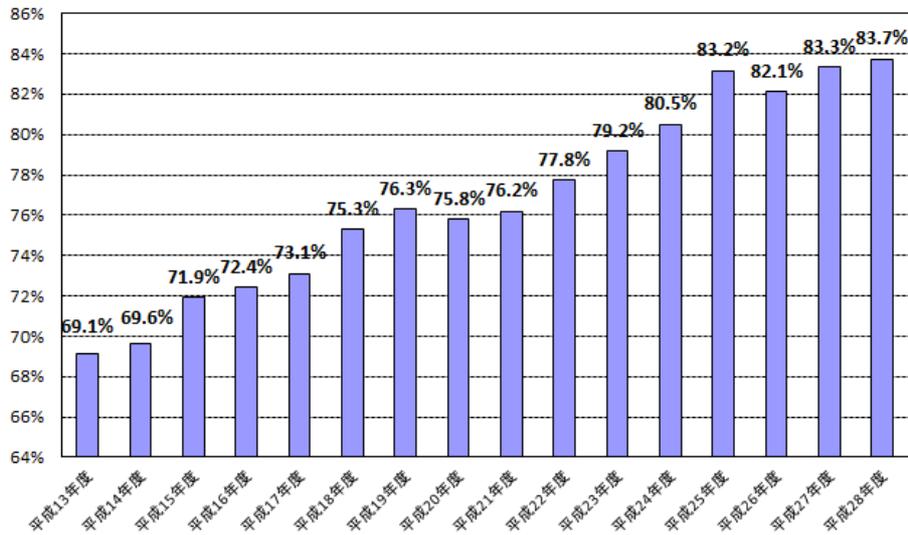
むし歯や歯周病の予防には、自身で行う適切なブラッシング（セルフケア）と、かかりつけ歯科医において、歯石除去や歯みがき指導などのメンテナンス*（プロフェッショナルケア）を定期的に受けることが大切です。

しかし、定期的に歯科医療機関を受診している19歳以上の市民は39.0%、1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けている19歳以上の市民は38.8%で、いまだかかりつけ歯科医機能が十分に定着していないことがうかがわれます。

市民の歯と口腔の健康を維持するため、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた総合的な歯科保健対策の充実を図ることが必要です。

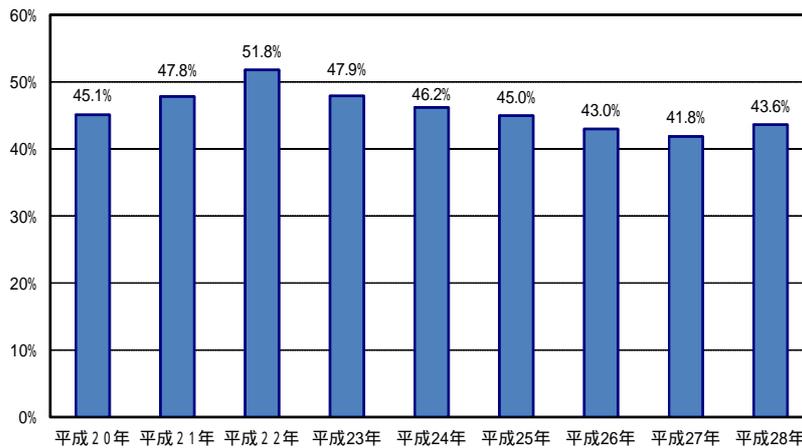
*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

3歳6か月児におけるむし歯のない者の割合



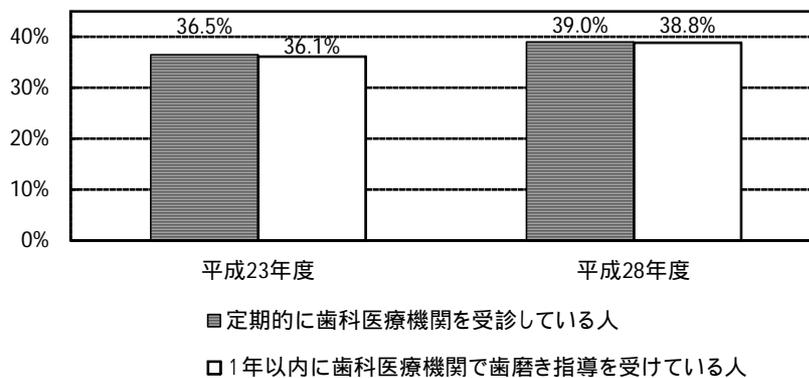
資料：歯科健康診査に係る実施状況報告

40歳代における歯周炎の割合



資料：相模原市お口の健康診査（成人歯科健康診査）結果

定期的に歯科医療機関を受診している人等（19歳以上）



資料：相模原市市民歯科保健実態調査結果

【目標】

むし歯のない幼児を増やします

幼児期は基本的な生活習慣を身に付ける重要な時期であることから、歯みがきの習慣を身に付け、フッ化物*の利用、甘い食品や飲料を控えるなど幼児期からの歯の健康づくりへの取り組みを推進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・歯や口腔に関心を持ち、むし歯を予防するための正しい知識と理解を深めます。
- ・保護者は、子どもに歯みがきの大切さを教えるとともに、子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深め、実践します。
- ・むし歯を予防するための正しい歯みがきの方法を身に付けます。
- ・デンタルフロス、歯間ブラシなどの補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。
- ・正しい食習慣や生活習慣を身に付けます。
- ・フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します。

市民を支える取り組み

- ・ライフステージごとのむし歯予防の重要性について普及啓発に努めます。
- ・規則正しい食習慣・生活習慣、歯みがきの必要性や適切な方法について普及啓発に取り組みます。
- ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。
- ・フッ化物の効果、利用方法について普及啓発に取り組みます。
- ・多数のむし歯を有する幼児及びその保護者への支援を強化します。

【主な内容】

- ・母親・父親教室（ハロー・マザークラス）の実施
- ・妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）の実施
- ・むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！）の実施
- ・幼児歯科健康診査の実施
- ・保育所、幼稚園、学校などの歯科検診や巡回指導の実施
- ・歯科医による電話相談や歯科衛生士による歯科健康相談の実施
- ・食育関連事業や職域連携事業における普及啓発の実施
- ・歯と口の健康週間など歯の健康づくりに関する情報のホームページなどによる提供

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

進行した歯周病（歯周炎）のない人を増やします

歯周病を予防し、全身の健康を維持するために、歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深め、歯周病を予防するための歯みがきの方法（特に、補助的清掃用具の使用）を実践することができるよう普及啓発に取り組みます。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます。
- ・ 歯周病を予防するための歯みがきの方法を実践します。
- ・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。
- ・ 全身の健康と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます。
- ・ 喫煙者は、喫煙が歯や歯肉に与える影響について知識と理解を深め、禁煙に努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 歯周病の原因や症状について普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強く、生活習慣病などの全身疾患に関連があることについて普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯や歯肉に与える喫煙や受動喫煙の影響について普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯周病を予防するための歯みがきの必要性や適切な方法、入れ歯のお手入れ方法について普及啓発に取り組みます。
- ・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。

【主な内容】

- ・ 保育所、幼稚園、学校などの歯科検診や巡回指導の実施
- ・ 成人歯科健康診査（お口の健康診査）の実施
- ・ 歯科医による電話相談や歯科衛生士による歯科健康相談の実施
- ・ お口の元気チェックコーナーなどの歯科保健普及啓発事業の実施
- ・ 職域連携事業における普及啓発の実施
- ・ 歯と口の健康週間など歯の健康づくりに関する情報のホームページなどによる提供

【目標】

定期的に歯科医療機関を受診する人を増やします

むし歯や歯周病の予防として、歯石除去や歯みがき指導などのメンテナンスを受けるため、定期的に歯科医療機関（かかりつけ歯科医*）を受診する人を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。
- ・ 定期的に歯科医療機関を受診し、むし歯や歯周病を予防するためのメンテナンスを受けます。

市民を支える取り組み

- ・ かかりつけ歯科医機能について普及啓発に取り組みます。
- ・ 自覚症状がなくても、むし歯や歯周病を予防するために、定期的に歯科医療機関を受診し、メンテナンスを受ける必要があることについて普及啓発に取り組みます。

【主な内容】

- ・ 母親・父親教室（ハロー・マザークラス）の実施
- ・ 妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）の実施
- ・ むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！）の実施
- ・ 幼児歯科健康診査の実施
- ・ 保育所、幼稚園、学校などの歯科検診や巡回指導の実施
- ・ 成人歯科健康診査（お口の健康診査）の実施
- ・ 歯科医による電話相談や歯科衛生士による歯科健康相談の実施
- ・ 職域連携事業における普及啓発の実施
- ・ 歯と口の健康週間など歯の健康づくりに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 訪問歯科診療の推進

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

(6) がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病

【現状と課題】

国では、がん対策推進基本計画に基づき総合的かつ計画的にがん対策が推進されています。

がん検診の受診率は以前に比べ増加していますが、本市における死因の中で、がんが占める割合は依然として最も高い状況となっています。

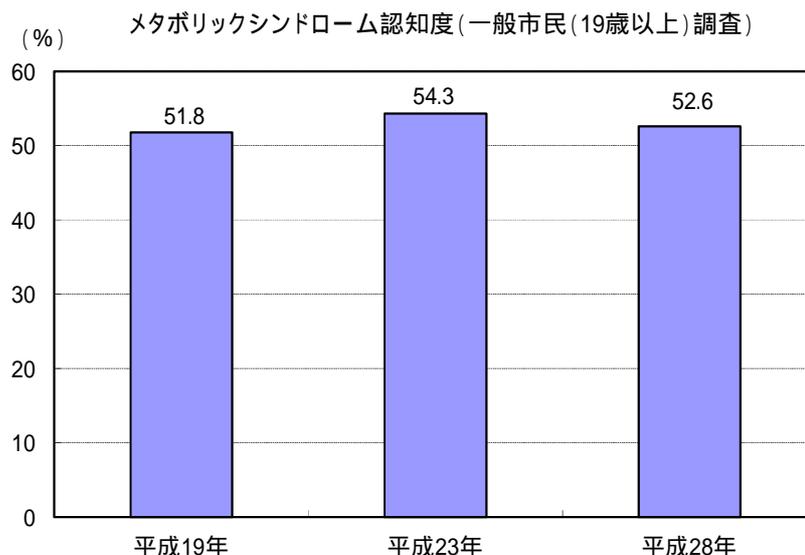
がんの発症を予防するためには、喫煙、飲酒、食生活や運動などの生活習慣を改善する必要があります。また、早期発見や早期治療が重要となることから、更にがん検診の受診率向上を図る必要があります。

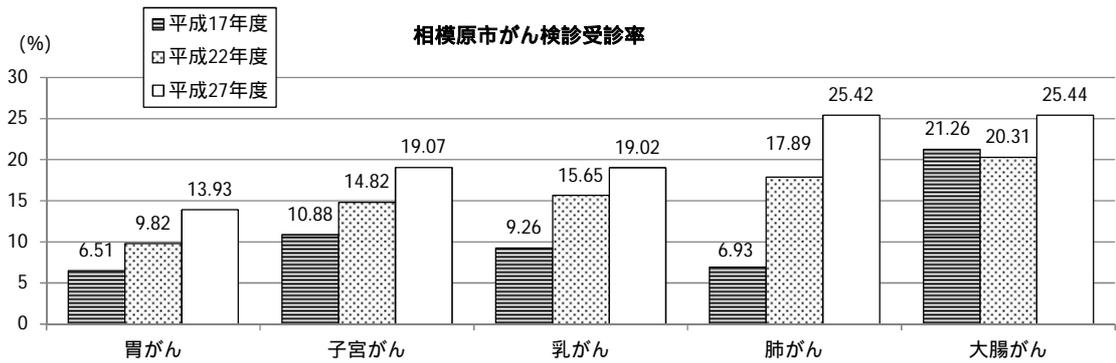
また、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、脂質異常、高血糖の危険因子を複数併せ持っている状態であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、生活習慣病の発症リスクを高めますが、非肥満であっても危険因子が重なるほど脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病の発症頻度が増大します。また、糖尿病が悪化し、合併症が進行すると人工透析なども必要になってきます。

本市における国民健康保険特定健康診査*の受診者の中で、メタボリックシンドロームの人は16.0%、高血圧症で治療中の人は33.9%で、どちらも神奈川県全体の数値と比べ高くなっています。

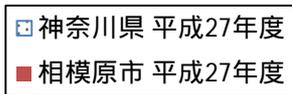
メタボリックシンドローム対策として、食生活の見直しと運動により内臓脂肪を減らすことが必要です。

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

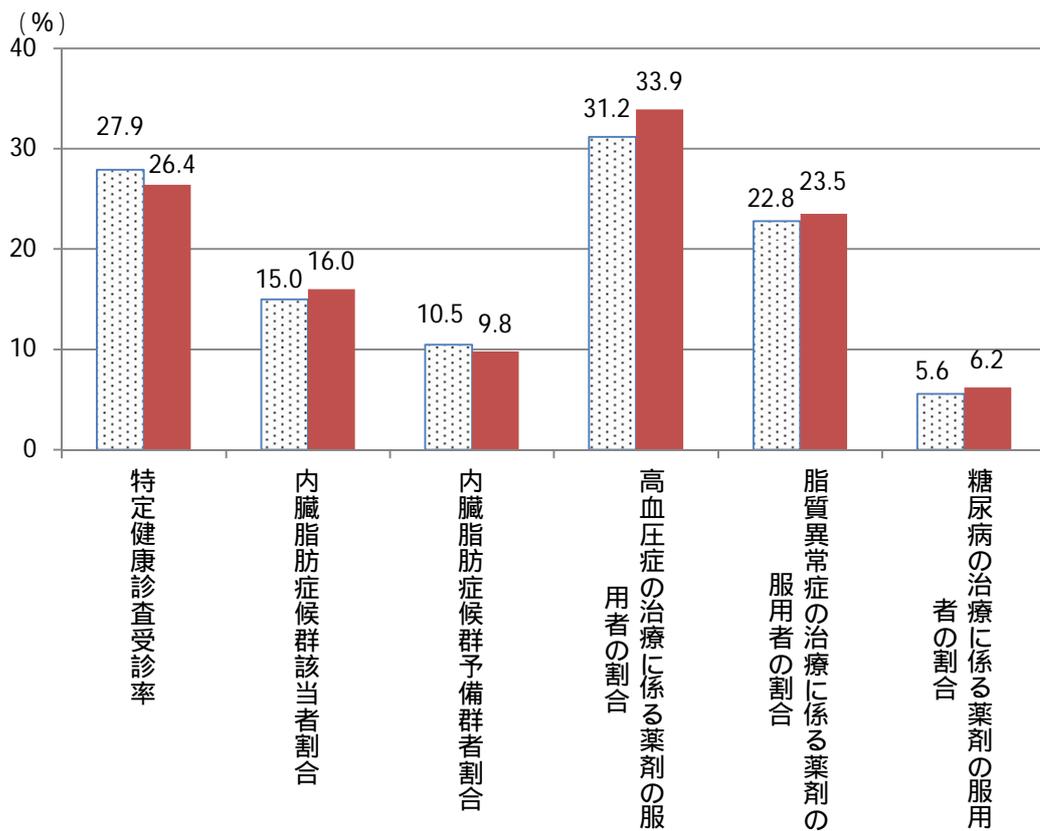




資料：相模原市保健所年報



平成27年度 国民健康保険 特定健康診査の結果



資料：平成27年度国保データベースシステム（地域の全体像の把握）

【目標】

がん検診を受ける人を増やします

がんの早期発見のためには定期的ながん検診が効果的なことから、検診を受ける人を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ がんについての正しい知識と理解を深めます。
- ・ がん予防のために生活習慣の改善を図ります。
- ・ 定期的に検診を受診します。

市民を支える取り組み

- ・ がん予防やがん検診について普及啓発に努めます。
- ・ がん検診の内容の充実を図ります。
- ・ 医療機関、職域保健*などとの連携を図ります。
- ・ がん患者やその家族の不安や悩みの軽減や解消を図ります。

【主な内容】

- ・ がん検診の受診促進のための普及啓発の実施
- ・ がんピアサポート事業*の実施
- ・ がん検診受診促進パートナー制度*の推進
- ・ がん検診に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 学校の授業などにおけるがん検診の大切さについての普及啓発の実施

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【がん予防の普及啓発】

【目標】

生活習慣病の発症や重症化予防の対策を推進します

生活習慣病の発症や重症化予防のために、内臓脂肪型肥満を伴うメタボリックシンドロームや肥満を伴わない高血圧や高血糖と関係のある食事や運動などの生活習慣の改善に向けた総合的な取り組みを推進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 糖尿病や循環器疾患などについての正しい知識と生活習慣改善の必要性についての理解を深めます。
- ・ 自分自身の生活を振り返る機会を作ります。
- ・ バランスの良い食事を理解し、正しい食生活が送れるように心掛けます。
- ・ 適度な運動を理解し、実践します。
- ・ 年に1回は健康診断を受診します。
- ・ 受診が必要な場合は医療機関を受診し治療を継続します。

市民を支える取り組み

- ・ 乳幼児健診、学校、地域活動など様々な機会を通じてライフステージに応じた普及啓発に努めます。
- ・ メタボリックシンドロームと糖尿病、循環器疾患などとの関係について正しい知識の普及に努めます。
- ・ 健康診査、保健指導、健康相談、教育事業などの充実を図ります。
- ・ 地域、学校、職域における保健事業・保健活動の充実を図ります。
- ・ 地域において活動している団体などの健康づくり活動を支援します。
- ・ 働き盛り世代を対象とした関係機関などと連携して活動を展開します。

【主な内容】

- ・ 特定健康診査と若年層への健康診査の実施
- ・ 特定保健指導*の充実と利用促進
- ・ 生活習慣病予防や重症化予防に対する普及啓発や相談など保健事業の実施
- ・ 親子を対象とした調理体験教室の実施
- ・ 給食を通じた食べ物の選び方・食べ方などを理解する食育指導の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員や相模原市食生活改善推進団体（わかな会）による地域における生活習慣病予防のための事業の実施
- ・ 職域などとの連携による若い世代も含めた健康教育の実施

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

(7) こころの健康・精神疾患

【現状と課題】

ストレスを感じる背景には、学校、仕事、家庭、人間関係、病気、喪失体験など様々なものがあります。本市におけるストレスを感じた人の割合は、前回調査と比べてほとんどの年代で増えています。睡眠による休養の状況については、前回調査より好転している年代があるものの、世代別で見ると高校生から 50 歳代までは、十分に休養の取れていない人が 4 割を超えています。

本市の死亡者に占める自殺者の割合は、ライフステージ別で見ると、少年期において増加しているとともに、気分障害やストレス関連障害などによる自立支援医療（精神通院）の件数についても増加傾向にあります。

睡眠障害や過度のストレスは、こころの病気などにつながりやすいため、市民一人ひとりの置かれた状況やライフステージに応じ、こころの健康づくりの支援を実施していく必要があります。特に、学校・仕事・家庭など周りの環境の影響を受けやすい思春期から働き盛り世代への更なる取り組みの強化が必要です。

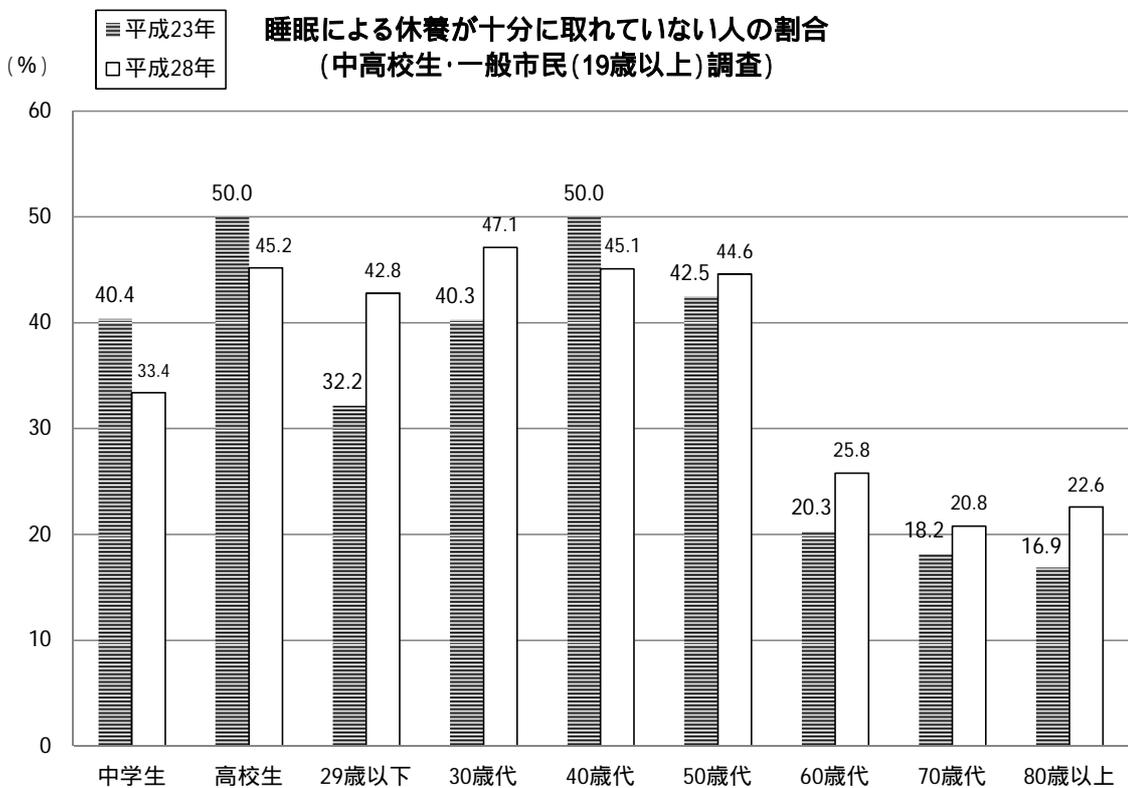
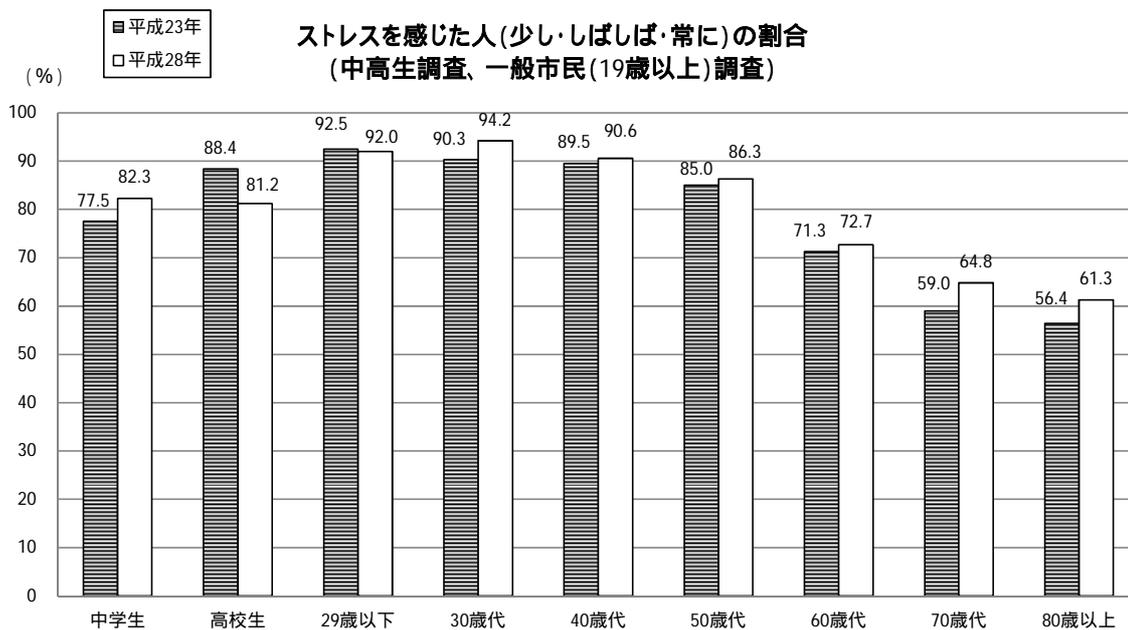
また、相談できる場所を知っておくことは、早期に様々な状況に対応でき、こころの健康づくりにつながっていくと考えられるため、知っている割合が低い層へ届くような情報提供の仕組みづくりの再構築を併せて実施していくことが必要です。

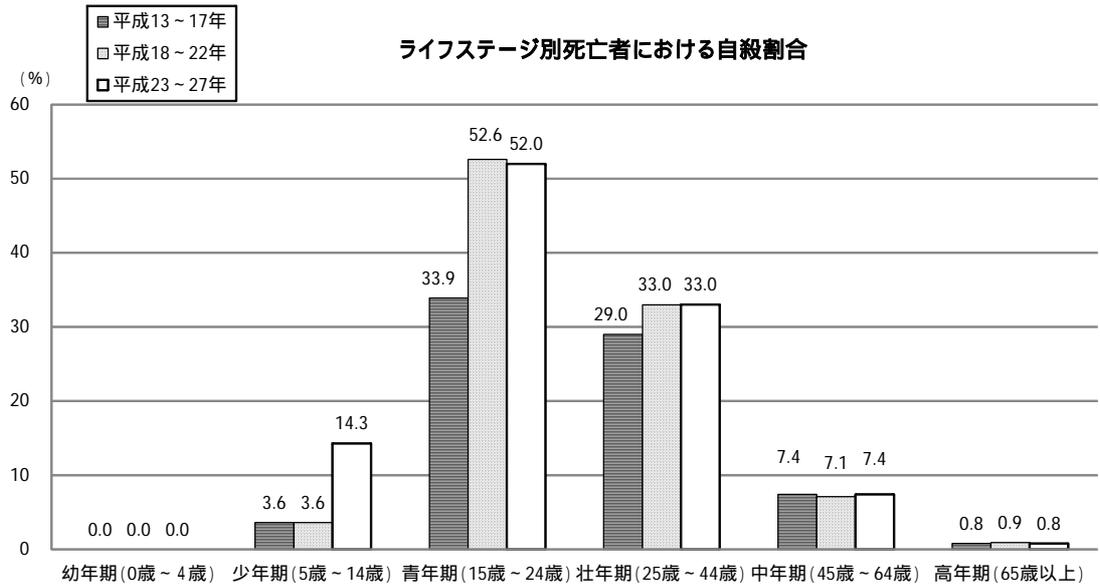
さらに、高齢化の進行に伴い、平成 37 年には我が国の高齢者の 5 人に 1 人が認知症になると見込まれており、認知症の人が認知症とともに、より良く生きていくことができる社会環境をつくりながら、認知症施策を推進する必要があります。

国においては、精神疾患を医療計画における 5 疾病*のひとつとして位置付け、精神疾患に対する偏見をなくすための知識の普及や相談体制の整備などを行い、早期発見、早期治療を推進しており、本市においても、保健・医療・福祉・教育などの幅広い分野での連携強化によるこころの健康づくり・精神疾患への対応や支援の施策をより一層充実することが必要です。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照





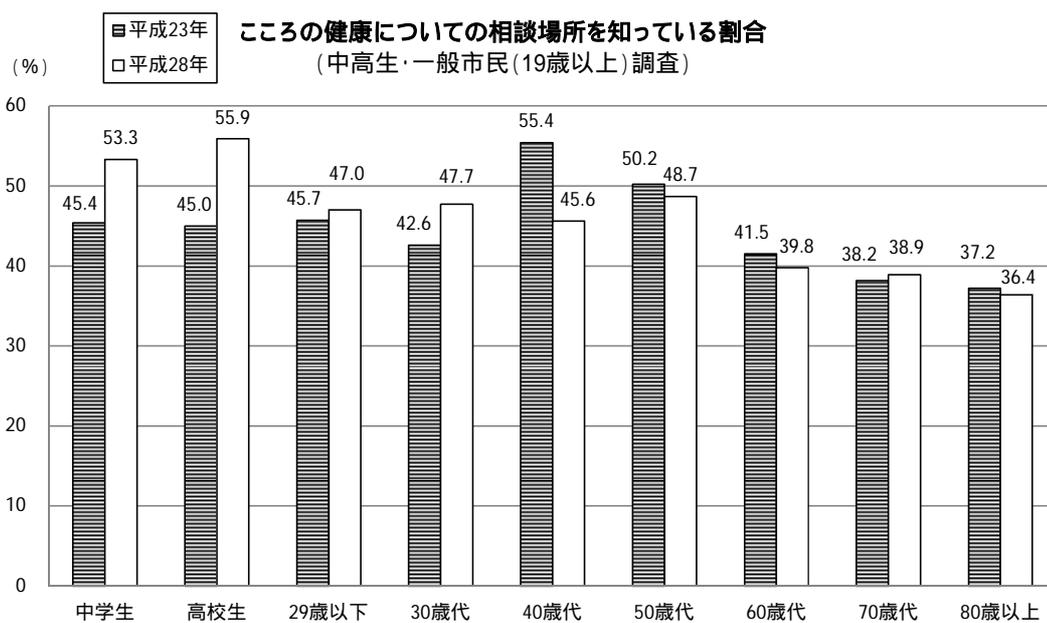


資料：相模原市保健所年報

自立支援医療（精神通院）疾病分類よりの通院件数

	平成 24 年 3 月	平成 29 年 3 月
気分（感情）障害	3,491 件	4,709 件
神経症性障害・ストレス関連障害等	723 件	1,018 件

資料：自立支援医療疾病分類データ（精神保健福祉課）



【目標】

ライフステージに応じたこころの健康づくりを推進します

ストレスを感じたときに対処できるような正しい知識の普及を図るとともに、睡眠による休養が十分に取れていない人を減らします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 自分に合ったストレスの解消方法（睡眠による休養やリラックス方法など）を見付けます。
- ・ 心身の疲労回復のため、質の良い睡眠をとることを心掛けます。
- ・ ストレスを感じたときに周囲の人や専門機関に相談します。

市民を支える取り組み

- ・ ストレスへの適切な対応や睡眠などにより十分な休養をとるための正しい知識、睡眠障害の予防などの普及啓発や健康教育事業の更なる充実を図ります。
- ・ 学校、仕事、家庭などの周りの環境の影響を受けやすい世代や対象などへの対策を強化します。
- ・ 地域保健、学校保健、職域保健の更なる連携の強化や産学官民などによる連携事業の充実を図ります。

【主な内容】

- ・ こころの健康づくり（ストレス、睡眠、適正飲酒など）に関する健康情報の提供
- ・ ストレス、メンタルヘルスや睡眠に関する講演会などの実施
- ・ 生活習慣改善に向けた相談や教育事業（学校における教育事業を含む。）の実施
- ・ 働き盛り世代のメンタルヘルスケア支援事業の実施
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員活動の支援（市の健康課題への取り組みの支援）の実施





健康づくりのための睡眠指針 2014

～睡眠12箇条～

- 1 良い睡眠で、からだもこころも健康に
- 2 規則正しい食生活と定期的な運動が大切
- 3 睡眠不足と生活習慣病は密接な関係が
- 4 こころの健康を保つために睡眠による休養を
- 5 年齢や季節に応じて適正な睡眠時間を
- 6 自分の睡眠に適した環境づくりを
- 7 若年世代は夜更かしを避けましょう
- 8 勤労世代は良い睡眠で疲労回復・能率アップを
- 9 熟年世代は熟睡の工夫が大切
- 10 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない
- 11 睡眠中の身体の異変に要注意
- 12 不眠が改善できないときは、専門家に相談を

(資料：健康づくりのための睡眠指針 2014

発行・編集 厚生労働省)

(イラスト；スゴネタ)

【目標】

精神疾患の早期支援に努めます

精神疾患についての正しい知識の普及や相談場所の周知を効果的に行い、早期発見、早期治療、再発予防に努めるとともに、切れ目のない支援の充実を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ ころの病気に関する相談場所を知り、早めに相談・受診をします。
- ・ 周囲の人の不調に気づいたら早めに相談・受診を勧めます。
- ・ 精神疾患の正しい知識と理解を深めます。

市民を支える取り組み

- ・ 正しい知識の普及を図り、早期発見・早期治療を推進し、再発予防にも努めます。
- ・ ころの病気に関する相談場所の周知を図ります。
- ・ 市内医療機関、教育機関、職域保健などとの連携の強化を図ります。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー*などによる相談体制の周知、充実を図るとともに、精神保健福祉部門との緊密な連携を図ります。
- ・ 職場におけるメンタルヘルスの相談体制を整えている企業、事業所を増やします。
- ・ 精神疾患での入院から退院まで、その後の地域生活など切れ目のない相談体制の充実を図ります。

【主な内容】

- ・ 精神保健福祉相談や思春期・ひきこもり相談、依存症相談の実施
- ・ 統合失調症や気分障害などの精神疾患理解のための、患者やその家族向けセミナーや家族教室の実施
- ・ 自助グループや回復支援施設との連携の実施
- ・ 庁内相談担当職員、教職員などを対象とした精神医学に関する基礎的な教育研修の実施
- ・ かかりつけ医*などを対象にした認知症対応力向上研修の実施
- ・ 精神障害者の地域支援に係るネットワーク会議の実施
- ・ 措置入院者などの退院後支援の充実
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会*や連携事業の実施

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

関係機関などの連携による相談体制の充実を図ります

保健・医療・福祉などの関係機関が更なる連携を図るとともに、相談場所の認知度を高め、こころの不調や精神疾患などの相談に適切に対応する体制づくりを推進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ こころの不調は誰でもなり得ることを認識し、日頃から相談場所を確認しておきます。

市民を支える取り組み

- ・ こころの不調や病気への対処方法に関する普及啓発と情報提供の更なる充実を図ります。
- ・ 入手しやすく、こころに届く周知や情報提供の手法の検討と導入を図ります。
- ・ 保健、福祉、学校など様々な分野において、こころの悩みや不安に対する相談体制の更なる充実を図ります。
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会や精神障害者の地域支援に係るネットワーク会議などを通して、関係機関との連携の強化を図ります。

【主な内容】

- ・ こころの健康づくりやその相談場所に関する情報の提供
- ・ 健康相談や精神保健福祉相談によるこころの相談の実施
- ・ アルコール・薬物、思春期などの専門相談の実施
- ・ 公立小中学校における児童支援専任教諭と生徒指導主任を中心とした相談体制の充実
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会や連携事業の実施
- ・ 精神障害者の地域支援に係るネットワーク会議の実施
- ・ 退院可能な精神障害者の地域移行を進めるため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
- ・ 相談を担う専門職の人材育成
- ・ (仮称)ひきこもり地域支援センターの設置による支援の充実
- ・ 認知症疾患医療センターによる支援

【目標】

個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的・継続的・長期的に自殺対策に取り組み、自殺者数を減らします

関係機関（医療、行政、警察、消防、司法、学校、職域、民間団体など）との連携強化を図るとともに、ゲートキーパー*を増やし、自殺者の減少を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 健康を害したり、経済的な困窮、喪失体験などの状況により、自殺の危険性があるという認識を持ちます。
- ・ 周囲の人の自殺のサインに気づいたときは、積極的に声をかけ、相談機関への相談を促します。

市民を支える取り組み

- ・ 関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の周知、充実を図るとともに、精神保健福祉部門との緊密な連携を図ります。
- ・ 思春期などの若者世代への相談や支援の充実に努めます。
- ・ ゲートキーパーを養成します。
- ・ 自死遺族*を含めた相談者に適切に対応し、支援につなげるために、関係機関の連携強化に努めます。
- ・ 危険な箇所に対して必要な安全対策を強化します。

【主な内容】

- ・ 自殺対策街頭キャンペーンなどの普及啓発の実施
- ・ 学校への出前講座などによる思春期教育事業の実施
- ・ 子どもや若者を対象にした相談支援の実施
- ・ 自殺予防専用電話（“いきる”ホットライン）の実施
- ・ こころの電話相談の実施
- ・ 自死遺族のための自助グループの運営支援充実と地域ネットワークの構築
- ・ 自殺未遂者への支援の実施
- ・ 自殺対策協議会や自殺総合対策に係る庁内会議などによる連携の強化
- ・ ゲートキーパーの養成や職員の対応力向上研修などによる人材育成

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

自殺予防の十箇条

- 1 うつ病の症状に気をつける
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値あるものを失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂に及ぶ

資料：中央労働災害防止協会・労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会編
「職場における自殺の予防と対応」厚生労働省



【自殺対策街頭キャンペーン】

(8) 健康診断・セルフチェック

【現状と課題】

一般市民調査より、現在、市民が治療している病気は、高血圧症 19.0%、糖尿病 6.2%、脂質異常症*6.5%となっており、生活習慣病の割合が多くなっています。健康診断は、病気を早期に発見し、早期治療につなげていくことや、毎日の生活習慣の見直しのきっかけとして有用ですが、過去一年間に健康診断を受診していない市民は約3割となっています。未受診の人を年齢で見ると、男性では70~80歳代、女性では全ての年齢で多くなっており、「普段から医療機関にかかっているため受診しなかった」という理由が約5割を占めています。

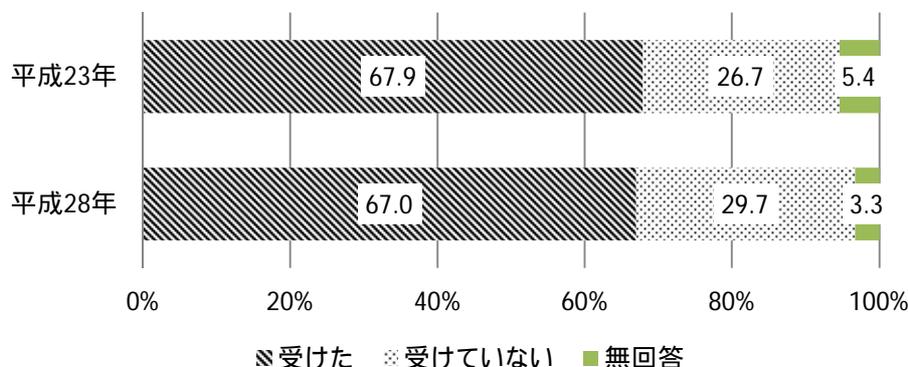
また、社会の大黒柱である働き盛り世代の心身の健康を保持増進することは、健康施策の根幹に関わる重要な課題の一つといわれています。しかし、実際には働き盛り世代の生活は仕事中心になりがちで、生活習慣の乱れやストレスを多く抱え込むなど、様々な健康課題に直面しています。

本市では、平成20年度に「働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会」を設置し、関連機関と連携し働く人の健康づくりを進めていますが、相模原労働基準監督署管内における事業所の定期健康診断での有所見率*は57.5%で増加傾向にあり、国や県と比べてもその割合が高い状況です。

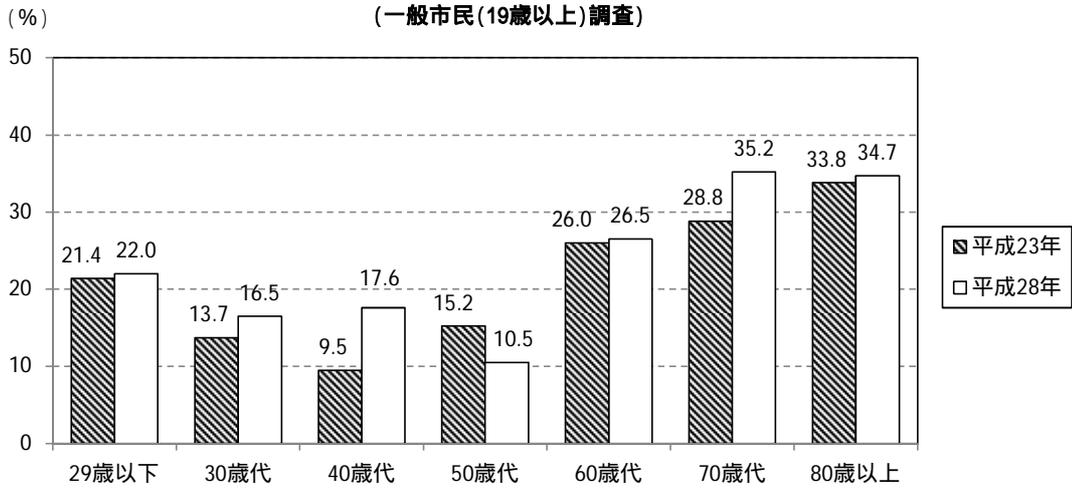
今後、更に定期的な健康診断の受診率を高めるとともに、有所見率の低下に向け職場全体で健康づくりを行う体制づくりなどの取り組みが必要です。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

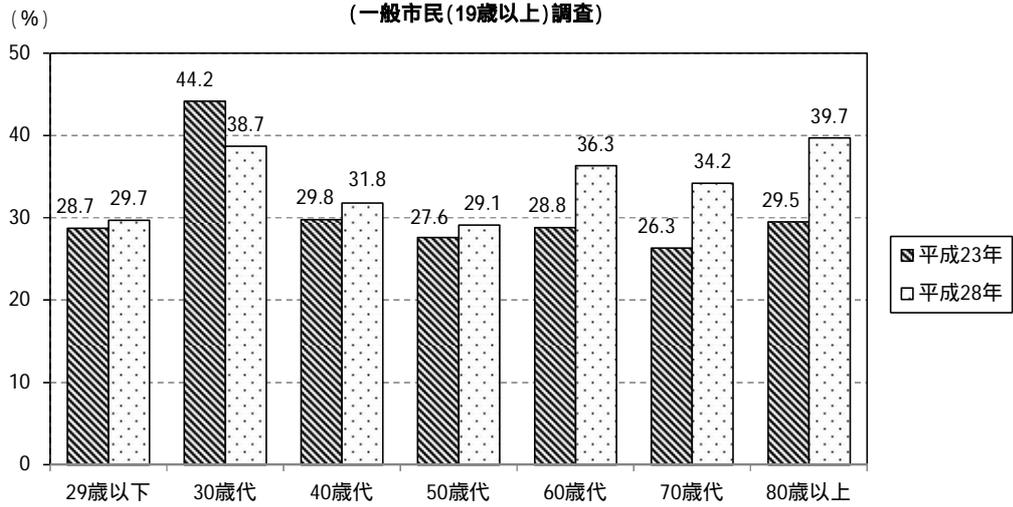
健康診断の受診状況
(一般市民(19歳以上)調査)



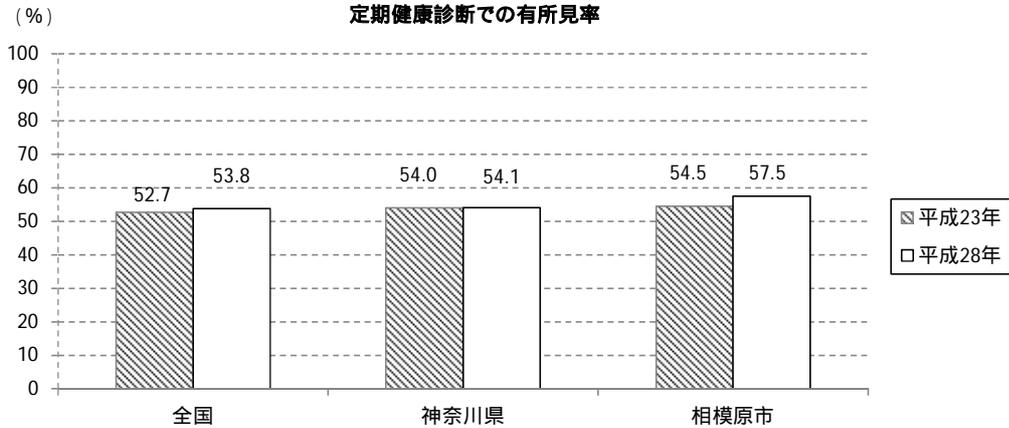
健康診断を受けていない人(男性)
(一般市民(19歳以上)調査)



健康診断を受けていない人(女性)
(一般市民(19歳以上)調査)



相模原労働基準監督署管内における事業所の
定期健康診断での有所見率



資料：相模原労働基準監督署（定期健康診断結果）

【目標】

定期的な健康診断でセルフチェックしている人を増やします

セルフケアをしていくためには、自分自身の健康状態を知ることが必要であり、生涯を通じ、1年に1回は健康診断を受ける人を増やします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 自分自身の健康状態を知ることの大切さを認識します。
- ・ 1年に1回は健康診断を受けます。
- ・ 適時、こころのセルフチェック*をします。
- ・ 健康診断の結果を生活習慣の中に生かします。

市民を支える取り組み

- ・ 健康状態を知ることの大切さについて普及啓発に努めます。
- ・ 健康診断について普及啓発に努めます。
- ・ 健康診断を受けやすい環境づくりに努めます。
- ・ 学校、職域、健康診断実施機関などと連携し、生涯を通して継続した健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・ 健康診断の結果についての相談体制の充実を図ります。

【主な内容】

- ・ 健康診断の受診促進のための普及啓発の実施
- ・ 健康診断などに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施、充実
- ・ 若年層への健康診断、特定健康診査の実施
- ・ 乳幼児健康診査、就学時健康診断の実施

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

定期健康診断における働く人の有所見の割合を減らします

健康づくり対策の重要性について事業主・従業員の健康管理の認識を高めるとともに、働き盛り世代の生活習慣の改善やメンタルヘルスケアに向けた取り組みを推進し、働く人の有所見の割合を減らします。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 1年に1回は健康診断を受けます。
- ・ 適時、こころのセルフチェックをします。
- ・ 事業所はストレスチェックを適切に行い、従業員は自らのストレス状態を把握します。
- ・ 健康診断の結果を理解し、生活習慣に生かします。
- ・ 必要に応じて、医療機関への受診や専門家の健康相談を受けます。
- ・ かかりつけ医を持ちます。

市民を支える取り組み

- ・ 健康診断結果の見方と正しい活用について普及啓発に努めます。
- ・ 効果的な健康づくり対策、ワーク・ライフ・バランス*を推進するため地域保健と職域保健の連携・協働体制を推進します。
- ・ 地域産業保健センター*の活動を周知し、活用する事業所の拡大を図ります。
- ・ 従業員の健康づくりの重要性について事業主に対して啓発します。
- ・ 働き盛り世代と家族に対する健康教育・健康相談などの充実を図ります。

【主な内容】

- ・ 健康診断の受診促進のための普及啓発の実施
- ・ 働き盛り世代と家族を対象とした保健事業の推進
- ・ 事業所・企業などを対象とした連携事業の推進
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施、充実

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

2 基本方針 身近な地域における医療体制の充実

(1) 地域医療

【現状と課題】

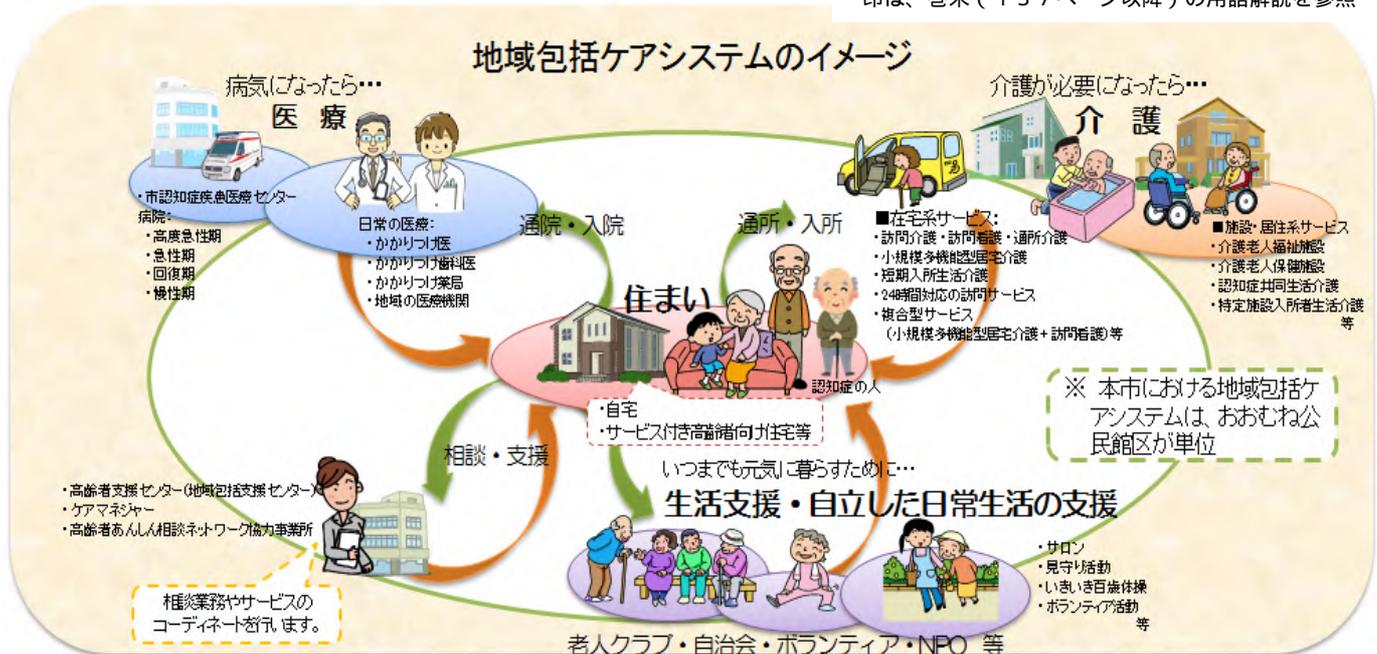
少子高齢化の進行、医療の進歩、生活習慣の多様化などにより疾病構造は大きく変化しています。こうした中、がん、脳卒中などの5疾病と周産期医療、小児医療などの5事業*については、疾病構造の変化に対応した医療体制の構築が求められていることなどから、神奈川県保健医療計画においても、必要な医療連携体制について示されているところです。

また、市民の誰もが住み慣れた地域で、ライフステージを通じていきいきと充実した生活を送ることができるように、自らの健康の保持・増進のために、病気予防や早期発見・早期治療や相談を受けることのできる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局*の重要性が高まっています。

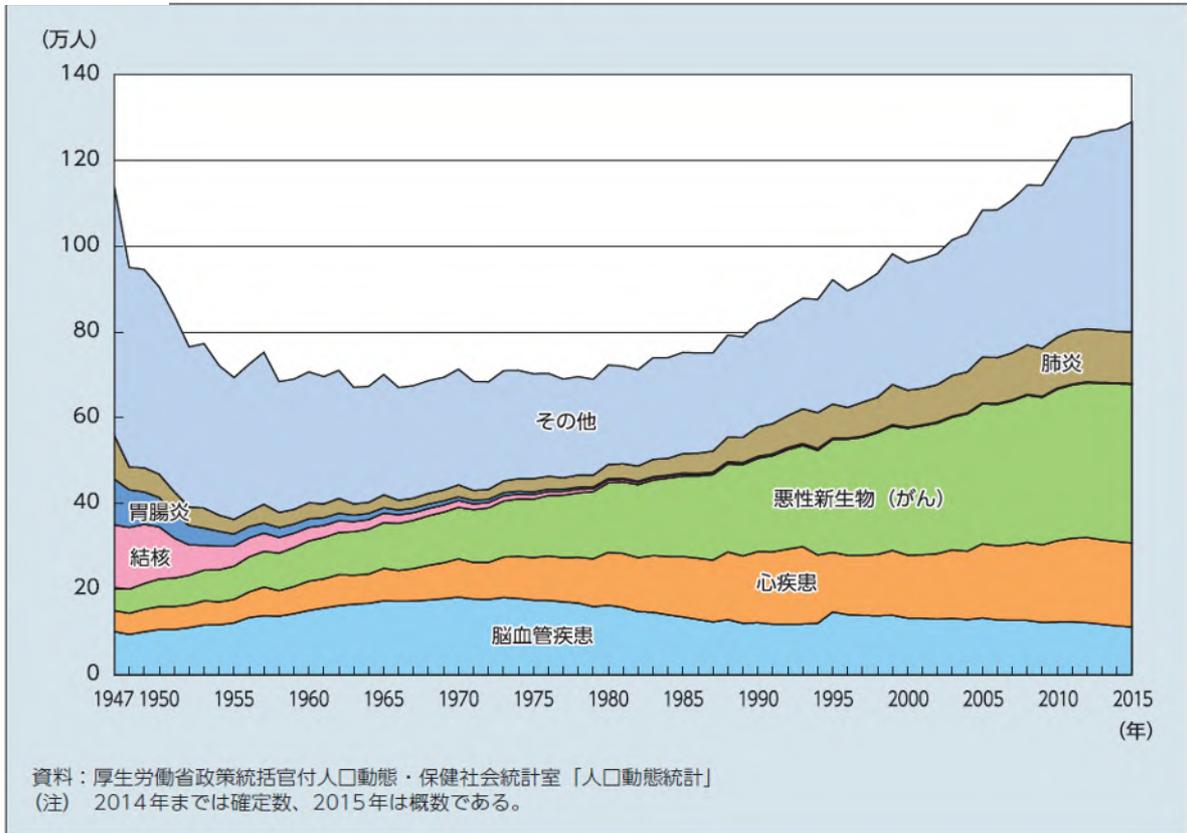
今後、更なる高齢化により、要支援・要介護認定者や認知症患者など、医療的ケアや介護サービスを必要とする在宅療養者の増加も見込まれることから、地域包括ケアシステム*を構築するなど、医療と介護・福祉の連携を推進する必要があります。

また、神奈川県地域医療構想*でも示されているように、今後、医療ニーズの増大が見込まれることから、将来の医療体制を支える医療従事者の確保・養成と医療の安全性・信頼性の確保が必要です。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

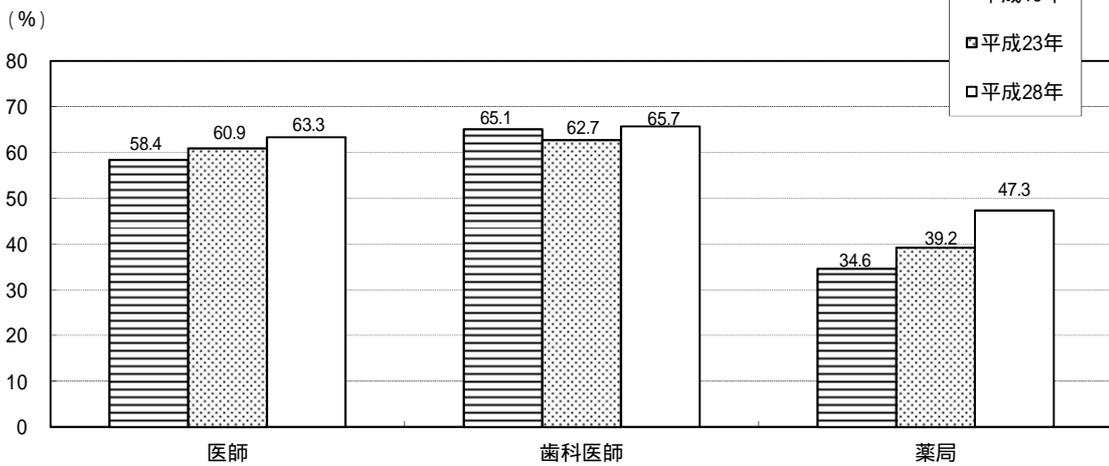


主な死因別に見た死亡者数の推移



資料：厚生労働省ホームページ

かかりつけ医師等を持つ人(一般市民(19歳以上)調査)



【目標】

かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つ人を増やします

市民が身近な地域で気軽に健康状態の相談や治療を受けることができるとともに、必要に応じて高度な医療機関の紹介などを行うことができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の定着化を促進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ かかりつけ医を持つようにします。
- ・ かかりつけ歯科医を持つようにします。
- ・ かかりつけ薬局を持つようにします。

市民を支える取り組み

- ・ かかりつけ医などの必要性の普及啓発に努めます。
- ・ 医療関係団体が行うかかりつけ医などの啓発活動の支援を行います。
- ・ 地域医療支援病院*の運営促進を図ります。

【主な内容】

- ・ かかりつけ医などの普及啓発に係る情報提供
- ・ 地域医療支援病院及び在宅療養支援診療所*との情報交換

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

在宅療養者がよりよい生活を送るための環境を整えます

在宅療養者やその家族などへの支援を充実します。

在宅療養者に対する訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などの在宅医療提供体制の整備を更に促進します。

在宅療養者や家族が尊厳をもって地域で生活できるよう、医療と介護・福祉の連携により、包括的かつ継続的に支えることができる体制の構築を推進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 在宅療養において不安などを感じたときは、周囲の人や専門機関に相談します。
- ・ 訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などを利用します。
- ・ レスパイト*サービスを利用します。
- ・ 療養者の尊厳を大切にします。
- ・ 在宅医療・介護について理解し、考えます。

市民を支える取り組み

- ・ 在宅ケア*関係団体間の連携を推進します。
- ・ 在宅における訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などを促進します。
- ・ 在宅療養者や家族等介護者への支援を推進します。
- ・ 難病*患者などの在宅療養を支える人材を育成します。
- ・ リハビリテーション*に向けた取り組みを推進します。
- ・ 在宅療養に必要な情報提供を行います。

【主な内容】

- ・ 地域包括ケア支援システムによる医療機関・介護サービス事業所などの一元的な情報提供の促進
- ・ 地域ケアサポート医*や在宅ケア連携室を通じた医療や介護従事者の連携の促進
- ・ 市民や医療・介護従事者からの相談への支援のため、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置の検討
- ・ 地域ケアサポート医、認知症サポート医*の充実
- ・ 訪問看護師や介護支援専門員*などへの連携強化のための研修の実施
- ・ 在宅療養支援診療所などの情報提供

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

- ・ 高齢者・介護家族電話相談事業（ホッと！あんしんダイヤル*）や高齢者あんしん相談ネットワーク事業*による介護家族などからの相談への支援
- ・ 医療関係団体による相模原口腔保健センターを活用した寝たきり高齢者などへの歯科診療の実施に向けた検討
- ・ 療育相談支援の実施
- ・ 認知症急性期及び安定期受入れ協力病院連携事業*の実施
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 難病対策地域協議会の実施
- ・ 特定医療費（指定難病）医療給付の実施
- ・ 難病患者等ホームヘルパー養成
- ・ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置
- ・ 要医療ケア障害児在宅支援事業の実施
- ・ 重症心身障害児者訪問看護事業の実施
- ・ 難病患者訪問相談、難病患者個別医療相談支援の実施
- ・ 難病患者一時入院支援の実施
- ・ 難病についての講演会の実施
- ・ リハビリテーション事業への支援
- ・ がんによる療養者のサポート支援の充実
- ・ 終末期等への不安を抱える本人や家族に対する情報発信などの検討
- ・ 緩和ケア*、看取りなどに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ ホームページを活用して在宅医療・介護連携に係る取り組み及び施策の実施状況などの情報提供

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

医療従事者の確保・養成、福祉・介護人材の確保・定着・育成に努めます

医療職を養成する教育機関などとの連携により、将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成を推進します。

医療従事者が安心して勤務できる環境づくりや潜在看護師等の復職支援など、医療機関などの取り組みを支援します。

質の高い安定的なサービスを確保するため、福祉・介護人材の確保・定着・育成に向けた取り組みを推進します。

【取り組みの方向】

市民を支える取り組み

- ・ 医師・看護師などの確保・養成を推進します。
- ・ 総合診療医の養成や潜在看護師等の復職支援など、医療機関などが行っている取り組みを支援します。
- ・ 新たに福祉・介護職をめざす人を始め、他の分野に従事する人や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就業相談会の開催や福祉・介護の魅力発信などを通じて就業機会の創出を図ります。
- ・ 福祉・介護従事者の資質向上と働きやすい職場づくりを支援します。

【主な内容】

- ・ 総合診療医の養成を支援
- ・ 医師修学資金貸付の実施
- ・ 看護師等修学資金貸付の実施
- ・ 潜在看護師等復職支援の実施
- ・ 病院内保育施設の運営を支援
- ・ 児童精神科医の養成を支援
- ・ 福祉と介護の仕事に関する就職相談会の実施
- ・ 福祉・介護従事者に対する研修の実施
- ・ 将来の介護人材の確保・育成に向けた中高生への介護に関する啓発
- ・ 介護職員などの勤続表彰の実施

【目標】

医療に対する安全性と信頼性の確保に努めます

病院・診療所・薬局などに対する立入検査を行うとともに、医療に関する相談窓口の充実を図り、医療に対する安全性と信頼性の確保に努めます。
関係機関や団体などと連携し、献血及び骨髄移植に対する正しい知識の普及を図るとともに、献血者と骨髄ドナー登録者の確保に努めます。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 分からないことや伝えたいことはメモをとって医師などに確認します。
- ・ 自分の病気に対する理解を深め、医師と良く相談し治療方法を決めます。
- ・ 献血及び骨髄移植について正しい知識と理解を深めます。

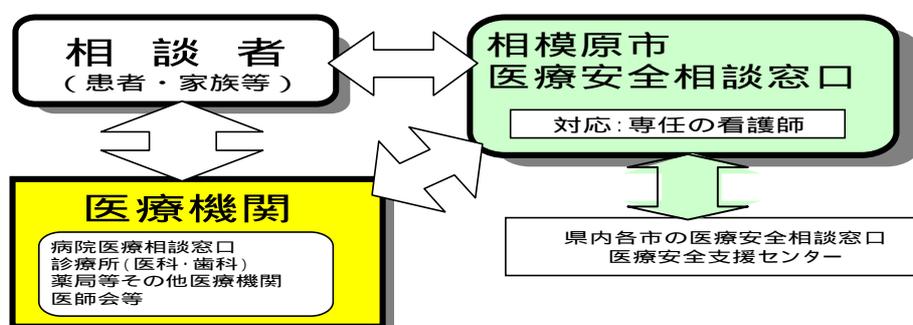
市民を支える取り組み

- ・ 病院などへの立入検査を定期的に行います。
- ・ 中立的な立場で相談、苦情などに対応します。
- ・ 患者・家族や医療機関に対し必要に応じ助言を行います。
- ・ 医療の安全確保に関し必要な情報提供を行います。
- ・ 献血及び骨髄移植についての正しい知識の普及啓発に努めます。

【主な内容】

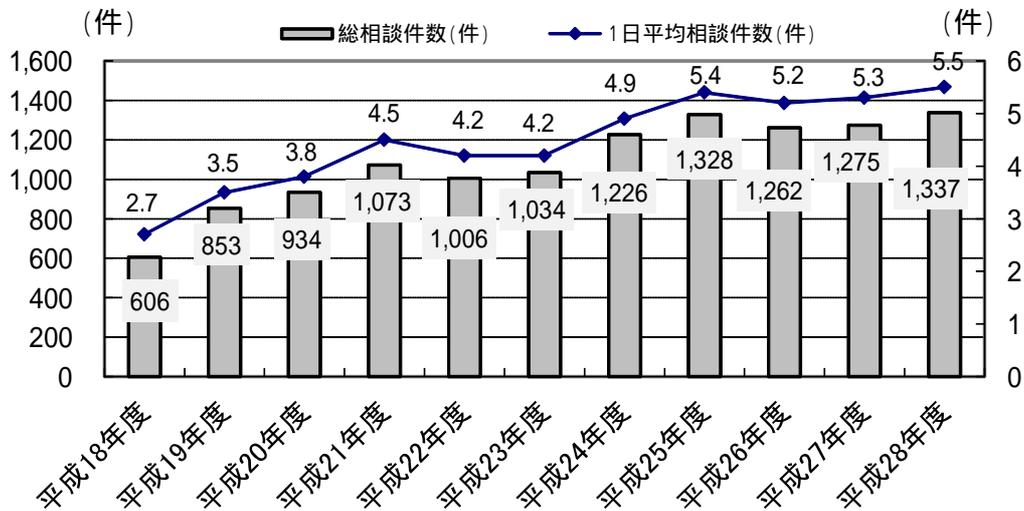
- ・ 病院などへの立入検査の実施
- ・ 医療安全相談窓口などの充実
- ・ 医療機関従業者などに対する研修の実施
- ・ 骨髄バンクドナー登録会の実施
- ・ 医療に関する相談窓口や献血、骨髄移植などに関する情報のホームページなどによる提供

医療安全相談窓口の対応イメージ



相談者と医療機関の対話(受診、入院、質疑応答等)
相談者からの問合せ、助言、他の対応機関の紹介等
医療機関への相談内容の伝達、相談事例等の情報提供等
担当者研修会・連絡会議への参加等

医療安全相談件数の推移



平成28年度 医療安全相談の内容

相談内容	平成28年度	
	(件)	(割合)
健康や病気に関すること	294	22.0%
医療行為、医療内容	338	25.3%
医療機関の紹介、案内	392	29.3%
医療費関係(診療報酬)	104	7.8%
医療機関従事者の待遇	80	6.0%
薬に関すること	38	2.8%
セカンドオピニオン	4	0.3%
医療機関の施設	7	0.5%
カルテ開示	9	0.7%
その他	71	5.3%

上手な医者のかかり方 10 か条

- 1 伝えたいことはメモして準備
- 2 対話の始まりは挨拶から
- 3 より良い関係作りはあなたにも責任が
- 4 自覚症状と病歴はあなたを伝える大切な情報
- 5 これからの見通しを聞きましょう
- 6 その後の変化も伝える努力を
- 7 大事なことはメモをとって確認
- 8 納得できないときは何度でも質問
- 9 治療効果をあげるため、お互いに理解が必要
- 10 よく相談し、治療方法を決めましょう

(厚生省研究班作成)

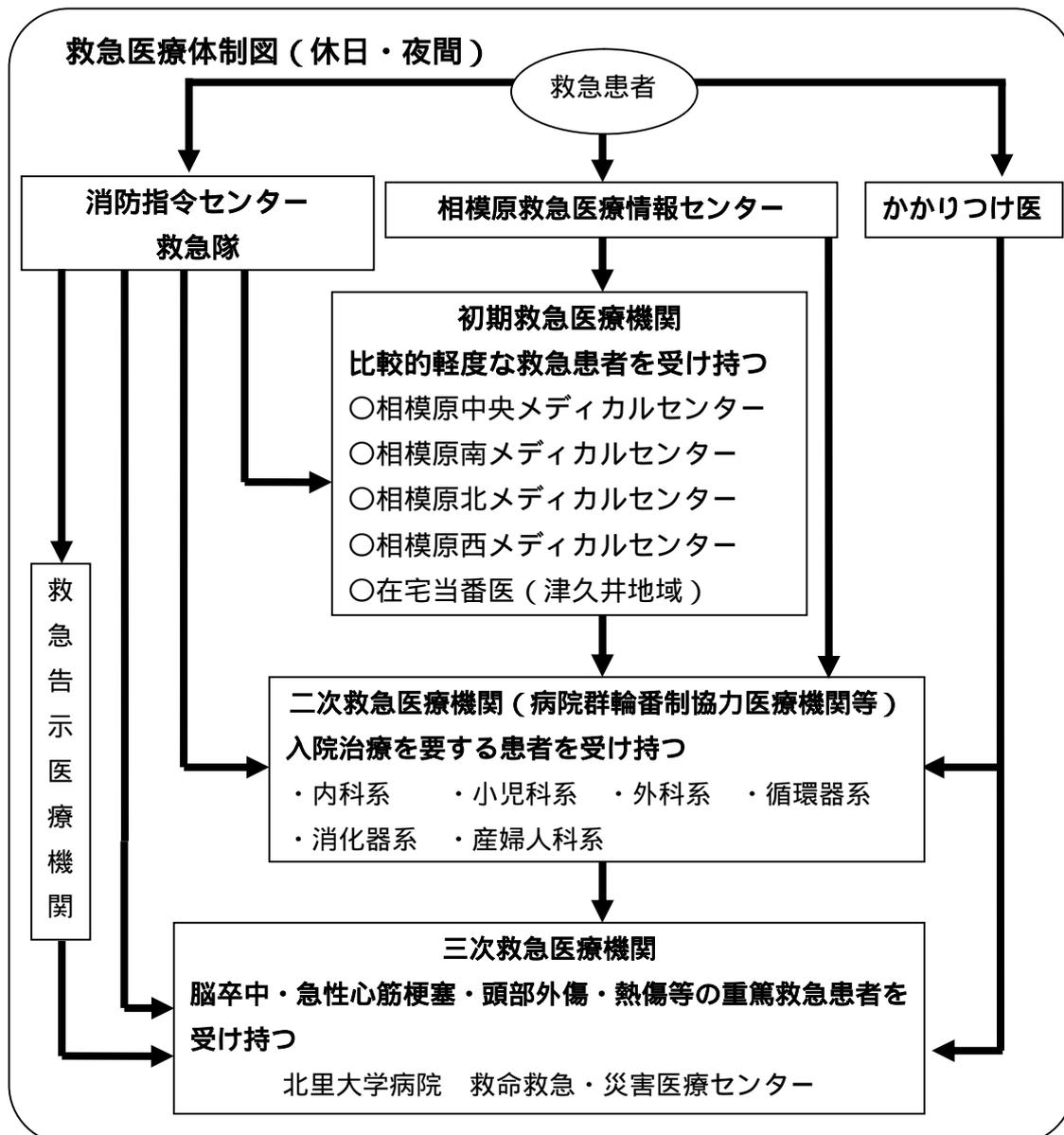
(2) 救急医療

【現状と課題】

救急医療は、昼夜の区別なく急病や事故などから市民の生命を守る使命を担っています。

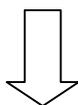
本市は、これまで、市内の医療関係団体などとの協力・連携により、初期から三次にわたる充実した救急医療体制の確保を図ってきました。

少子高齢化及び疾病構造の変化などに伴う需要に的確に対応するため、今後一層、救急医療に関わる医療関係団体などとの協力・連携により充実した救急医療体制の確保に努めるとともに、救命救急への理解などについて、広く啓発を図る必要があります。



精神科救急医療体制

本人・家族・関係機関からの相談



休日・夜間

精神科救急医情報窓口（全県一区での四縣市協働運営）

初期救急：外来診療が必要な場合に当番診療所等を紹介
（平日夜間・休日日中）

二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介

平日昼間：各障害福祉相談課等での相談援助による紹介

【目標】

休日・夜間における充実した救急医療体制の確保を図ります

休日・夜間における急病患者に対して、適切な医療サービスを提供できるように、初期から三次までの充実した救急医療体制の確保を図ります。

医師による救急隊への助言や事後検証の実施など、メディカルコントロール体制*の充実と救急救命士の計画的な養成を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ メディカルセンター急病診療所などの適正利用に努めます。
- ・ 救急車の適正利用に努めます。
- ・ 救急告示医療機関は、可能な限り救急患者を受け入れるよう努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 休日・夜間における急病診療事業などを行う医療関係団体を支援します。
- ・ メディカルセンター急病診療所などの適正利用の普及啓発に努めます。
- ・ 救急車の適正利用の普及啓発に努めます。
- ・ メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、救急救命士の計画的な養成を実施します。

【主な内容】

- ・ メディカルコントロール体制の充実
 県北・県央地区メディカルコントロール協議会
- ・ 休日・夜間における急病診療事業の実施
 救急医療情報センター運営事業
 休日急病内科診療事業
 休日夜間急患調剤薬局運営事業
 休日急患歯科診療事業
 休日柔道整復施療所運営事業
 津久井急病診療事業（休日）
 津久井地域夜間急病診療所運営事業
 病院群輪番制運営事業
 夜間急病診療事業
 小児急病診療事業
 産婦人科急病診療事業
 外科系救急医療体制支援事業
 地域医療協力事業
- ・ 精神科救急医療受入体制等整備事業の実施
 精神科救急事業

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

家庭内外での事故予防と応急手当の習得を促進します

転倒による怪我や熱中症など家庭内外での事故の予防を図ります。

A E D*を用いた心肺蘇生法*など応急手当に関する知識及び技術を普及し、定着を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 家庭内外で予防できる事故について学び、起こりうる危険を認識します。
- ・ 家庭内外での事故予防の対策をします。
- ・ A E Dなどによる心肺蘇生法・応急手当の仕方を習得します。

市民を支える取り組み

- ・ 予防できる事故についての知識の普及に努めます。
- ・ 市民の応急手当の習得を促進します。
- ・ 個人にあった救命講習の受講を促進します。

【主な内容】

- ・ ホームページやリーフレットなどによる応急手当の理解の啓発
- ・ 救命講習（心肺蘇生法やA E Dの使用方法などの応急手当）の実施
- ・ こんにちは赤ちゃん事業や健康教育事業、乳幼児健康診査などでの情報提供

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

(3) 災害時医療

【現状と課題】

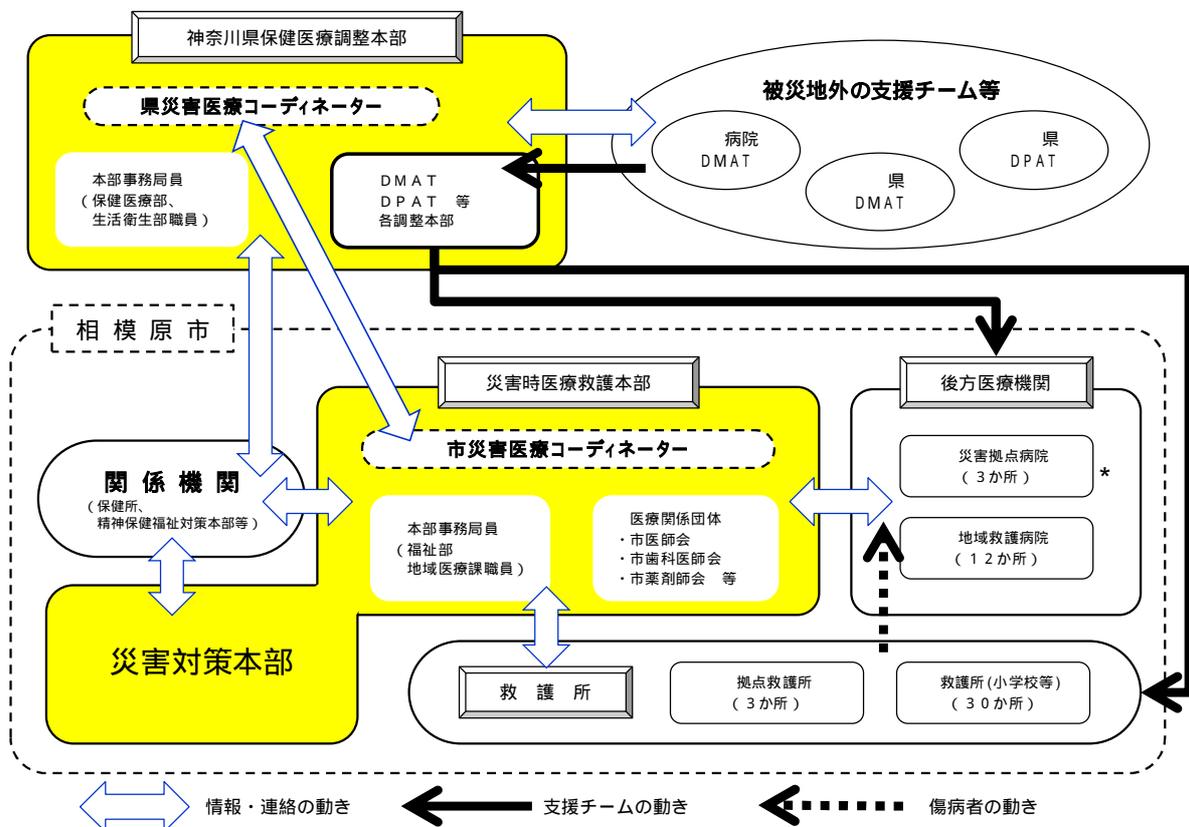
災害時における医療救護体制については、中心的な役割を担う医療関係団体と協議を重ね、「相模原市災害時医療救護マニュアル」の策定や、マニュアルに基づく救護所訓練の実施など、体制の整備を進めてきました。

平成 28 年 4 月の熊本地震において、被災した地域の医療救護本部の役割の中でも特に、DMAT*、DPAT*など被災地外からの支援チームの受入体制の整備が、喫緊の課題として認識されました。

このため、これまでの市内の医療救護体制の充実のみならず、神奈川県を始め、本市以外の関係機関などとの連携の強化による「受援体制」の充実が必要です。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

相模原市災害時医療救護体制



【目標】

災害時医療救護体制の充実を図ります

災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体などと協力し、災害時医療救護本部、救護所、後方医療機関などの機能向上を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 最寄りの救護所の場所を把握しておきます。
- ・ 常時服用している薬を複数日分用意しておきます。
- ・ 災害時の行動について周りの人と話し合います。

市民を支える取り組み

- ・ 医療関係団体などと協力し、災害発生時の医療救護体制を充実します。
- ・ 救護用医薬品などを計画的に備蓄し、供給体制を整備します。
- ・ 神奈川県、後方医療機関及び救護所との連携を強化します。
- ・ 災害時医療救護訓練を実施し、関係者のスキルアップに努めます。
- ・ 本市の医療救護体制について市民の認知度向上に努めます。

【主な内容】

- ・ 相模原市災害時医療救護検討会の開催
- ・ 相模原市災害医療コーディネーター*の活動支援
- ・ 相模原市災害時医療救護マニュアルの更新、運用
- ・ 災害時医療救護本部運営訓練の実施
- ・ 災害時医療救護訓練の実施
- ・ 後方医療機関と連携した訓練の実施
- ・ 救護所担当職員研修の実施
- ・ 救護所用医薬品、資機材などの計画的な管理、更新



*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【災害時医療救護訓練】

【目標】

災害時に医療を必要とする人への支援を充実します

乳幼児、高齢者、障害者などの災害時要援護者*に対し、適切な医療が受けられるように医療情報の提供体制を整備します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 常時服用している薬を複数日分用意しておきます。
- ・ あらかじめ、かかりつけ医と災害時の対応について話し合います。
- ・ 普段から近隣の人に状況を伝え、災害時の支援をお願いします。
- ・ 災害時は、無理をせず周りの人に助けを求めます。

市民を支える取り組み

- ・ 災害時に想定されるトラブルに対する事前準備について普及啓発します。
- ・ 医療関係団体などと協力し、災害発生時の医療救護体制を充実します。
- ・ 救護用医薬品などを計画的に備蓄し、供給体制を整備します。
- ・ 神奈川県、後方医療機関及び救護所との連携を強化します。
- ・ 相模原市の医療救護体制について市民の認知度向上に努めます。

【主な内容】

- ・ 相模原市災害時医療救護マニュアルの更新、運用
- ・ 災害時の医療情報について情報伝達手段の多様化
- ・ 災害時要援護者に配慮した防災訓練の支援
- ・ 医療関係機関などとの連携の充実による搬送体制の強化
- ・ 寝たきりの方、人工透析患者や在宅人工呼吸療法実施者、難病患者等災害時要援護者に対する支援体制の強化
- ・ 妊婦に対する応急的な医療、助産体制の確保

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

被災後の時間の経過に応じた健康の維持を図ります

災害直後は、医療に対するニーズが多いものの、時間の経過に伴いこころやからだの健康に対する不安を抱える市民が増大することから、保健・医療・福祉の連携を強化し、被災者の健康の維持を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 体調不良の場合には早めに相談します。
- ・ 避難所などでは周りの人を気にかけて、助け合います。

市民を支える取り組み

- ・ 避難者の健康管理体制を強化します。
- ・ 仮設住宅入居者や自宅に戻った市民に対しての健康管理体制を強化します。
- ・ 通常の保健事業の実施体制への移行を図ります。

【主な内容】

- ・ 避難所、仮設住宅などにおける健康相談の実施
- ・ 避難所、仮設住宅などにおける衛生環境の整備
- ・ 乳幼児健診、予防接種などの通常の保健事業の実施
- ・ こころの健康相談の実施



【避難所での健康相談】

3 基本方針 安全・安心の衛生管理の推進

(1) 健康危機管理

【現状と課題】

平成 21 年に発生した新型インフルエンザは、病状の程度がそれほど重くならないものであったものの、高病原性鳥インフルエンザ*が変異して、ヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われる恐れがあることから、まん延する場合に備え、対応できるよう十分な準備を進める必要があります。

結核患者の発生は、全国的には緩やかに減少しており、本市でも年間 100 人前後と緩やかに減少しています。

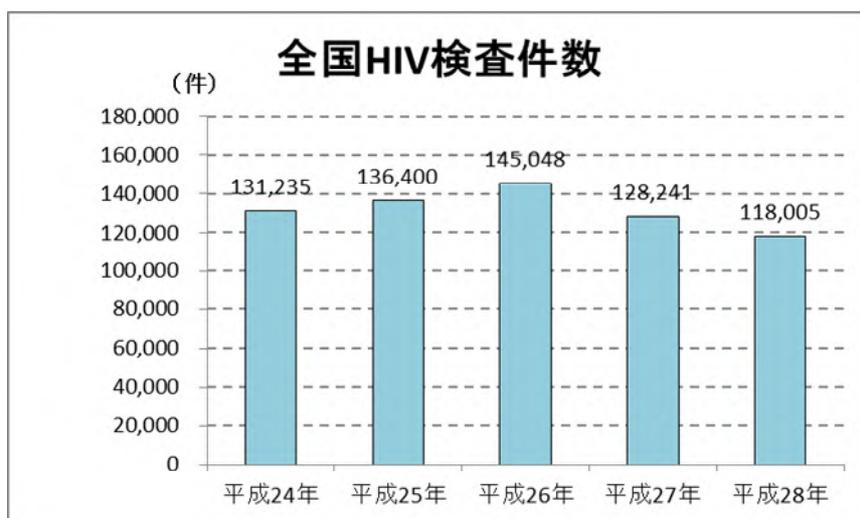
H I V*感染者・エイズ患者は、全国的に横ばいの状態です。H I V検査受検者数は近年減少しており、本市においても同様な傾向であることから、予防啓発などへの取り組みが重要となっています。また、全国的に梅毒患者数の増加が見られており、取り組みが必要です。

麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ*などの薬物乱用は、心身をむしばむばかりでなく、社会全体に大きな影響を及ぼすことから、薬物乱用防止のための更なる取り組みが求められています。

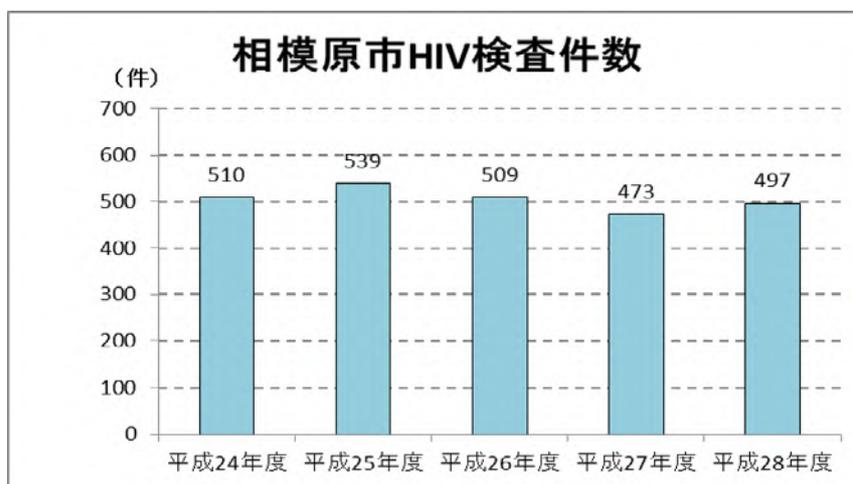
本市では、食中毒、感染症、飲料水、毒物・劇物*、医薬品、各種災害その他何らかの原因による市民の生命と健康の安全を脅かす事態に対して、被害を最小限に食い留めるための健康危機管理基本指針を定め対応しています。

今後、更に健康危機の発生時の対応体制を充実させ、市民の健康被害の拡大防止に努めることが必要です。

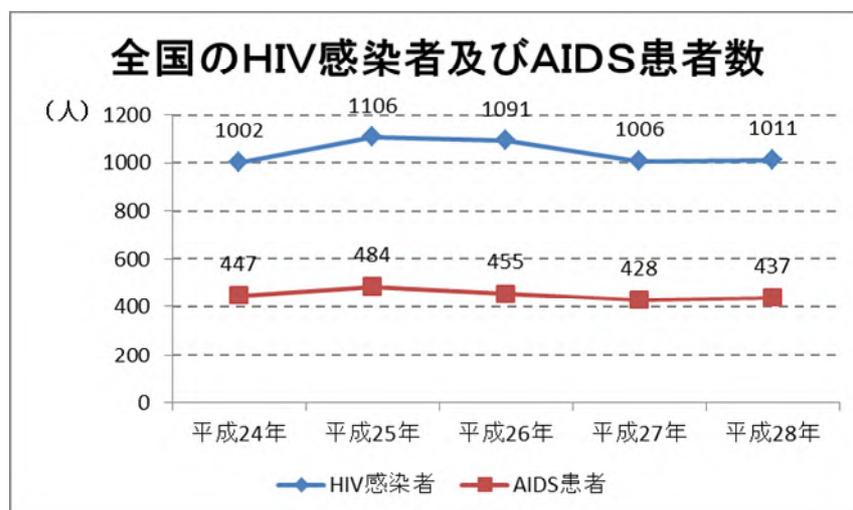
*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照



資料：平成 28 (2016) 年エイズ発生動向年報



資料：相模原市保健所年報



資料：平成 28 (2016) 年エイズ発生動向年報

【目標】

関係機関との連携を強化します

健康危機が発生した場合、速やかに原因を究明し、適切な健康被害の拡大防止策を講じるとともに、迅速かつ適切な医療を提供する体制の構築に向けて、神奈川県、医療機関など、健康危機に関係する諸機関が連携を強化します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 健康被害が発生したときに備え地域での体制を確認しておきます。

市民を支える取り組み

- ・ 神奈川県、医療機関などとの連携体制や情報提供などの健康危機管理体制の整備・充実に努めます。
- ・ 情報の一元管理を進めるとともに、平常時からの研修・訓練などにより健康危機管理に係る人材の育成を図ります。
- ・ 研究機関や専門家の協力を得るなど、健康危機情報の確保に努めます。

【主な内容】

- ・ 神奈川県、医療機関などとの定期的な会議による連携
- ・ 健康危機管理に関する専門的会議への参加
- ・ 健康危機管理に関する専門的研修への参加

【目標】

感染症の発生予防、まん延の防止などに努めます

市民、医療従事者などに対し、感染症に関する情報提供を積極的に行い、感染症についての意識啓発と知識の普及に努め、発生予防、まん延防止などに努めます。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 患者・感染者の人権に配慮した感染症の正しい知識と理解を深めます。
- ・ 各種予防接種や結核検診などを積極的に受けます。
- ・ 体調不良の場合は、早めに医療機関で受診します。

市民を支える取り組み

- ・ 感染症や予防接種に関する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 医療機関と連携し感染症の発生状況などの調査を行い、発生予測及び予防対策を図ります。
- ・ 感染症発生時には、まん延を防止するために必要な調査・対応及び迅速な情報提供に努めます。

【主な内容】

- ・ 個別予防接種の適正な実施
- ・ 感染症及び予防接種に関する相談
- ・ 感染症予防についての講演会などの実施
- ・ 感染症発生動向調査の実施
- ・ 感染症の発生状況、感染予防策に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 結核検診及び結核患者に対する地域DOTS*事業の実施
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた資機材などの備蓄や訓練の実施

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

H I V / エイズ・性感染症の感染防止などに努めます

正しい知識の普及啓発、検査受検者の増加の促進及び感染者などの支援の充実を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ H I V 感染症などに関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 性的接触時には、コンドーム着用など感染予防を行います。
- ・ 感染の心配がある場合には、必ず検査を受けます。

市民を支える取り組み

- ・ 中学生・高校生に対し、H I V 感染症対策を含めた健康教育を行います。
- ・ 医療従事者に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・ H I V 感染症に対して、不安を待つ人への支援を行います。

【主な内容】

- ・ H I V 感染症などの性感染症に関する検査・相談
- ・ 青少年 H I V 感染症などの性感染症予防についての講演会の実施
- ・ 医療従事者向け講演会の実施
- ・ 青少年向け H I V 感染症普及啓発ポスターなどの作成
- ・ 学校保健との連携
- ・ H I V 感染者及びエイズ患者への支援

自分は大丈夫！と思いませんか？	思い立ったら H I V 検査を！
<p>セックスは特定のパートナーとだけだから…大丈夫！？ あなたにもパートナーにも…過去が？</p> <p>ちゃんとコンドームを使っているから…大丈夫！？ セックスのはじめから使おう！</p> <p>オーラルセックスでは感染しないから…大丈夫！？ ノドにも感染のリスクあり！ 予防しよう！</p> <p>自覚症状がないから…大丈夫！？ 自覚症状がない性感染症も多い！ 検査を受けよう！</p> <p>ほとんどの性感染症は早期に発見すれば、 飲み薬などで治療することができます。</p> <p>心当たりのあるあなた！ 相模原市では、 無料・匿名でHIV・性感染症の相談・検査を 実施しています。</p>  <p>検査へGO！！ 詳しくは裏面をご確認ください 相模原市エイズ検査</p>	<p>相模原市で実施するH I V ・性感染症検査について</p> <p>予約は必要？ 事前に電話予約が必要です。</p> <p>料金は？ 無料です。</p> <p>プライバシーは守られるの？ 匿名検査なので安心です。</p> <p>検査結果は？ 翌週以降の検査実施日に同会場場で結果を お知らせします。</p>  <p>予約・お問い合わせは 相模原市保健所疾病対策課 TEL:042-769-8260</p> <p>相談だけでもOK！ お気軽にお電話ください。</p> <p>検査の日程・会場など 詳しくは、相模原市HPを ご確認ください。</p> <p>相模原市エイズ検査 検査</p> 

【H I V 検査啓発カード】

【目標】

薬物乱用の防止に向けた意識啓発を図ります

関係機関や団体などと連携し、広く市民に対し薬物乱用の危険性について周知を図り、意識の啓発に努めます。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 薬物乱用に関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 危険ドラッグや違法な薬物には関わりません。

市民を支える取り組み

- ・ 相模原市薬物乱用防止連絡会を通じて、情報交換や各関係団体との連携を図ります。
- ・ 多様化する薬物の実態を踏まえて、薬物乱用防止啓発活動を推進します。
- ・ 関係機関を対象に講習会を実施し、薬物乱用の危険性についての知識の普及に努めます。

【主な内容】

- ・ 相模原市薬物乱用防止連絡会の開催
- ・ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの実施
- ・ 市薬剤師会との基本協定に基づく協働事業の実施
- ・ 薬物乱用防止講習会の実施
- ・ 薬物乱用防止に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 薬物乱用防止教室への講師派遣



【協働事業による啓発活動】



【啓発ポスター】

【目標】

毒物・劇物に関する健康被害などの発生防止に努めます

毒物劇物販売業者などに対して、保管管理などが適切に行われるよう監視指導を行い、毒物・劇物の盗難や紛失、漏えいなどの事故の発生防止に努めます。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 毒物・劇物は、使用方法や注意事項をよく読んで使用します。
- ・ 毒物・劇物は、専用の保管場所で厳重に管理します。

市民を支える取り組み

- ・ 毒物劇物営業者などに対する監視指導を行い、講習会を実施し、適正な保管管理などの徹底を図ります。
- ・ 毒物・劇物の取扱いに関する正しい知識の普及に努めます。

【主な内容】

- ・ 毒物劇物営業者などの監視指導の徹底
- ・ 毒物劇物営業者講習会の実施
- ・ 毒物・劇物の取扱いに関する情報のホームページなどによる提供

【目標】

試験検査、調査研究などの機能充実を図ります

市民の公衆衛生の更なる向上を図るため、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供などの充実を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 感染症や食品衛生に係る知識と理解を深めます。

市民を支える取り組み

- ・ 試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供などの充実を図ります。
- ・ 感染症検査や食品収去検査*などを通して、市民の感染症予防や食の安全・安心の確保に努めます。
- ・ 調査研究や公衆衛生情報の収集で得られた情報を分かりやすく提供します。
- ・ 衛生関係職員などの資質の向上を目的とした研修指導を行います。

【主な内容】

- ・ 感染症など公衆衛生に関する試験検査機能の充実
- ・ 地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した調査研究などの充実

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【感染症の検査】

(2) 食品衛生

【現状と課題】

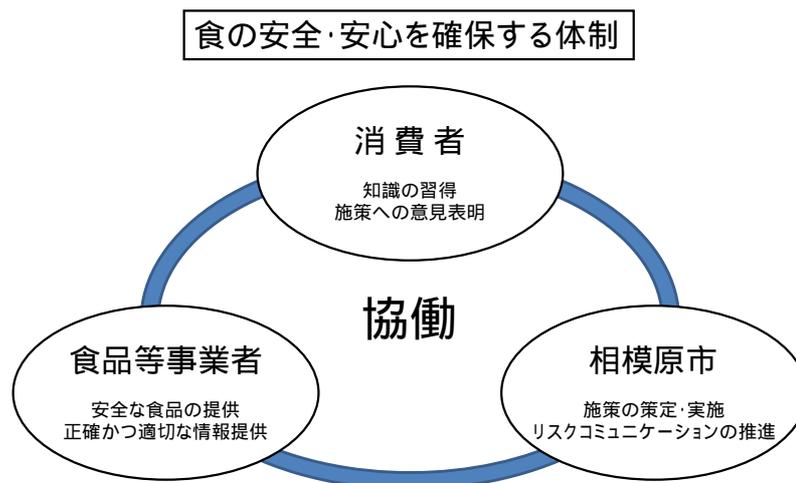
食品添加物、残留農薬や輸入食品の安全性などに加え、食中毒予防や食品表示などに対する食の安全・安心への市民の関心が高い状況です。

このため、食品関係営業施設などへの監視指導の徹底や、市民などに対して食の安全・安心の確保に関する情報を迅速かつ的確に提供することが必要です。

その一方で、食の安全・安心を確保するためには、国際標準のHACCP*システムなどに基づいた食品等事業者による自主的な衛生管理の徹底が求められています。

また、消費者、食品等事業者、行政担当者など異なる立場の者が、食の安全と安心の相互理解を図るため、情報及び意見を交換する食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション*の取り組みが求められています。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照



【食品衛生夏期総点検】

【目標】

食品関係営業施設などへの監視指導を徹底し、食品等事業者の自主的な衛生管理を促進します

食の安全・安心を確保するため、食品関係営業施設などへの立入検査や収去検査など、監視指導を徹底するとともに、食品等事業者の食品衛生意識の向上や自主的な衛生管理の促進を図ります。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 新鮮な食品を選んで購入します。
- ・ 食品の表示内容をよく確認して購入します。
- ・ 食品、手指、調理器具は、しっかりきれいに洗います。
- ・ 食品は適切な温度で保存し、加熱調理が必要な食材は、内部まで十分加熱します。
- ・ 食品等事業者は、適正な品質管理を行った食品を提供します。
- ・ 食品衛生責任者*は、食品衛生責任者講習会を定期的に受講し、適切な衛生管理に努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 食品関係営業施設や給食施設などの監視指導を徹底します。
- ・ 食品の収去検査を実施します。
- ・ リスクコミュニケーションを推進します。
- ・ 食品等事業者に対して、食品衛生に関する情報提供や食品衛生思想の普及啓発に努めます。
- ・ 食品関係営業施設に対しては、H A C C Pシステムに基づく衛生管理手法を周知・啓発します。
- ・ 食品衛生責任者講習会などの開催や食品衛生関係団体が実施する自主管理活動に対する支援を行います。

【主な内容】

- ・ 食品関係営業施設や給食施設の監視指導の徹底
- ・ 食品衛生夏期総点検及び食品衛生年末総点検の実施
- ・ 食品の収去検査の実施
- ・ 食の安全・安心懇話会*の実施
- ・ 食品衛生責任者講習会などの実施
- ・ 食品衛生関係団体の育成

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

食の安全・安心に関する情報提供の充実を図ります

食の安全・安心を確保するために、関係機関との連携により情報を共有し、得られた情報を迅速かつ的確に提供します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 食中毒予防に関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 食品の表示や食品の規格基準について学びます。
- ・ 食品等事業者は、食品の安全性に関する正しい知識の普及に努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 市民や食品等事業者に対して、食の安全・安心に関する情報提供の充実を図ります。
- ・ 食中毒警報やノロウイルス食中毒警戒情報*が発令された際には、ホームページなどを活用して食品等事業者や市民に対して、迅速かつ的確に注意を喚起し、健康被害の未然防止を図ります。
- ・ 関係団体などと連携して食中毒予防キャンペーンを実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めます。

【主な内容】

- ・ 食中毒予防キャンペーンの実施
- ・ 食の安全・安心に関する情報のホームページなどによる提供

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【食中毒予防キャンペーン】

(3) 環境衛生

【現状と課題】

理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生営業施設は、日常生活に密接に関係しており、衛生水準の維持向上を図ることが求められています。特に公衆浴場などでは、レジオネラ症*による健康被害の発生を防ぐために、衛生管理を十分に行うことが必要です。

居住環境に関しては、住宅の高気密化などが進んだことにより、建材などから発生する化学物質などが原因で起こるシックハウス症候群*が指摘されており、健康被害を防ぐための適正な情報提供をすることが求められています。また、快適な居住環境を確保するためには、生活に欠かせない水の衛生を確保することが大切であり、専用水道*、小規模水道*、受水槽施設の衛生管理が必要です。

動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっている一方で、動物の不適正な取扱いや、鳴き声や臭いなどによって周辺に迷惑をかける問題が生じており、動物の愛護と適正な飼養により、人と動物との共生社会の実現が求められています。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

【平成 28 年度営業施設数】

〔施設〕

理容所	美容所	クリーニング所	旅館	興行場	公衆浴場
497	913	429	112	10	52

資料：相模原市保健所年報



【公衆浴場の採水検査・監視指導】

【目標】

環境衛生営業施設への定期的な監視指導を行い、営業者の自主的な衛生管理を促進します

衛生水準の維持向上と利用者の安全を図るため、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場*の施設の監視・指導を徹底するとともに、営業者の自主的な衛生管理を促進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ レジオネラ症などについて、正しい知識と理解を深めます。
- ・ 営業者は、施設の自主的な衛生管理に努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 定期的に施設へ立入り、監視指導を実施します。
- ・ 循環式浴槽を設置している施設に対して、レジオネラ属菌の正しい知識を普及し衛生管理の徹底を図ります。
- ・ 営業者による自主的な衛生管理を支援します。
- ・ 衛生管理に関する相談に対応するとともに、積極的に情報提供を行います。

【主な内容】

- ・ 環境衛生営業施設に対する監視指導の徹底
- ・ 営業者による自主的な衛生管理の促進のための啓発
- ・ 環境衛生営業施設や浴槽水の衛生管理に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 環境衛生についての講習会の実施
- ・ 関係団体が主催する講習会への講師派遣

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【目標】

快適な居住環境を確保するため、情報提供に努めます

専用水道、小規模水道、受水槽施設の設置者などに対し、適正な管理を指導します。また、シックハウス症候群など居住環境における健康被害を未然に防止するため情報提供に努めます。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 居住環境に関する正しい衛生知識を習得します。
- ・ 室内の換気、清掃など衛生的な居住環境づくりを実践します。
- ・ 飲用井戸について、定期的に点検し、水質検査を行い適正に維持管理します。
- ・ 施設管理者は、安全で衛生的な飲料水を確保するための自主管理を行います。

市民を支える取り組み

- ・ 専用水道、小規模水道、受水槽施設の設置者などに対し監視指導を実施するとともに、飲用井戸の使用者からの相談に対し適切な助言を行います。
- ・ シックハウス症候群、生活害虫の発生防止などの相談に対応します。
- ・ 快適な居住環境に関する情報提供に努めます。

【主な内容】

- ・ 専用水道施設及び小規模水道施設などの監視指導の徹底
- ・ 個別相談の実施
- ・ 飲料水やシックハウス症候群などの居住環境に関する情報のホームページなどによる提供



【水道施設の監視指導】



【室内空気環境の簡易測定】

【目標】

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します

動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図ることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します。

【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 人と動物との共生に配慮し、適正な飼養や最後まで責任を持って飼う終生飼養に努めます。
- ・ 犬の飼い主は、犬の登録を行い、飼い犬に1年に1回狂犬病予防注射を行います。
- ・ 人と動物の共通感染症に関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 動物取扱責任者*は、動物取扱責任者研修を受講し、動物を適正に飼養管理します。

市民を支える取り組み

- ・ 動物愛護と適正飼養、終生飼養の普及啓発に努めます。
- ・ 収容された犬・猫について、返還やボランティアへの譲渡に努めます。
- ・ 飼い主のいない猫の増加やその糞尿などによる地域の環境問題への対策を講じます。
- ・ 動物愛護センターの基本構想の策定に向けた課題を検討します。
- ・ 動物取扱業者や特定動物飼養者に対して、監視指導を行います。
- ・ 狂犬病の発生予防、まん延の防止に努めます。
- ・ 災害時における被災動物対策を検討します。

【主な内容】

- ・ 動物愛護キャンペーン、犬のしつけ方教室の実施、「猫を適正飼養するためのガイドライン」の普及促進
- ・ 動物愛護推進員、動物愛護ボランティアなどとの協働の推進
- ・ 猫の不妊去勢手術の普及啓発の実施
- ・ 猫の相談会、譲渡面接会の実施
- ・ 地域猫活動*の支援、推進
- ・ 人と動物との共生社会推進懇話会の実施
- ・ 動物取扱責任者研修の実施
- ・ 動物取扱業者や特定動物飼養者への監視指導の徹底
- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の啓発

*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

第4章 ライフステージに 応じた健康づくり

ライフステージに応じた健康づくり

	幼年期 (0～6歳)	少年期・青年期 (7～18歳)
主な生活習慣などの 特徴・健康課題	よい食生活、運動習慣などを心掛けている親が増加しているが、少年期以降の生活習慣の課題があり、幼年期からの生活習慣病対策や食育の推進が必要である。	学年が進むにつれ、朝食欠食や共食の機会、運動習慣を持つ中高生が減少しており、よい生活習慣を獲得するための取り組みの推進が必要である。 一般市民と比較すると、「睡眠による休養がとれていない」、「常にストレスがある」中高生が多いとともに、ライフステージ別死亡者における自殺者の割合が増加しており、思春期のこころの健康づくり対策の推進が必要である。
区分の目標	<p>【栄養・食生活】子どもの頃からの良好な食生活の形成</p> <p>【歯・口腔】むし歯のない幼児の増加</p> <p>【がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病】生活習慣病の発症や重症化予防対策</p>	<p>【身体活動・運動】運動習慣を持つ人の増加</p> <p>【たばこ】未成年者の喫煙及び中高生の喫煙意向をなくす</p> <p>【アルコール】未成年者の飲酒をなくす</p> <p>【歯・口腔】定期的に歯科医療機関を受診する人の増加</p> <p>【こころの健康・精神疾患】ライフステージに応じたこころの健康づくり／精神疾患の早期支援／相談体制の充実／総合的な自殺対策に取り組み自殺者を減少</p> <p>【健康診断・セルフチェック】定期的な健康診断でセルフチェックしている人の増加</p>
主な取り組み	<p>保育所、幼稚園、学校における食育の充実 食生活に関する教室、相談などの体制の充実</p>	<p>公民館などにおける体育事業の実施 小学生からの喫煙防止教育の実施 未成年者のアルコールの害についての普及啓発 地域保健、学校保健の各分野におけるこころの健康づくり対策と連携の強化 学校出前講座、教職員への精神疾患などの普及啓発講座の実施 自殺未遂者への支援の実施</p>
	乳幼児健康診査、就学時健康診断、児童・生徒の健康診断の実施	

青年期・壮年期・中年期 (19～64歳)	高年期 (65歳以上)
<p>ほとんどの人が自分の健康に関心があるものの健康の維持や増進のため何か続けていることがある人は5割となっている。 運動習慣のある人は3割強と若干増加。喫煙者は微増、ほぼ毎日の飲酒者は3割で、生活習慣病のリスクを高める量(日本酒換算で2合以上)を飲む人は横ばい。生活習慣病である高血圧症・歯周病・脂質異常症・糖尿病で治療している人が多くなっており、食生活・運動・休養などの生活習慣を見直し、健康的な生活習慣を獲得できるように、働き盛り世代の生活習慣病対策の推進が必要である。 また、「ストレスを感じている」、「睡眠による休養が十分に取れていない」人の割合が増加傾向にあり、働き盛り世代のこころの健康づくりの推進が必要である。</p>	<p>他の年代に比べ、運動習慣を持つ人の割合が多い。朝食欠食が少なく、食塩を控えるなど食生活に気を付けている人の割合が多い。しかし、高血圧症や糖尿病など生活習慣病の有所見者が多いため、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り、健康寿命を延ばすことが必要である。</p>
<p>【栄養・食生活】適正体重を維持している人の増加</p>	
<p>【身体活動・運動】運動習慣を持つ人の増加 / 地域などで定期的に運動を行う活動の増加</p>	
<p>【たばこ】喫煙する人の減少</p>	
<p>【アルコール】適正飲酒の知識と行動を身に付けている人の増加</p>	
<p>【歯・口腔】進行した歯周病(歯周炎)のない人の増加 / 定期的に歯科医療機関を受診する人の増加</p>	
<p>【がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病】がん検診を受ける人の増加 / 生活習慣病の発症や重症化予防対策</p>	
<p>【こころの健康・精神疾患】ライフステージに合わせたこころの健康づくりの推進 / 精神疾患の早期支援 / 相談体制の充実 / 総合的な自殺対策に取り組み自殺者を減少</p>	
<p>【健康診断・セルフチェック】定期的な健康診断でセルフチェックしている人の増加</p>	
<p>【健康診断・セルフチェック】定期健康診断における働く人の有所見の割合の減少</p>	
<p>様々な機会を通じての生活習慣病予防の正しい知識の普及啓発と保健事業の実施 ライフステージに応じた適正体重や正しい食生活についての普及啓発 スポーツ推進委員などによる活動の推進や民間運動施設との連携推進 禁煙や受動喫煙に関する普及啓発 適正飲酒の普及啓発 歯周病予防についての普及啓発 がん検診受診促進パートナー制度の推進 ストレスケア、睡眠についての正しい知識の普及啓発の充実 自殺未遂者への支援、自殺対策協議会などによる連携の強化 健康診査・健康診断の受診促進のための普及啓発 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施、充実</p> <div data-bbox="1050 1720 1401 1899" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>住民の主体的な活動による百歳体操など高齢者の介護予防活動の普及や支援</p> </div>	

ライフステージ別に見る市民の生活習慣・健康状態【記号が示しているもの】 全体 男性 女性

	幼年期 (0～6歳)	少年期・青年期(7～18歳)		
		(小学生)	(中学生)	(高校生)
生活習慣・健康行動	 <p>肥満の児童・生徒は横ばい</p> <p>朝食欠食が多い</p> <p>やせすぎているにもかかわらず、自分の体型を「ふつう・太っている」と認識する、中高生が多い</p> <p>家族等と一緒に食事を食べる機会が、学年が進むにつれ減少</p> <p>食生活を心がけていたり、体を動かすことを心掛けている親が増加</p> <p>身体を動かさず心掛けは増加しているが、運動習慣をもっている小学生は減少</p> <p>中2女子・高1女子に「常にストレスがある」人が多い 中高生に憂鬱で生きていくのがつらくなる人が多い 高校生に睡眠による休養がとれていない人が多い</p> <p>「成人したらたばこを吸ってみたいと思う」、「喫煙経験」、「飲酒経験」の中高生が減少</p> <p>3歳6か月児から高校生までは歯間清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を使用している人は概ね3割 中学生、高校生は定期的に歯科医院を受診している人は少ない (市民歯科保健実態調査)</p> <p>幼児のむし歯は減少傾向(歯科健康診査に係る実施状況報告)</p>			
	 <p>健康寿命(平成27年度) 男77.49歳 女80.67歳</p> <p>主観的健康感(自分は健康であると感じている)の 高い人の割合は10年で8.4ポイントの増加 H19; 69.6% H23; 79.2% H28; 78.0%</p>			
健康状態	 <p>5～14歳; 自殺による死亡が増加</p> <p>0～4歳; 感染症による死亡が増加</p> <p>5～14歳; 悪性新生物、不慮の事故、自殺による死亡が増加</p>			

青年期・壮年期・中年期（19歳～64歳）					高年期（65歳以上）		
19歳・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	
<p>自分の健康への関心のある人は9割 健康維持・増進のための活動している人は5割 自主グループ活動やサークル活動へ参加している人は、2割弱で、今後参加したい人は3割弱</p> <p>意識して体を動かすことを気にかけている人（いつも・しばしば）は微増 運動習慣のある人は、全体で3割と増加 19歳～50歳代に「睡眠による休養が十分にとれていない」人が多い 喫煙率は微増 生活習慣病のリスク高める（日本酒換算で約2合以上）量を飲む人は減少 ほぼ毎日の飲酒者は3割程度で横ばい 「ストレスが常にある・しばしばある」人に、「運動習慣がない」人の割合が多い</p> <p>健康診断の受診は7割弱 歯科健診の受診率5～6割 定期的に歯科医院を受診している人は約4割（市民歯科保健実態調査） かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局は増加</p>							
<p>全年代の中で、男性は60～80歳代、女性は60・70歳代に運動習慣を持つ人が多い</p>							
<p>〔男性〕 男性は、塩分控える・栄養バランスやエネルギーを考慮して食事する人が少ない 29歳以下・50歳代に、朝食欠食の人が多い 50歳代までは、インスタント食品・コンビニやスーパーの弁当、外食を1日1回以上食べている人が多い。 20・40・50歳代男性に「日本酒換算で約3合以上飲む」多量飲酒の人が多い</p>							
<p>〔男性〕 ほとんどの年代で意識して体を動かすことをいつも気にかけている人が多い ほとんどの年代で運動習慣のある人の増加</p>							
<p>〔男性〕 30～50歳代に「毎日充実している」人の割合が低い 30・40歳代に「常にストレスがある」人が多い</p>							
<p>〔女性〕 30歳代の健康診断未受診者が多い</p>							
<p>〔男性〕 40歳代に歯科検診未受診者が多い</p>							
<p>〔男性〕 30歳代までは、健康維持・増進のための活動している人が少ない 50歳代までは、自主グループ活動等に参加している人が少ない</p>							
<p>60歳～80歳代男性・女性に、自主グループ活動等に参加している人が多い</p>							
<p>〔女性〕 ほとんどの年代で意識して体を動かすことをいつも気にかけている人が多い ほとんどの年代で運動習慣のある人が増加</p>							
<p>19歳～40歳代に、常にストレスがある人が多い</p>							
<p>〔女性〕 30歳代までは、健康維持・増進のための活動している人が少ない 50歳代までは、自主グループ活動等に参加している人が少ない</p>							
<p>現在、治療中または後遺症のある病気は、高血圧症・歯周病・脂質異常症・糖尿病が多い</p>							
<p>40歳代で歯周炎のある人は減少（お口の健康診査）</p>							
<p>〔男性〕 40～50歳代 BMI25以上の肥満の人が増加 60歳代以上に高血圧・糖尿病・心筋梗塞や狭心症の有所見者が多い。 女性に比べて、高血圧が多い</p>							
<p>〔女性〕 29歳以下、30歳代及び50歳代 やせが増加</p>							
<p>特定健康診査（国保）；神奈川県全域と比較して、内臓脂肪症候群該当者、高血圧症・脂質異常症、糖尿病で治療している人が多い</p>							
<p>〔女性〕 70歳代 高脂血症の有所見者が増加</p>							
<p>悪性新生物の臓器別の死因で、男性は結腸、胆嚢及びその他の胆道、女性では、すい臓、気管・気管支及び肺・乳房が増加</p>							
<p>心疾患の中では、女性の心不全による死因が増加</p>							
<p>脳血管疾患の中では、女性の脳内出血による死因が増加</p>							

第5章 計画の推進に向けて

1 計画推進の方向

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことをめざし、本計画の基本理念である『健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～』に基づく、総括方針と3つの基本方針に沿って、市民・地域における団体・行政・関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して健康づくりの推進に取り組みます。

2 計画の推進体制

計画の確実な推進のため、保健医療関係機関や学識経験者などで構成する専門組織を設置し進行管理を行うとともに、庁内関係各課により構成している市民総ぐるみ健康づくり運動推進会議においても適切に状況を把握し、全庁的な体制で計画的に一貫性のある施策の展開を図ります。

3 地域における健康づくりの推進

「相模原市健康づくり普及員連絡会」、「相模原市食生活改善推進団体わかな会」、「相模原市スポーツ推進委員連絡協議会」など健康づくりに係る団体や自主グループにおいて、公民館活動などを通じた活動により地域における健康づくりを推進します。

また、健康づくりに関連する個人及び団体が協力、連携するとともに、行政とのパートナーシップにより、市民一人ひとりの健康意識を醸成し、地域に根ざした健康づくりをより効果的に推進することを目的に設置されている「さがみはら市民健康づくり会議*」においても、市民の立場からこころと体の健康づくりを推進します。

*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

～ さがみはら市民健康づくり会議(団体会員) ～

- ・相模原市医師会
- ・相模原環境衛生協会
- ・相模原市勤労者福祉サービスセンター
- ・相模原市公民館連絡協議会
- ・相模原市歯科医師会
- ・相模原市社会福祉協議会
- ・相模原市立小中学校長会
- ・相模原食品衛生協会
- ・相模原市腎友会
- ・相模原市青少年指導員連絡協議会
- ・相模原市地域婦人団体連絡協議会
- ・みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
- ・相模原市薬剤師会
- ・相模原市栄養士会
- ・神奈川県看護協会相模原支部
- ・相模原市健康づくり普及員連絡会
- ・相模原市子ども会育成連絡協議会
- ・神奈川県歯科衛生士会相模原支部
- ・神奈川県柔道整復師会相模支部
- ・相模原市食生活改善推進団体わかな会
- ・相模原市シルバー人材センター
- ・相模原市スポーツ推進委員連絡協議会
- ・相模原市体育協会
- ・母と子の健康を守る会
- ・相模原市民生委員児童委員協議会
- ・相模原市ラジオ体操連盟

(地名を除く50音順・法人の種類は省略)

4 成果指標

本計画における取り組みの推進状況を明確にし、より実効性のある計画とするため、「健康寿命の延伸」及び「主観的健康感の向上」の2つの重点指標及び12の指標を定め取り組みを推進します。

目標の現状値については、健康寿命の延伸は介護保険制度を利用した健康寿命算出法によるものとし、その他の指標については平成28年度に実施した「市民生活習慣実態調査」や第2次前期計画(平成25年度～29年度)の数値目標の評価結果(122～124ページ)などのデータに基づいています。

目標値については、国の健康日本21や相模原市総合計画などにおける目標設定の考え方にに基づき、本計画の計画期間終了前の平成33年度までの5年間に換算して算定しています。

また、計画期間の5年間において、掲げた目標がどの程度達成できたかを評価するため、計画期間終了前の平成33年に再度「市民生活習慣実態調査」を実施し、比較評価します。

(1) 重点指標

	指標	現状値 平成28年度	目標値 平成33年度
1	健康寿命 ¹ の延伸	男性 77.49 歳 女性 80.67 歳 (平成27年度)	平均寿命 ² の増加分を上回る健康寿命の増加
2	主観的健康感 ³ の向上	78.0%	81%

- 1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- 2 平均寿命：評価する時点で相模原市の値が示されていない場合は全国平均と比較する
- 3 主観的健康感：自分が健康であると感じていること

(2) 指標

	指標	現状値 平成28年度	目標値 平成33年度
1	地域などで行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人の割合の増加	14.6%	21%
2	健康のために何か続けていることのある人の割合の増加	53.6%	56%
3	適正体重を維持している人の割合の増加		
	(20歳代女性のやせの人の減少)	18.8%	15%
	(20～60歳代男性の肥満の人の減少)	28.3%	27%
	(40～60歳代女性の肥満の人の減少)	18.2%	14%
4	1週間の中で家族、友人などと食事をする回数の増加	9回	10回
5	運動習慣 ⁴ を持つ人の割合の増加	32.2%	35%
6	たばこを吸う人の割合の減少	16.0%	13%
7	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒 ⁵ している人の割合の減少	16.8%	16%
8	40歳代で進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合の減少	43.6%	38%
9	睡眠による休養が十分に取れていない人の割合の減少	34.2%	28%
10	こころの健康に関する相談場所を知っている人 ⁶ の割合の増加	46.6%	49%
11	1年間に健康診断を受けた人の割合の増加	67.0%	73%
12	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を保有している人の割合の増加		
	(かかりつけ医)	63.3%	増加
	(かかりつけ歯科医)	65.7%	増加
	(かかりつけ薬局)	47.3%	増加

4 運動習慣：30分以上の息のはずむ程度の運動を、週に2回以上すること

5 生活習慣病のリスクを高める飲酒量：1日平均純アルコールで約40g
(日本酒換算で約2合)以上

6 対象：一般市民と中高生調査の結果より

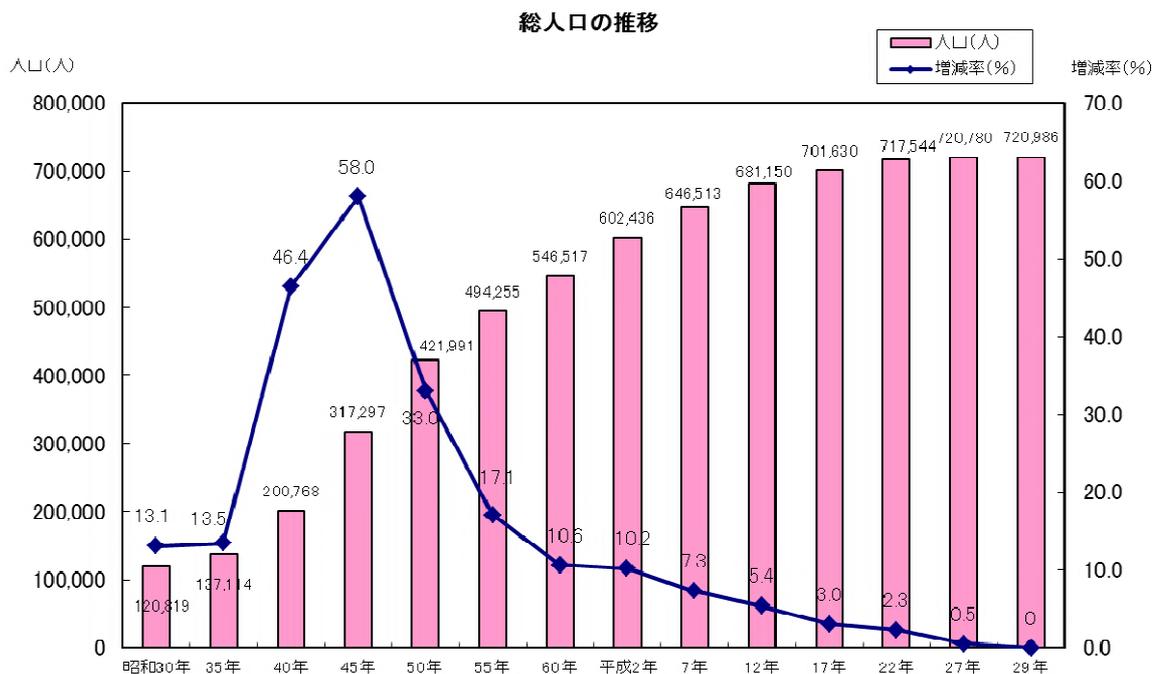
資料編

1 相模原市の保健医療の現状

(1) 人口動態

ア 人口の推移

人口は増加傾向にあり、平成 29 年 4 月 1 日現在で 720,986 人と平成 27 年に比べ、206 人増加しています。

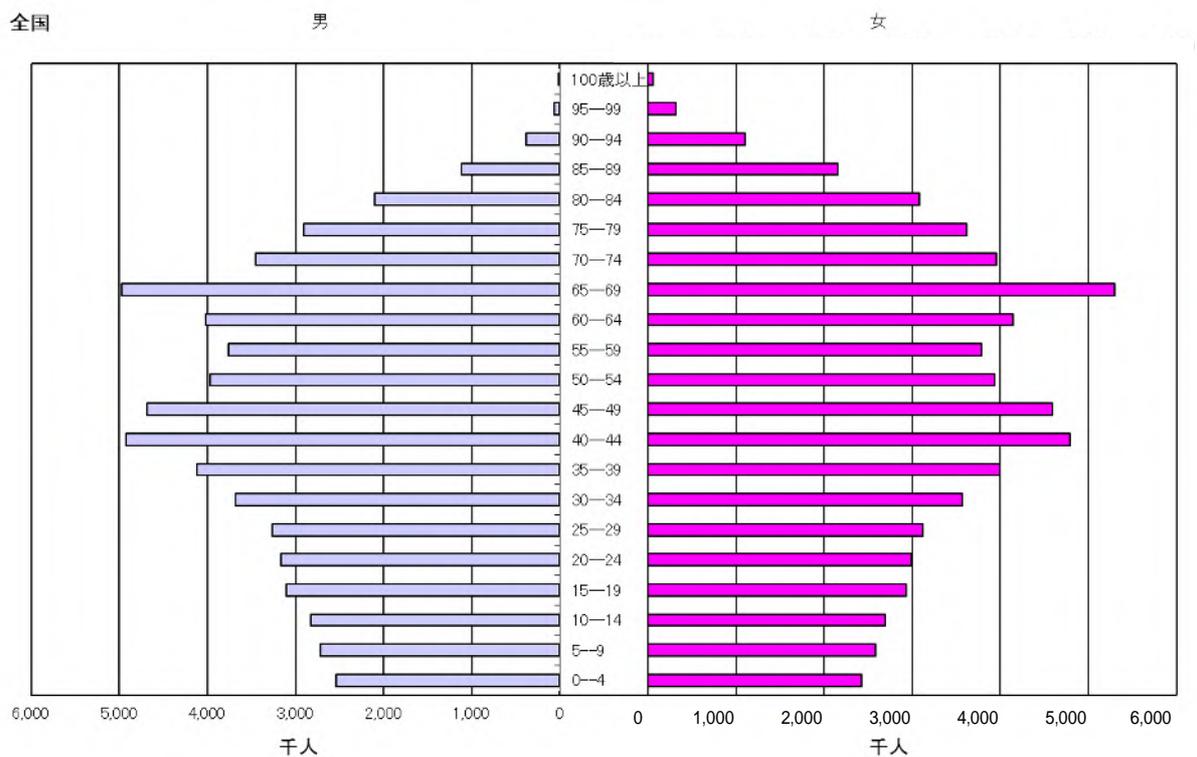


昭和 30 年から旧津久井 4 町の人口を加えています。

資料：相模原市統計書（国勢調査）
平成 29 年は推計人口

イ 人口ピラミッド

全国と相模原市ともに平成 28 年 10 月の人口ピラミッドは、50～64 歳の年代にくぼみが見られるため、変形釣鐘型になっています。

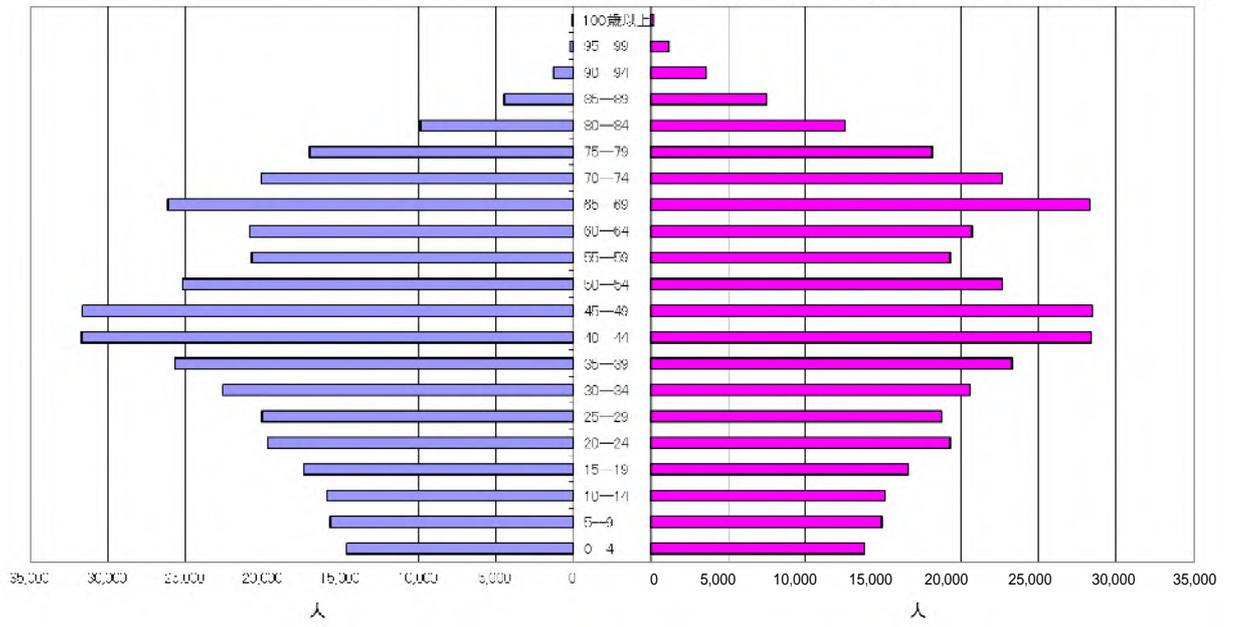


資料：人口推計（総務省統計局）（平成 28 年 10 月 1 日現在）
 年齢（5 歳階級）、男女別人口及び割合、総人口

相模原市

男

女



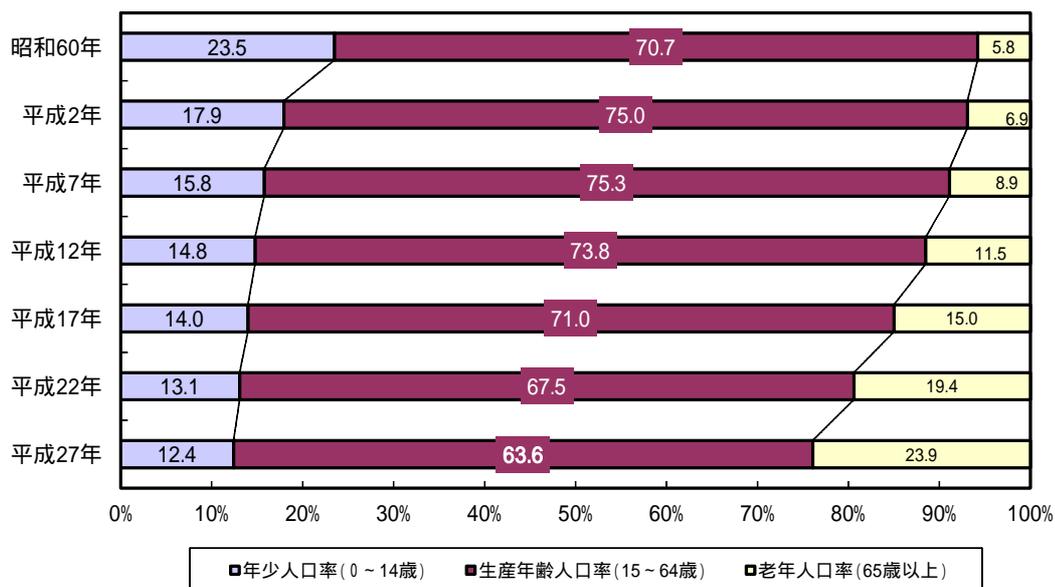
資料：平成 28 年 10 月 1 日
相模原市住民基本台帳

ウ 人口割合

年少人口率及び生産年齢人口率は減少していますが、老年人口率は増加しており、その増加割合は、平成17年～27年の10年間で8.9%です。

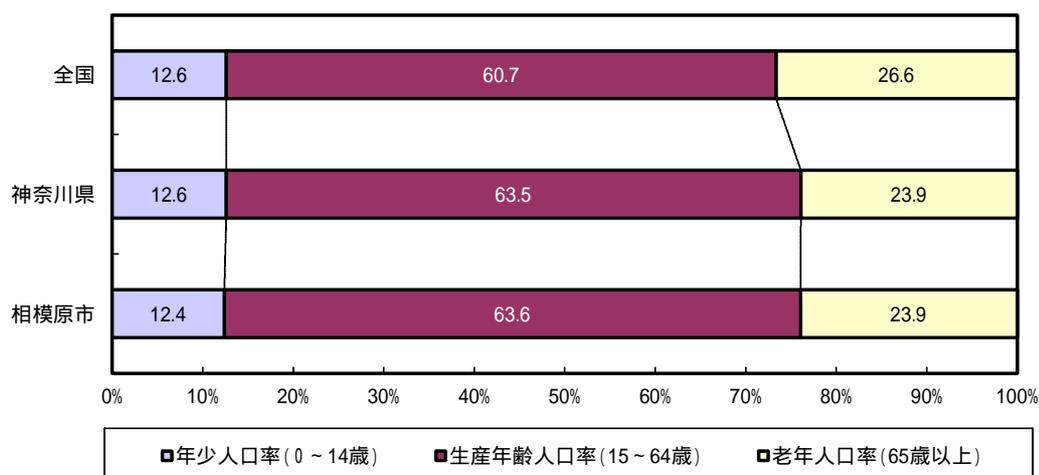
全国と比較すると老年人口率は2.7ポイント低く、生産年齢人口率は、2.9ポイント高くなっています。

年齢別人口割合の推移



資料：相模原市統計書（国勢調査）

年齢別人口割合 全国・神奈川県との比較



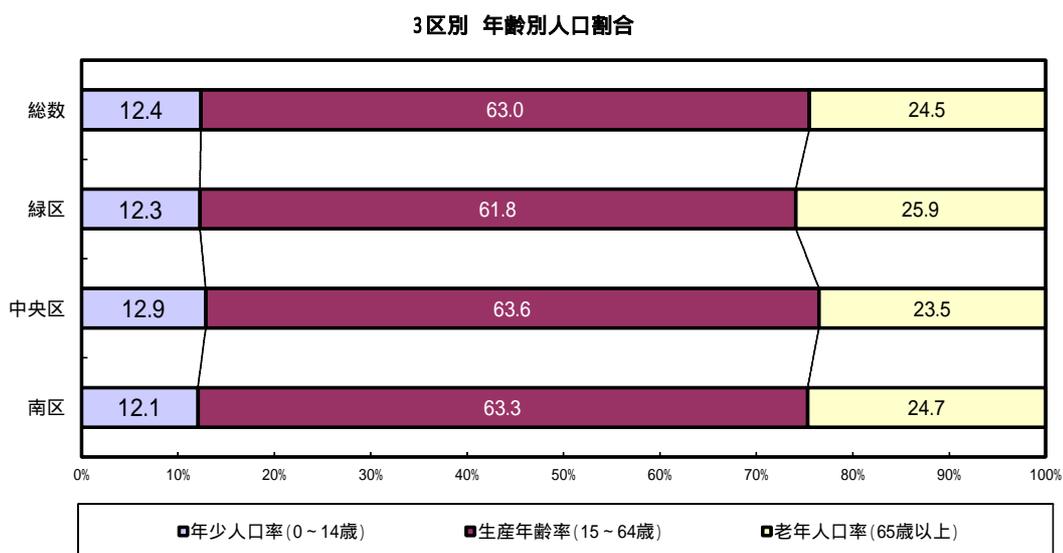
資料：平成27年国勢調査（総務省統計局
都道府県・市区町村別統計表より）

エ 区別・地区別の年齢別人口割合

区別の年齢別人口割合のうち、老年人口率は緑区が25.9%と一番多く、次いで南区の24.7%となっています。

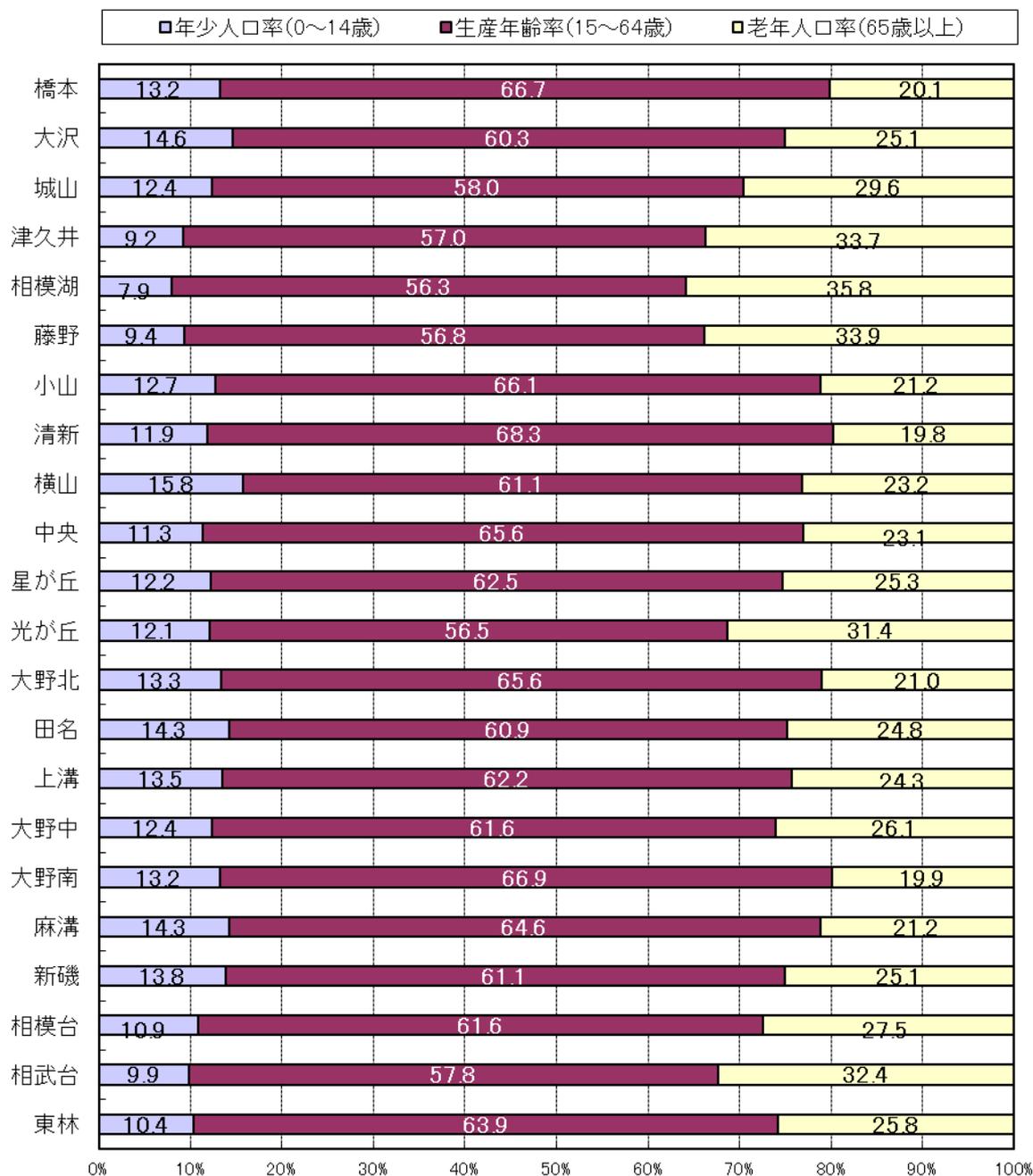
また、地区別に老年人口率をみると、相模湖地区が35.8%と一番多く、次いで藤野地区33.9%、津久井地区33.7%、相武台地区32.4%となっています。

年少人口率は、横山地区が15.8%と一番多く、次いで大沢地区14.6%、田名地区と麻溝地区が14.3%となっています。



資料：平成29年4月1日現在
相模原市住民基本台帳より

地区別 年齢別人口割合

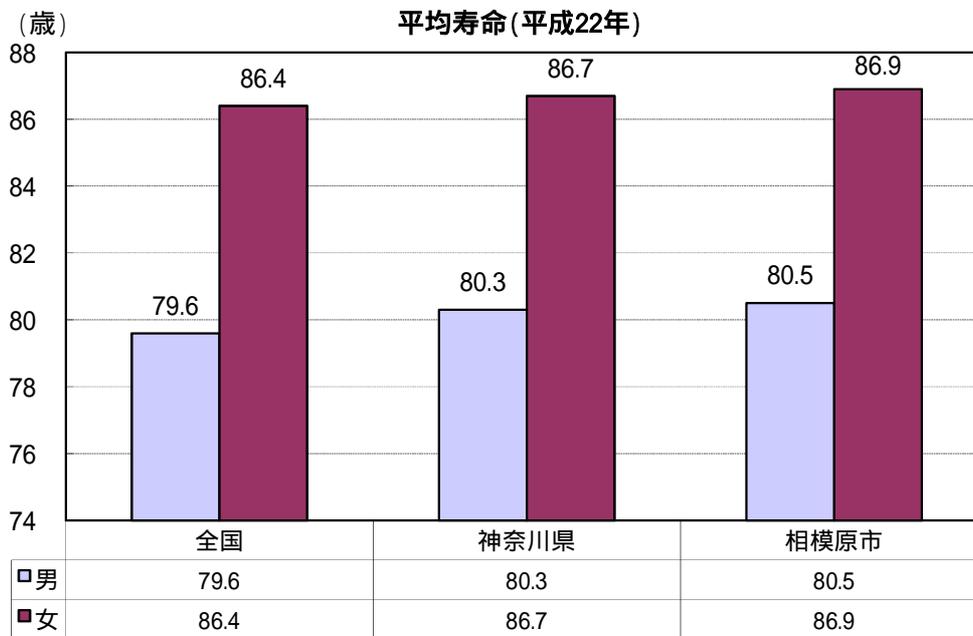


資料：平成 29 年 4 月 1 日現在
相模原市住民基本台帳より

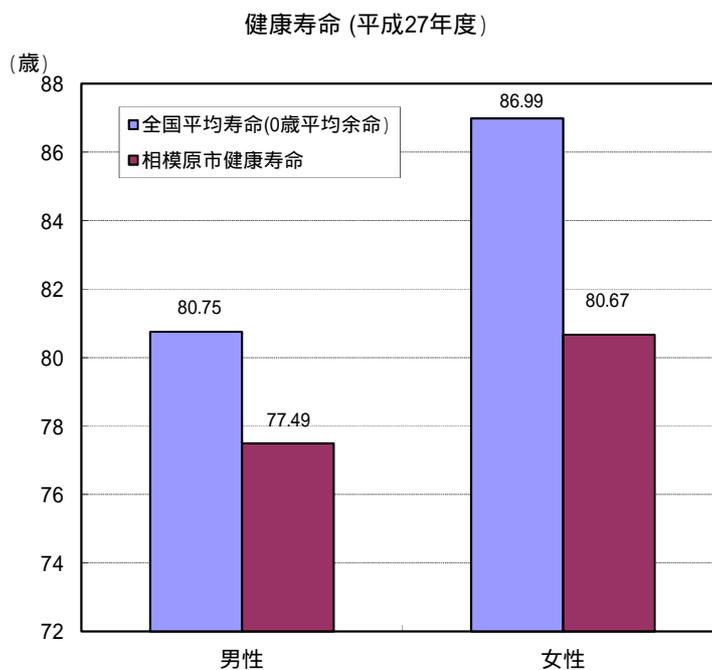
オ 平均寿命と健康寿命

平均寿命は、男女ともに全国・神奈川県と比較すると高くなっています。

男女で比較すると本市の場合、平均寿命、健康寿命ともに女性のほうが高くなっています。



資料：厚生労働省統計情報部 平成22年 市区町村別生命表



資料：介護保険制度を利用した健康寿命算出法による

(2) 保健と医療の概況

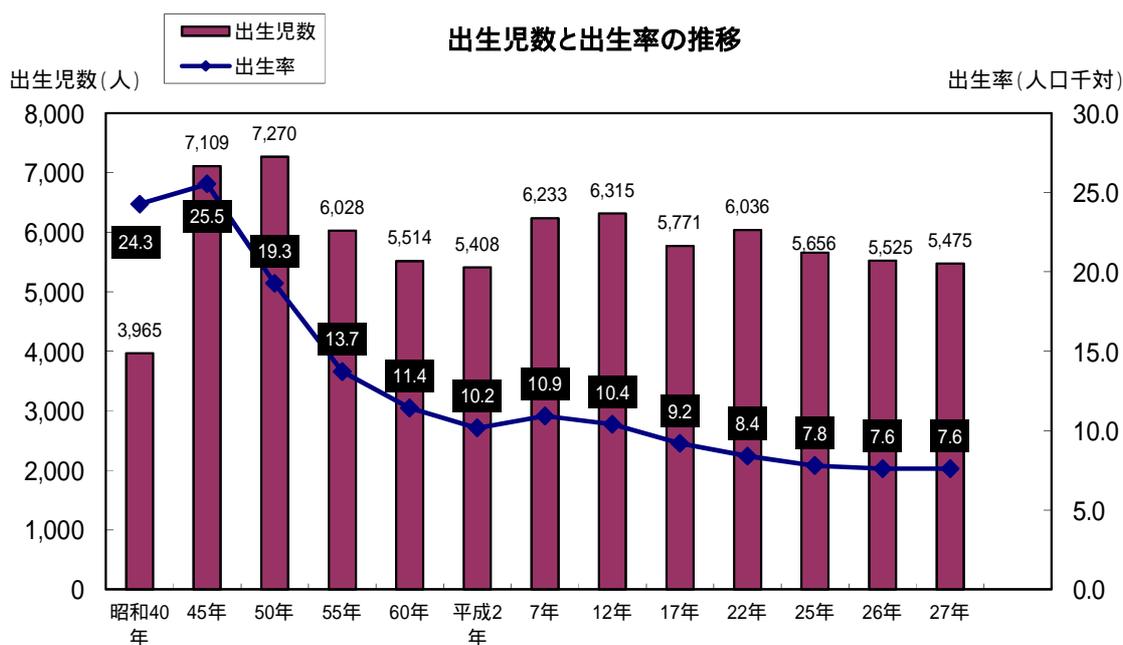
ア 出生の状況

平成27年の出生児数は5,475人で、前年の5,525人より50人増加し、出生率(人口千対)は、7.6ポイントで前年同様です。

全国や神奈川県と比較すると、出生率は、平成7年では差があったものの、近年ではその差は小さくなっています。また、平成7年と平成27年の減少幅については、3.3ポイントで、全国や神奈川県と比較すると、約2倍になっています。

平成27年の合計特殊出生率*は1.25で、前年より0.01ポイント増加しているものの、全国1.45、神奈川県1.39と比べると低くなっています。

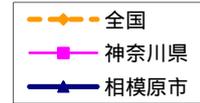
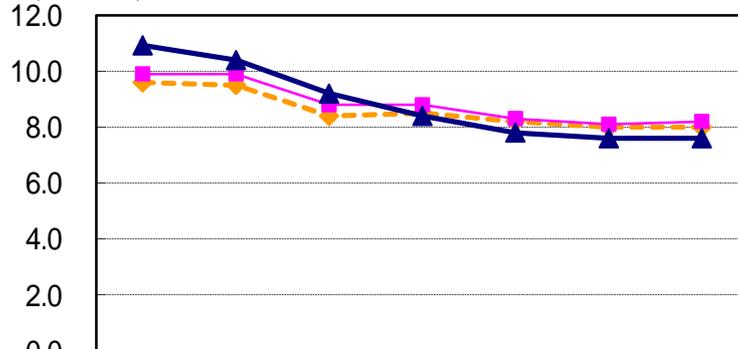
*：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均です。



資料：相模原市保健所年報

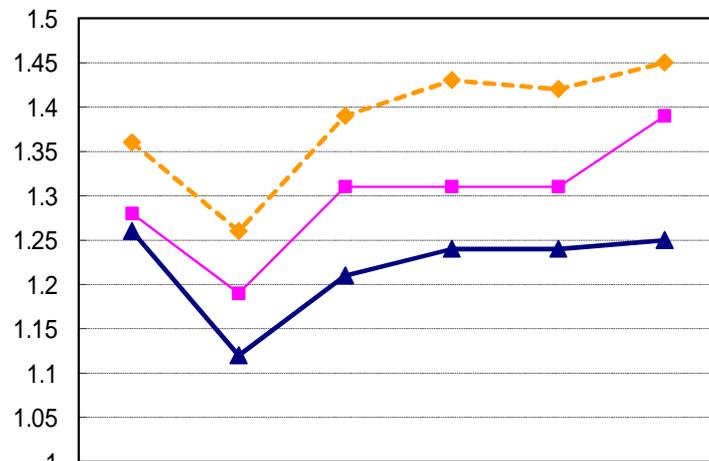
出生率の全国・神奈川県との比較

(人口千対)



	平成7年	12年	17年	22年	25年	26年	27年
全国	9.6	9.5	8.4	8.5	8.2	8.0	8.0
神奈川県	9.9	9.9	8.8	8.8	8.3	8.1	8.2
相模原市	10.9	10.4	9.2	8.4	7.8	7.6	7.6

合計特殊出生率の全国・神奈川県との比較

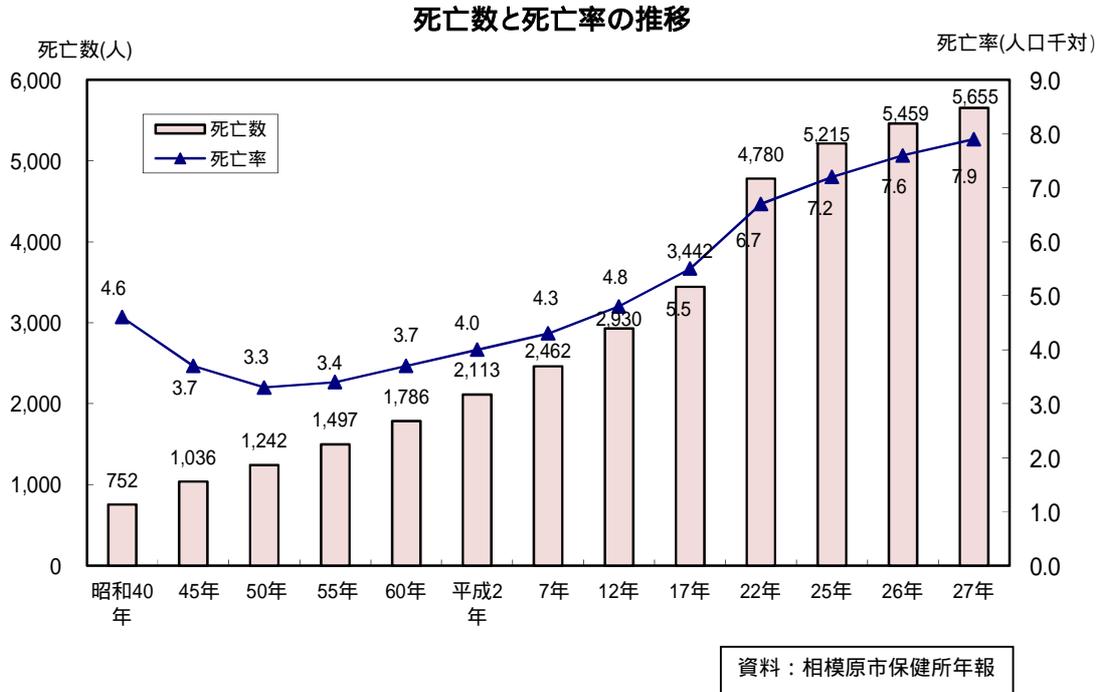


	平成12年	17年	22年	25年	26年	27年
全国	1.36	1.26	1.39	1.43	1.42	1.45
神奈川県	1.28	1.19	1.31	1.31	1.31	1.39
相模原市	1.26	1.12	1.21	1.24	1.24	1.25

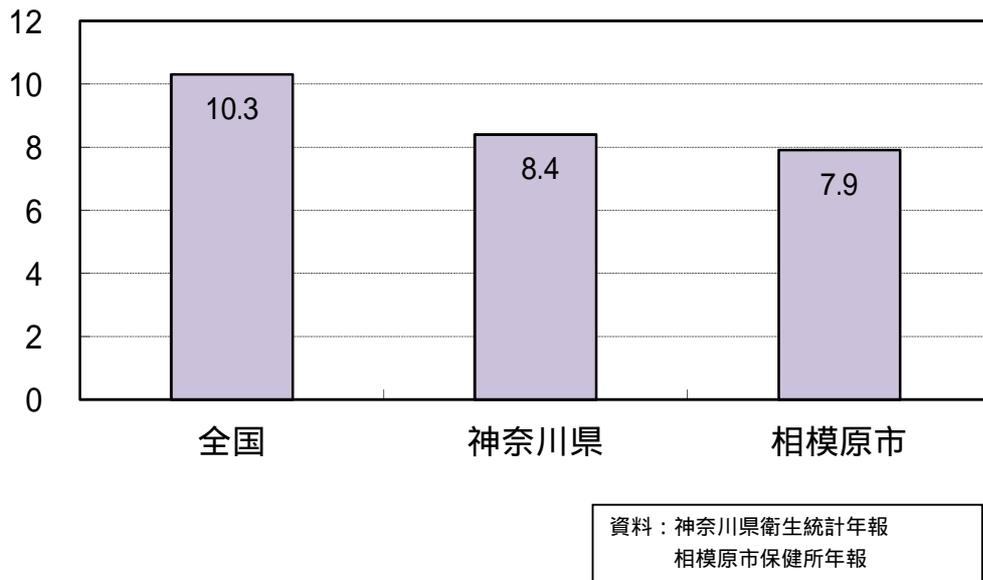
資料：神奈川県衛生統計年報
相模原市保健所年報

イ 死亡の状況

死亡数・死亡率ともに、昭和50年から徐々に増加しています。平成27年度の死亡数は5,655人で、前年の5,459人より196人増加し、平成27年の死亡率（人口千対）は7.9で、前年の7.6を0.3ポイント上回っています。



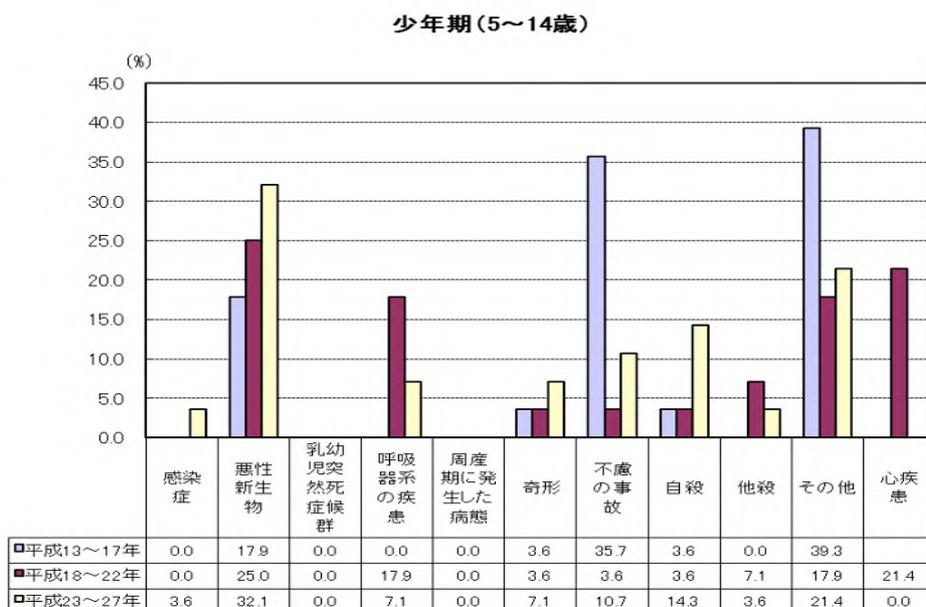
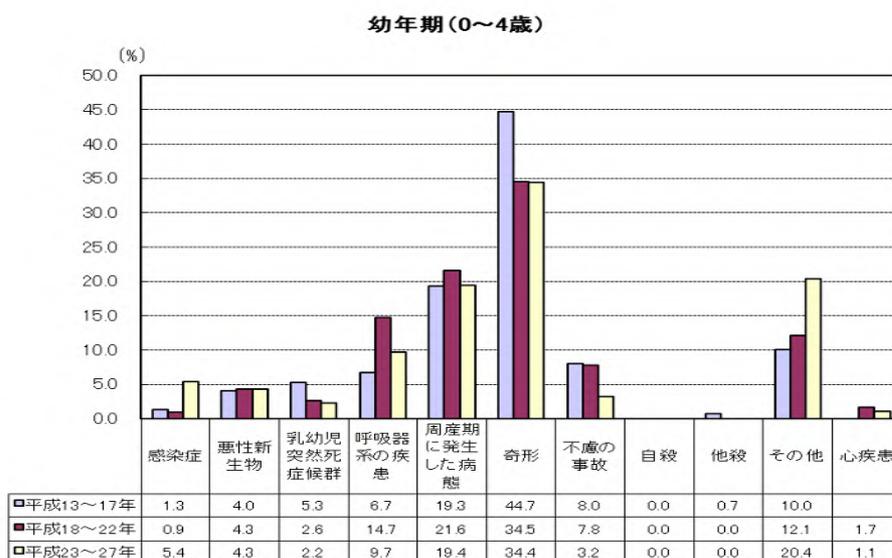
死亡率(人口千対) **平成27年 死亡率(全国・神奈川県・相模原市との比較)**



ウ ライフステージ別死亡の状況

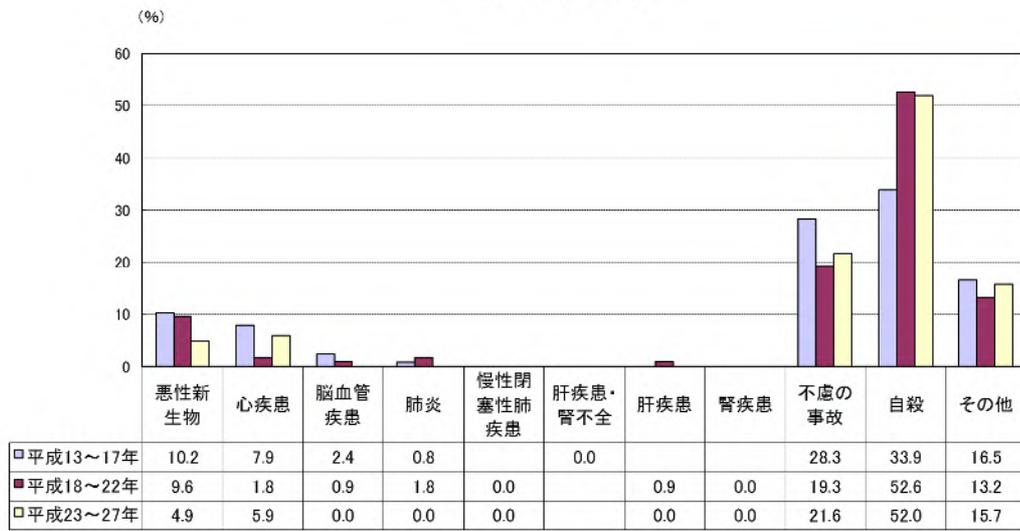
ライフステージ別死因割合について平成18年～22年と平成23年～27年の累計を比較すると、幼年期で「感染症」が4.5ポイント増加し、少年期では「自殺」が10.7ポイント増加しています。青年期では、「心疾患」が4.1ポイント増加し、壮年期及び中年期においても同様に心疾患が微増しています。高年期においては、悪性新生物*や心疾患などが微減の傾向になっています。

*：悪性新生物とは、悪性腫瘍のことで、細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍です。がんや肉腫がこれに入ります。

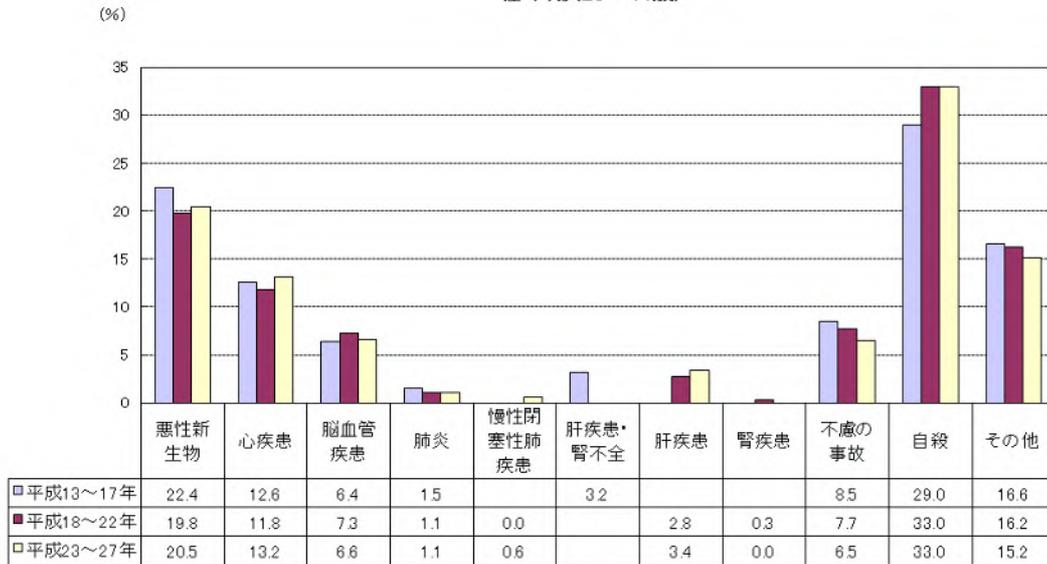


資料：相模原市保健所年報

青年期(15～24歳)



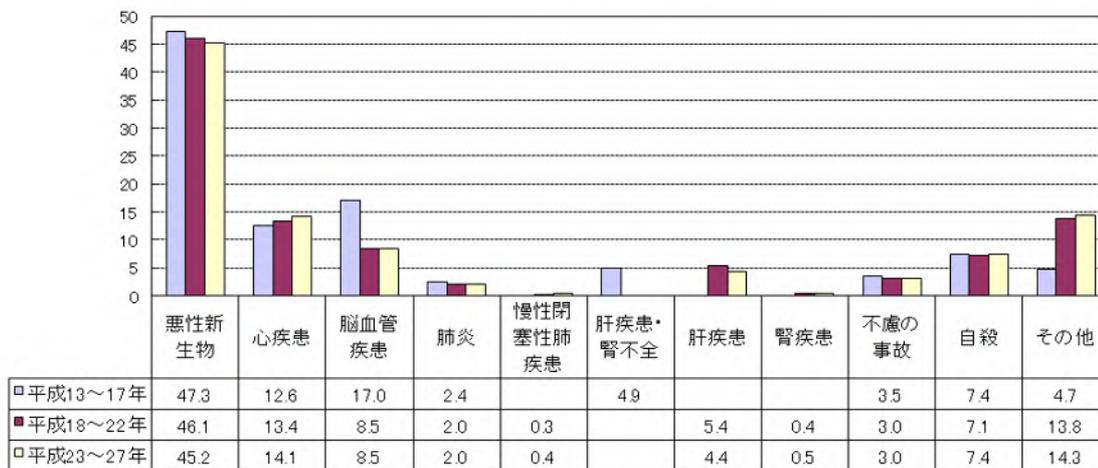
壮年期(25～44歳)



資料：相模原市保健所年報

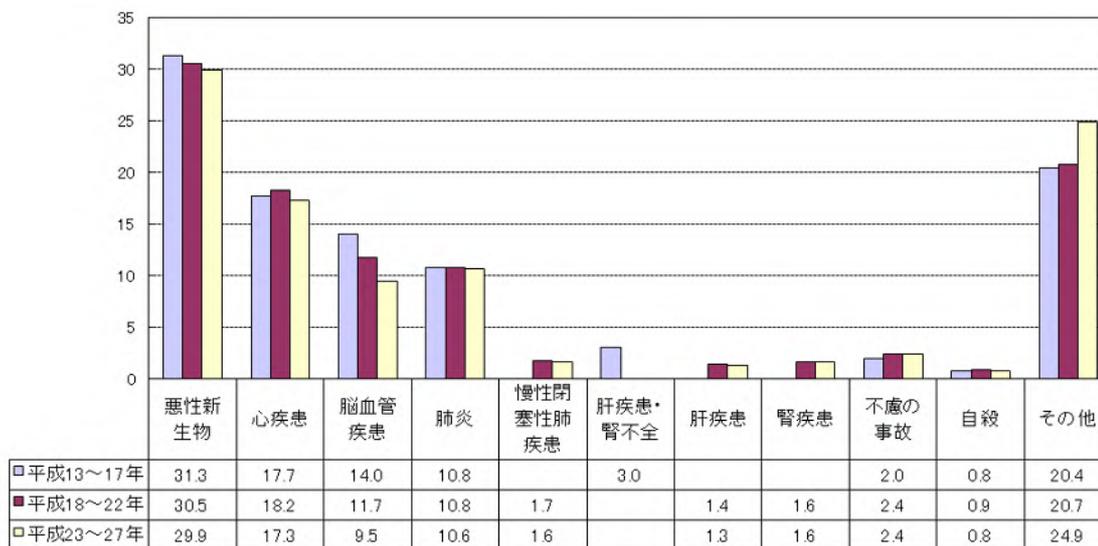
(%)

中年期(45~64歳)



(%)

高年期(65歳以上)



資料：相模原市保健所年報

エ 3大死因の年次推移

平成27年の死因別死亡率(人口10万対)は、悪性新生物245.4、心疾患130.4、脳血管疾患66.9となっています。前年と比較すると悪性新生物9.1ポイント、心疾患9.5ポイントの増加となっています。



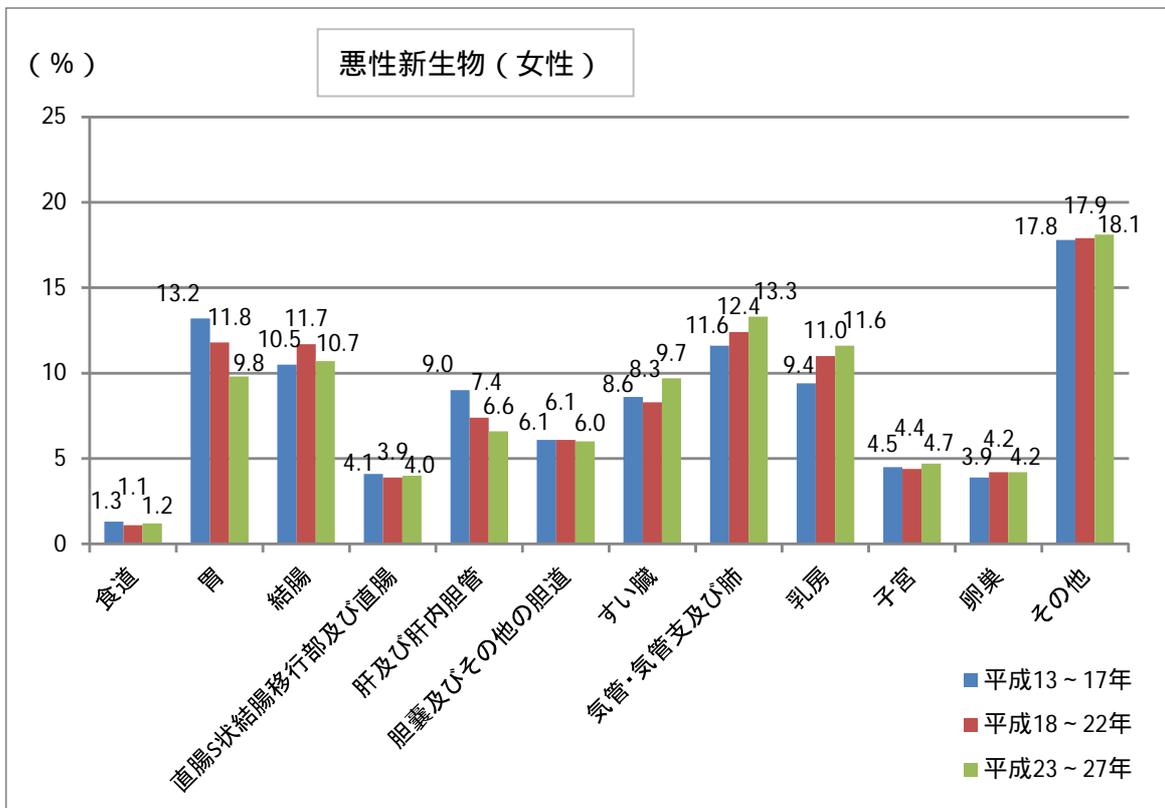
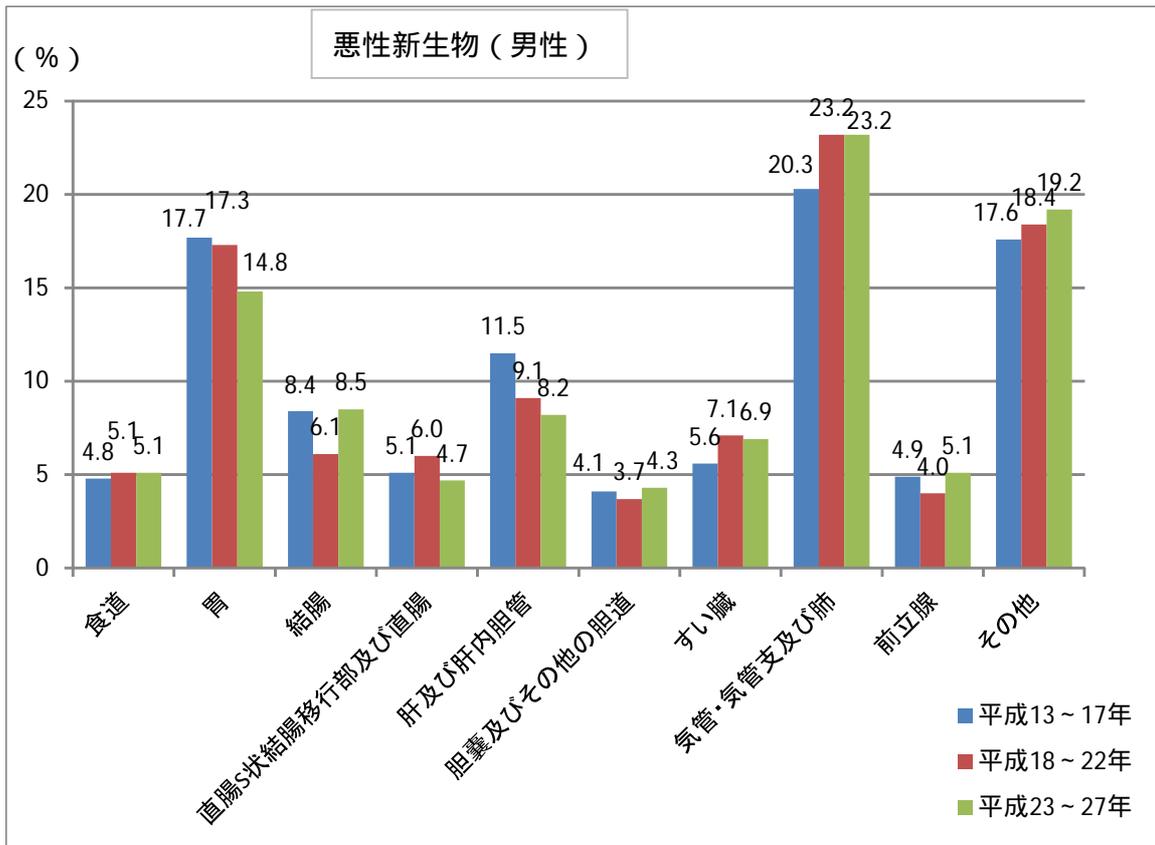
資料：相模原市保健所年報

オ 3大死因内容別・性別死亡の状況

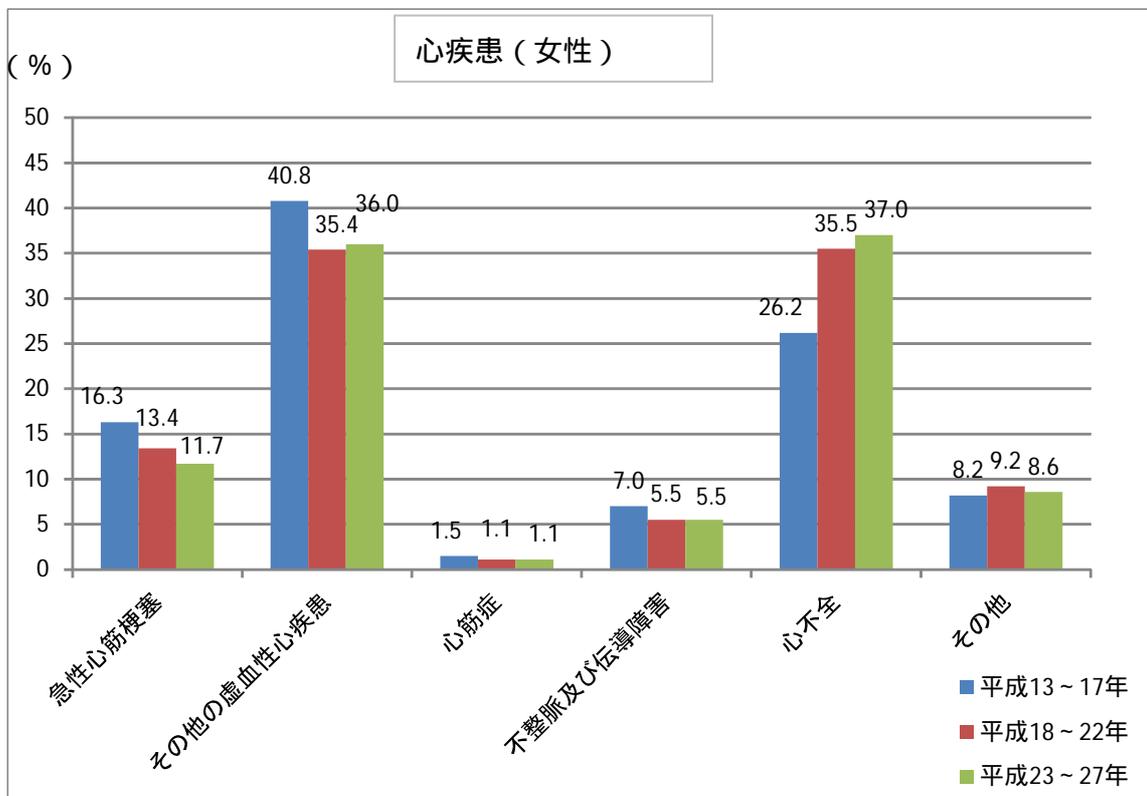
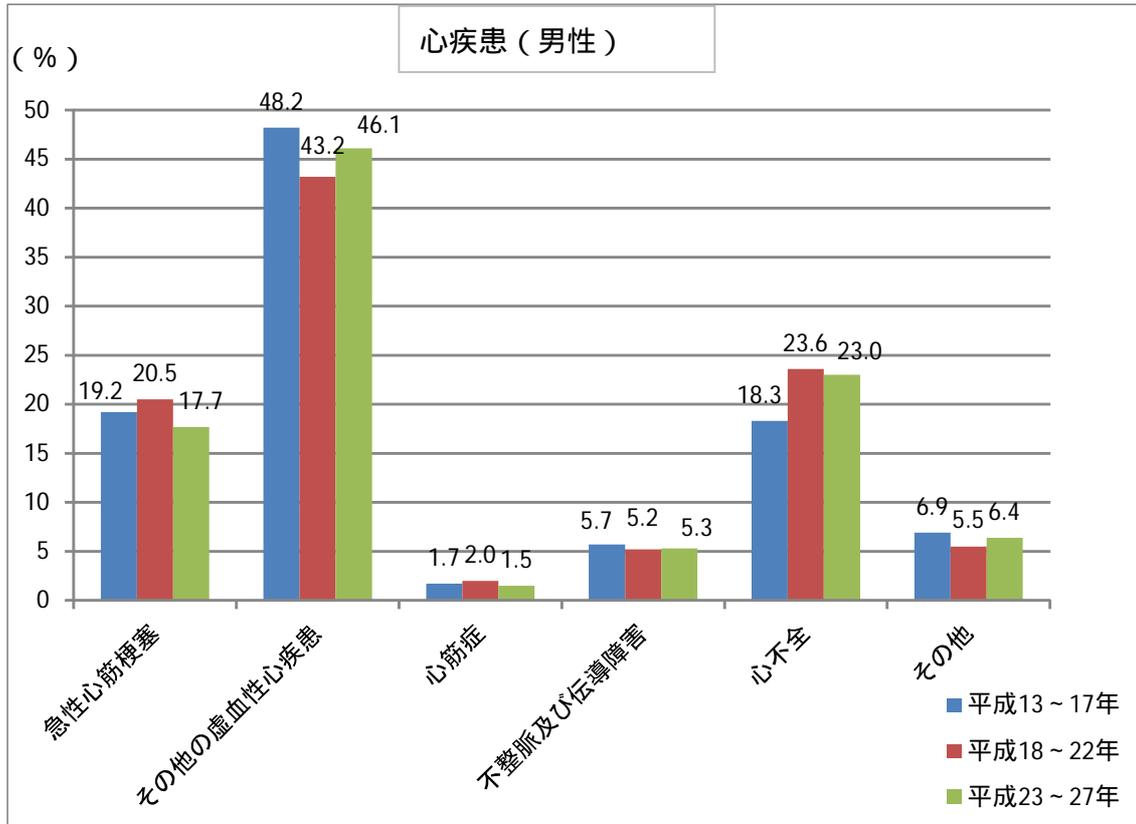
死因が悪性新生物の場合について臓器別に見ると、男性は「結腸」が平成18年～22年と平成23年～27年を比較すると2.4ポイント増加しています。また、女性においては「すい臓」、「気管・気管支及び肺」、「乳房」が増加しています。

心疾患の内容を見ると、平成18年～22年と平成23年～27年を比較すると男性は「その他の虚血性心疾患」が2.9ポイント、女性は「心不全」が1.5ポイント増加しています。

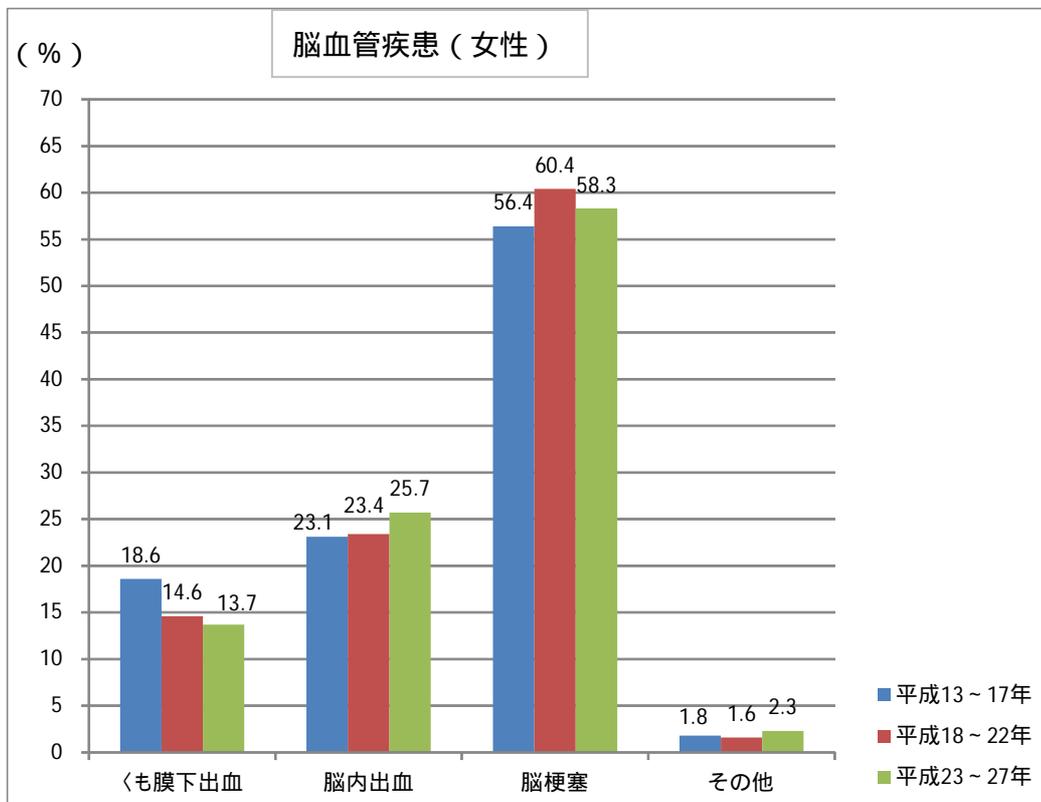
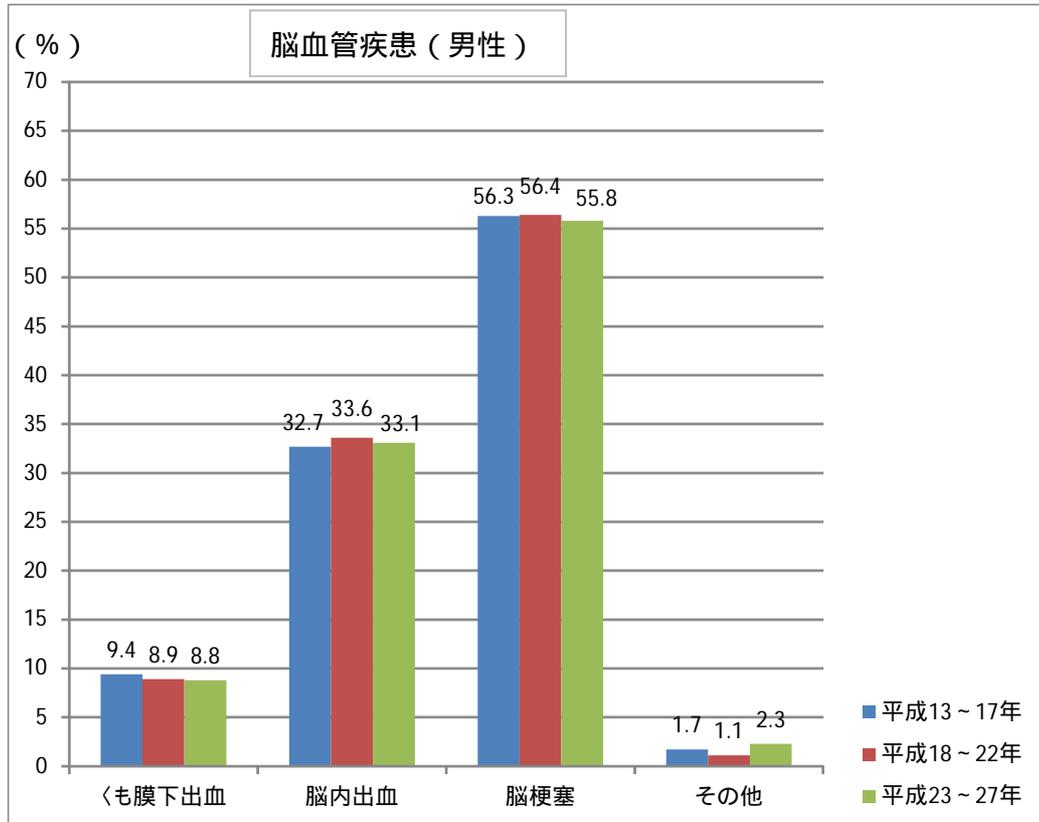
脳血管疾患では、男性は内容別の変化はほとんどなく、女性は平成18年～22年と平成23年～27年を比較すると脳内出血が2.3ポイント増加しています。



資料：相模原市保健所年報



資料：相模原市保健所年報



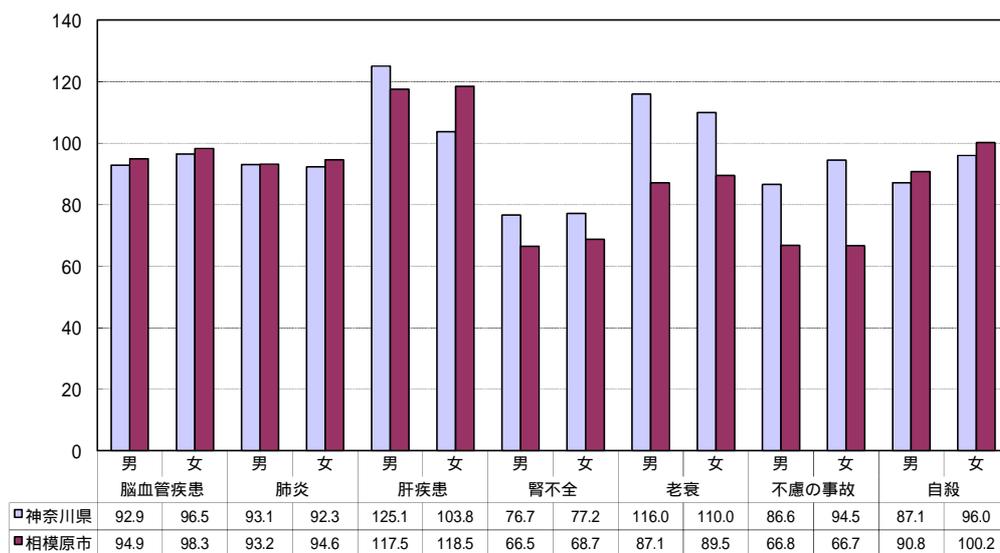
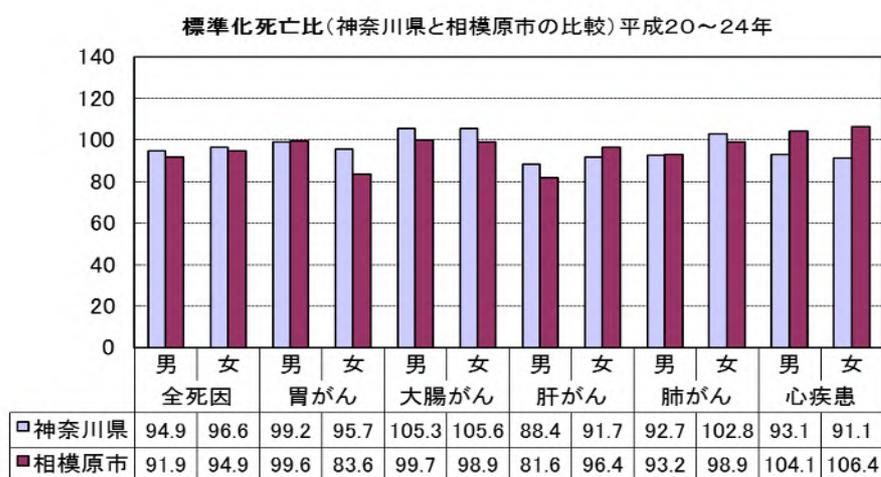
資料：相模原市保健所年報

カ 標準化死亡比*について

標準化死亡比 100 以上のものは、肝疾患（女）118.5、肝疾患（男）117.5、心疾患（女）106.4、心疾患（男）104.1、自殺（女）100.2 の順になります。

神奈川県と比較すると、胃がん（男）肝がん（女）肺がん（男）心疾患（男女）脳血管疾患（男女）肺炎（男女）肝疾患（女）自殺（男女）が高くなっています。

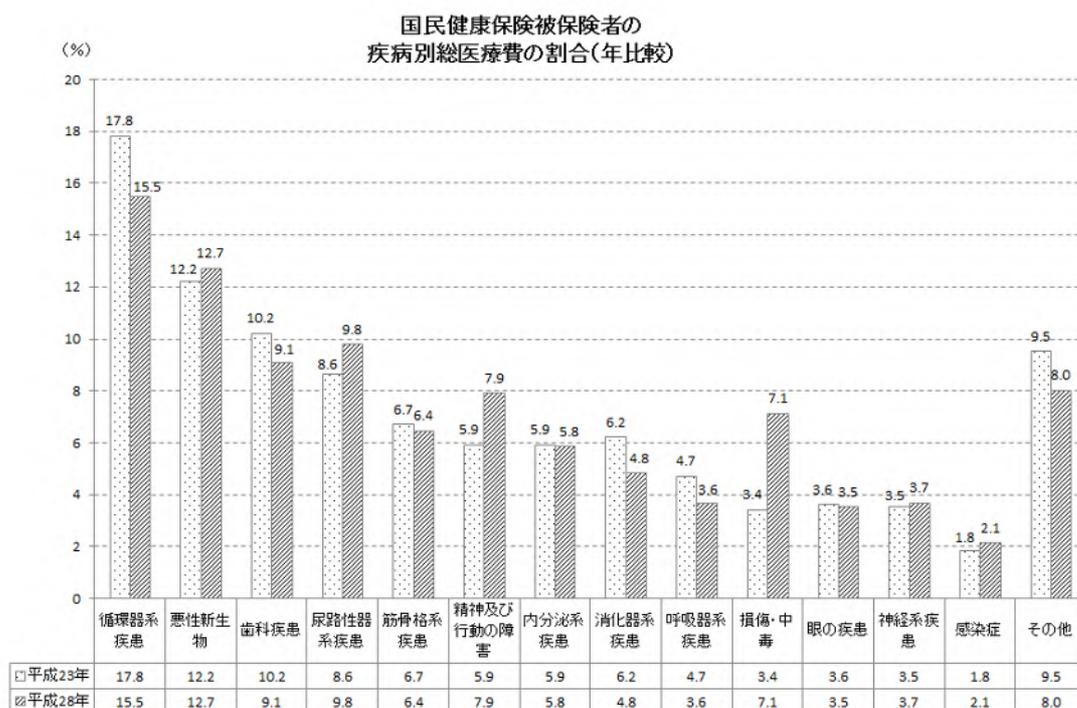
*：標準化死亡比とは、人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標です。全国の平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合は、全国の平均より死亡率が高く、100 以下の場合は低いと判断されます。



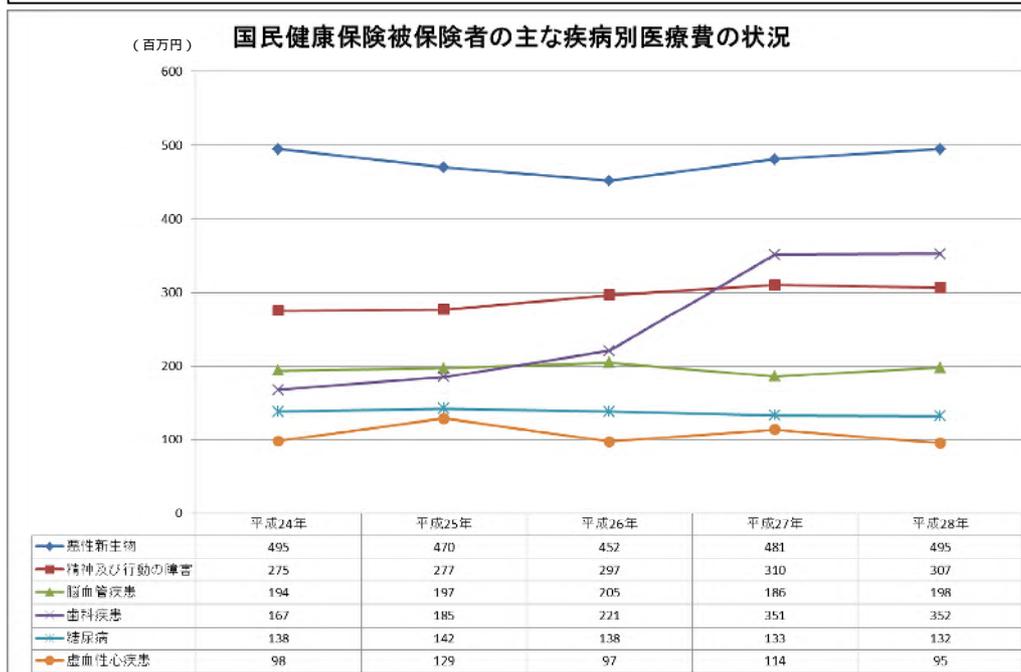
資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告
(平成20年～平成24年 人口動態保健所・市区町村別統計)

キ 国民健康保険医療費の推移

平成 28 年 5 月の 1 か月間における相模原市の国民健康保険被保険者の医療費の合計は、約 39 億円で、全体に占める割合は、循環器系疾患 15.5%、悪性新生物 12.7%となっています。平成 23 年と比較すると循環器系疾患は減少していますが、悪性新生物は増加しています。



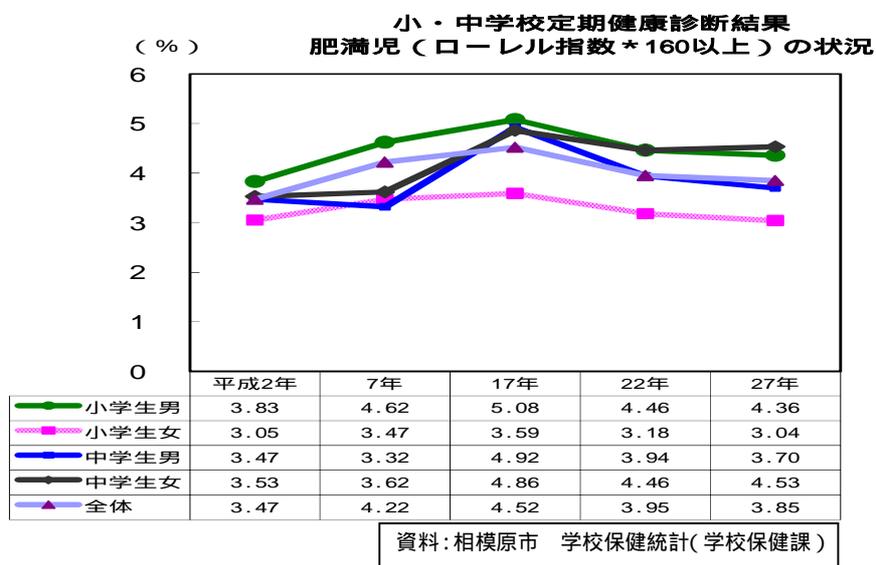
資料：神奈川県国民健康保険団体連合会（平成 23 年 5 月診療分 国民健康保険レセプトによる分析）
（共様式 10-1 疾病中分類（121）別、件数・日数・点数（国保）（政令市）の平成 28 年 5 月分）



資料：（平成 25 年～28 年 共様式 10-1 疾病中分類（121）別、件数・日数・点数（国保）（政令市）の各年 5 月分、24 年は 7 月分）

ク 小・中学校における肥満児割合の推移

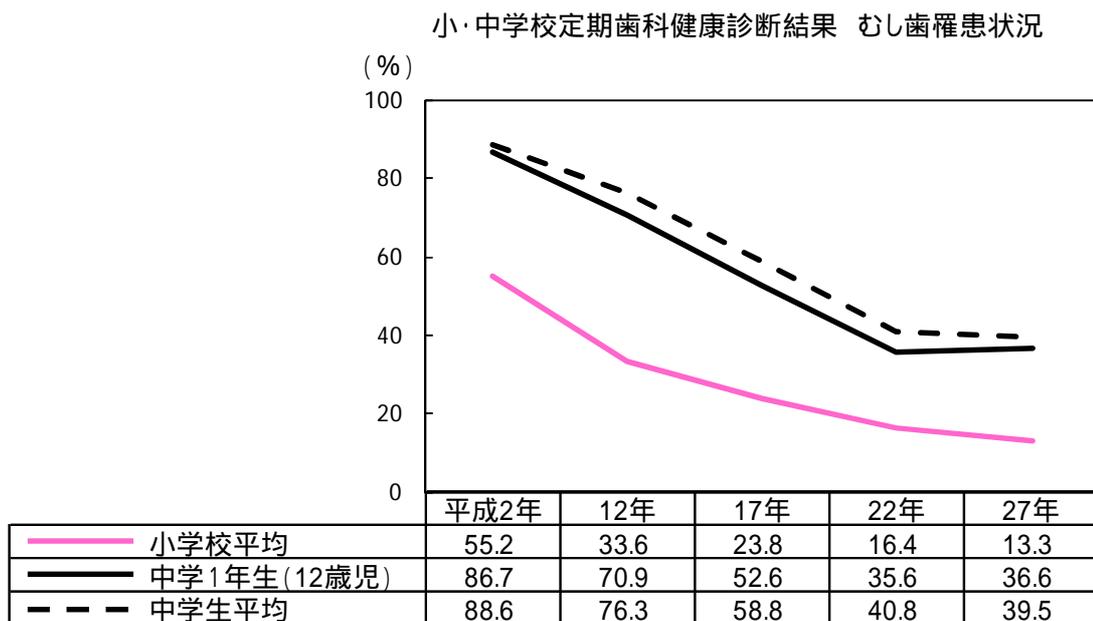
平成 17 年度までは、全体的に増加傾向にありましたが、その後は横ばいに推移しています。



*: ローレル指数とは、小学生・中学生に用いられる栄養状態（特に肥満の程度）を評価するための体型指数です。体重(kg)÷身長(3乗)(m)×10(7乗)で算出され、指数160以上が「太りすぎ」とされます

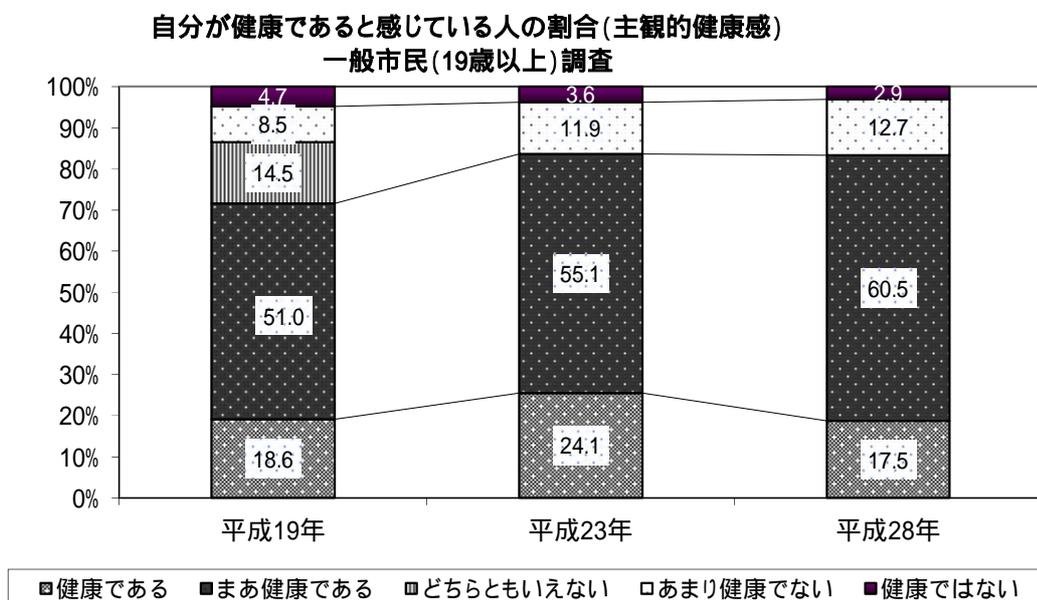
ケ 小・中学校におけるむし歯の推移

小・中学校のむし歯罹患割合は、年々減少傾向にあります。しかし、平成 27 年では、中学生は小学生の 3 倍近くが、むし歯罹患となっています。



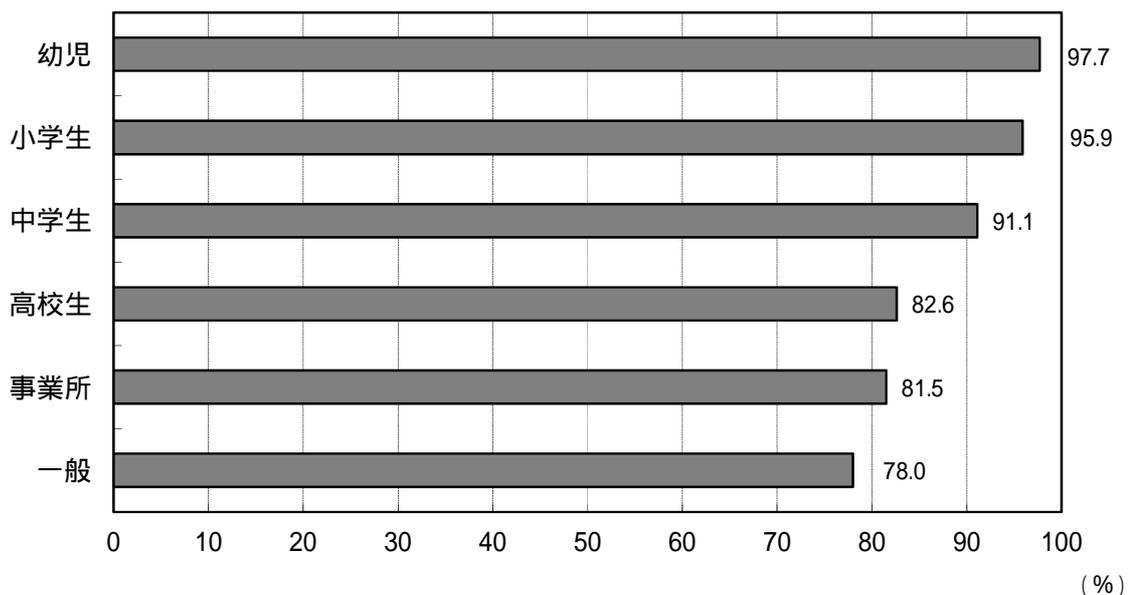
コ 自分が健康であると感じている人の割合（主観的健康感）

一般市民の「健康である」と「まあ健康である」と感じている人の割合の合計は、前回調査と比べ微減しています。



平成 23・28 年調査については、「どちらともいえない」の選択肢なし。

ライフステージ別の健康状態「健康である・まあ健康である」の割合
(主観的健康感)



(3) 社会資源の状況

ア 施設数・病床数など

	病院		医科診療所			病床総数	人口/病床	歯科診療所	薬局数
	施設数	病床数	施設数		病床数				
			有床	無床					
平成17年度	33	7,399	28	329	247	7,646	87.3	325	246
平成22年度	36	7,796	23	362	225	8,021	89.5	347	268
平成28年度	37	7,643	12	411	157	7,800	92.4	372	297

資料：相模原市保健所年報

イ 保健・医療従事者数

(人)

区分	平成22年	平成26年
医師	1,833	1,876
歯科医師	462	530
薬剤師	1,608	1,573
保健師	215 (1,085)	200 (1,300)
助産師	134 (192)	177 (248)
看護師	4,763 (5,112)	5,214 (5,570)
准看護師	1,236 (1,524)	1,065 (1,375)
歯科衛生士	425	489
歯科技工士	204	143
診療放射線技師	(注1) 224	(注1) 249
臨床検査技師	(注1) 326	(注1) 356
理学療法士	(注1) 156	(注1) 233
作業療法士	(注1) 109	(注1) 135
栄養士	(注2) 901	(注2) 1,170

平成 22・26 年は 12 月 31 日現在(隔年調査)
 平成 22・26 年医師・歯科医師・薬剤師調査
 及び業務従事者による相模原地域届出数
 カッコ内は他資格で従事している者を含む。
 (注1) 神奈川県衛生統計年法H22・26年10
 月1日現在
 (注2) 平成22・26年度地域保健・健康増進事
 業報告(地域保健編)、衛生行政報告例

資料：相模原市保健所年報

ウ 関連団体など

健康づくりに関連する団体は、相模原市健康づくり普及員連絡会、相模原市食生活改善推進団体、さがみはら市民健康づくり会議があります。

	平成 23 年度						平成 28 年度					
	総数	緑	中央	南	団体	個人	総数	緑	中央	南	団体	個人
相模原市健康づくり普及員連絡会	159	48	58	53			173	51	66	56		
相模原市食生活改善推進団体(わかな会)	453	169	140	144			401	142	121	138		
さがみはら市民健康づくり会議	37		-	-	28	9	36				27	9

2 第2次前期計画の数値目標の評価結果

第2次前期計画（平成25年度～29年度）では重点指標2項目で3目標、指標12項目で16目標の数値を設定しており、これらの目標の達成状況について、ベースライン（平成23年度）と現況（平成28年度）を比較し評価を行いました。

全体の19目標では、達成しているもの7目標、達成していないが改善傾向にあるもの1目標、数値に変化がないもの5目標、悪化傾向にあるもの6目標という結果でした。

評価結果

第2次前期計画策定時の平成23年度をベースライン値として平成28年12月に実施した「市民生活習慣実態調査」などの結果を記載しています。

また、達成度については、目標値に達した「A」、目標値に達していないが改善傾向にある「A'」、数値に変化がない（ベースライン値と現況値の差が±1%未満含む）「B」、悪化傾向にある「C」で標記しています。

重点指標

指 標		ベースライン値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現況値 (平成28年度)	達成度
1	健康寿命の延伸 ¹	男性76.72歳 女性79.62歳 (平成22年度)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加	男性77.49歳 女性80.67歳 (平成27年度)	A' A
2	主観的健康感の向上 ²	79.2%	81%	78.0%	C

1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

2 主観的健康感：自分が健康であると感じていること

<参考>

相模原市の平均寿命（平成27年）が策定時に示されていないことから、全国の平均寿命（平成27年完全生命表より）と比較しました。

男性：80.75歳（平成22年比1.20歳の増加）

女性：86.99歳（平成22年比0.69歳の増加）

指標

指標		ベースライン値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現況値 (平成28年度)	達成度
1	地域で行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人の割合の増加	17.6%	21%	14.6%	C
2	健康のために何か続けていることのある人の割合の増加	53.0%	56%	53.6%	B
3	適正体重を維持している人の割合の増加				
	(20歳代女性のやせの人の減少)	17.3%	15%	18.8%	C
	(20~60歳代男性の肥満の人の減少)	28.2%	27%	28.3%	B
	(40~60歳代女性の肥満の人の減少)	15.3%	14%	18.2%	C
4	1週間の中で家族、友人などと食事をする回数の増加	9回	10回	9回	B
5	運動習慣 ³ を持つ人の割合の増加	28.1%	32%	32.2%	A
6	たばこを吸う人の割合の減少	15.5%	13%	16.0%	B
7	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒 ⁴ している人の割合の減少	18.1%	17%	16.8%	A
8	40歳代で進行した歯周炎 ⁵ に罹患している人の割合の減少	51.8%	47%	43.6%	A
9	睡眠による休養が十分に取れていない人の割合の減少	30.6%	28%	34.2%	C

3 運動習慣：30分以上の息のはずむ程度の運動を、週に2回以上すること

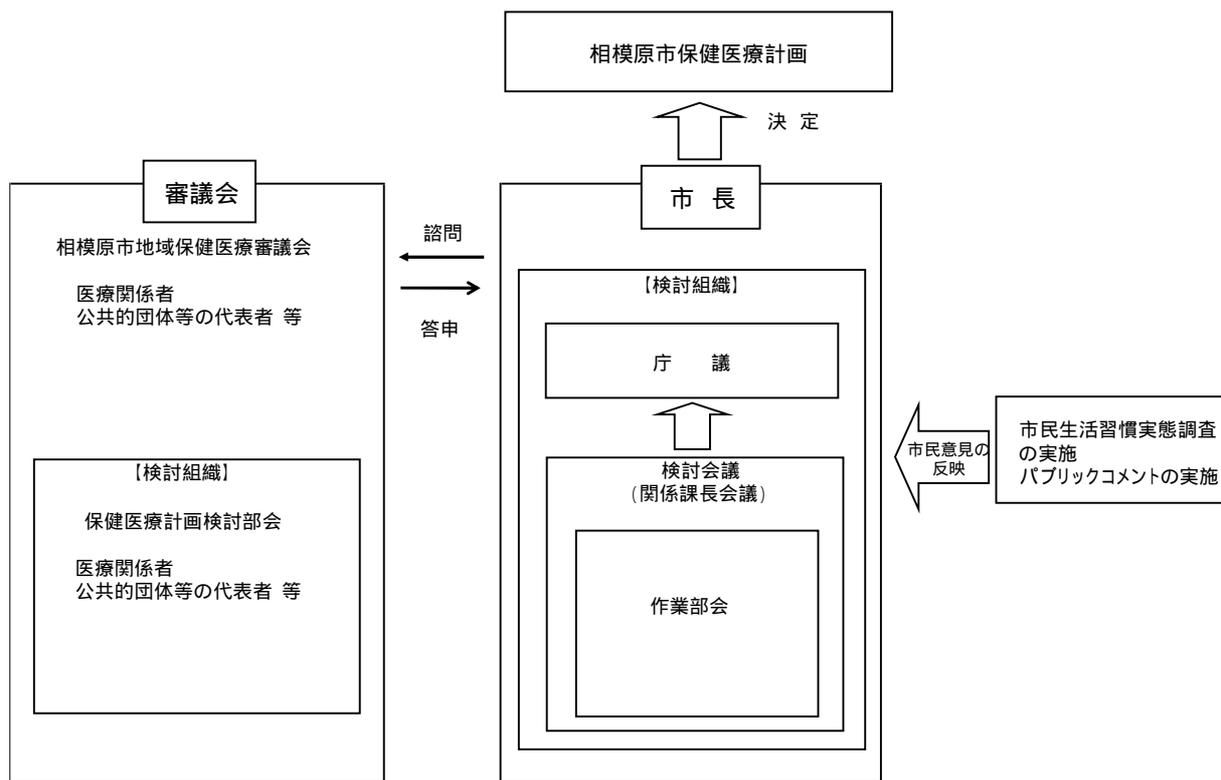
4 生活習慣病のリスクを高める飲酒量：1日平均純アルコールで約40g（日本酒換算で約2合）以上

5 進行した歯周炎：歯と歯肉の境目が4mm以上の病態

指 標		ベースライン値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現況値 (平成28年度)	達成度
10	こころの健康に関する 相談場所を知っている 人の割合の増加	44.3%	47%	43.0%	C
11	1年間に健康診断を受 けた人の割合の増加	67.9%	73%	67.0%	B
12	かかりつけ医、かかりつ け歯科医、かかりつけ薬 局を保有している人の 割合の増加				
	（かかりつけ医）	60.9%	増加	63.3%	A
	（かかりつけ歯科医）	62.7%	増加	65.7%	A
	（かかりつけ薬局）	39.2%	増加	47.3%	A

3 策定体制

保健医療計画の策定にあたっては、様々な視点から幅広く意見を聞くため「相模原市地域保健医療審議会」の中に「保健医療計画推進部会」を設置し、現行計画の進管理(評価検証)や次期計画の策定(改定)内容を検討しました。



4 策定の経過

策定の経過

平成 28 年度

- 8月8日 第29回相模原市地域保健医療審議会
・ 相模原市保健医療計画について諮問
- 11月1日 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会
・ 相模原市保健医療計画及び当部会の概要について
・ 相模原市保健医療計画に係る主な事業の進捗状況（平成27年度）について
・ 今後のスケジュールについて
・ 次期保健医療計画に係る市民生活習慣実態調査について
- 11月～1月 相模原市市民生活習慣実態調査実施

平成 29 年度

- 6月16日 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会
・ 次期相模原市保健医療計画の策定について
・ 市民生活習慣実態調査結果の報告及び成果指標について
・ 相模原市保健医療計画に係る主な事業の進捗状況（平成28年度）について
・ 次期保健医療計画の概要及び基本指針の各区分における目標等について
- 8月3日 第30回相模原市地域保健医療審議会
・ 相模原市保健医療計画について（部会報告）
- 9月13日 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会
・ 次期相模原市保健医療計画の素案について
- 10月5日 第31回相模原市地域保健医療審議会
・ 相模原市保健医療計画について
- 10月12日 地域保健医療審議会から答申

相模原市地域保健医療審議会規則

昭和 49 年 12 月 19 日規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市規則第 17 号)に基づき設置された相模原市地域保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 市の公共的団体等の代表
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市の住民

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、地域医療事務主管課で処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 31 日規則第 9 号抄)

- 1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 18 号)
この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 47 号)
この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 79 号)
この規則は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 15 日規則第 62 号)
この規則は、公布の日から施行する。

相模原市地域保健医療審議会委員名簿

(敬称略 順不同)

会 長	細田 稔	一般社団法人相模原市医師会
副会長	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会
委 員	大山 宜秀	一般社団法人相模原市医師会
"	木内 哲也	一般社団法人相模原市医師会
"	土屋 敦	公益社団法人相模原市病院協会
"	加藤 茂之	公益社団法人相模原市歯科医師会
"	大岡 元	公益社団法人相模原市薬剤師会
"	渡辺加代子	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
"	森川 哲郎	相模原市自治会連合会
"	高部 博	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
"	渋谷 雄二	相模原地域連合
"	松田 正則	相模原市健康づくり普及員連絡会
"	浅田 倫子	一般社団法人相模原市獣医師会
"	小山日出野	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
"	鈴木 貴市	相模原環境衛生協会
"	高山みや子	相模原食品衛生協会
"	飯田由美子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部
"	高杉 進	公募委員
"	高原ななゑ	公募委員
"	由比 宏忠	公募委員
前副会長	永富多美子	相模原市健康づくり普及員連絡会
前委員	中野 重徳	公益社団法人相模原市病院協会
"	井上 俊彦	公益社団法人相模原市歯科医師会
"	佐藤 美樹	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
"	森 逸雄	相模原市自治会連合会
"	勝村 尚子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部

相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会設置要綱

(設置)

第1条 相模原市地域保健医療審議会規則(昭和49年相模原市規則第58号)第5条の規定により、相模原市地域保健医療審議会に保健医療計画推進部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相模原市保健医療計画の進行管理(評価検証)に関すること。
- (2) 相模原市保健医療計画の改定の内容検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 部会の構成員は、相模原市地域保健医療審議会委員のうち別表に掲げる者をもって充てる。

(会長)

第4条 部会に会長1人を置く。

- 2 会長は別表の構成員から選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、地域保健課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

機関名等	人数
一般社団法人相模原市医師会	1
公益社団法人相模原市歯科医師会	1
公益社団法人相模原市薬剤師会	1
公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部	1
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	1
相模原市食生活改善推進団体わかな会	1
相模原市健康づくり普及員連絡会	1
特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部	1
公益社団法人相模原市病院協会	1
相模原市自治会連合会	1

相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会委員名簿 (敬称略 順不同)

会	長	大山 宜秀	一般社団法人相模原市医師会
委	員	土屋 敦	公益社団法人相模原市病院協会
		加藤 茂之	公益社団法人相模原市歯科医師会
		大岡 元	公益社団法人相模原市薬剤師会
		渡辺加代子	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
		森川 哲郎	相模原市自治会連合会
		高部 博	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
		松田 正則	相模原市健康づくり普及員連絡会
		湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会
		飯田由美子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部
前	委 員	中野 重徳	公益社団法人相模原市病院協会
		井上 俊彦	公益社団法人相模原市歯科医師会
		佐藤 美樹	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
		森 逸雄	相模原市自治会連合会
		永富多美子	相模原市健康づくり普及員連絡会
		勝村 尚子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部

相模原市地域保健医療審議会への諮問及び答申

諮 問

F N o . 0 ・ 4 ・ 8
平成 2 8 年 8 月 8 日

相模原市地域保健医療審議会会長 殿

相模原市長 加山 俊夫

相模原市保健医療計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項
相模原市保健医療計画について
- 2 答申希望時期
平成 2 9 年 1 0 月

以 上

答 申

平成29年10月12日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市地域保健医療審議会
会 長 細 田 稔

相模原市保健医療計画について（答申）

平成28年8月8日付けF 0・4・8をもって諮問のありました相模原市保健医療計画について、当審議会において専門部会を設置し審議した結果、原案のとおり策定することが適当であるとの結論を得たので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の意見を付しますので、これを十分尊重し、取り組むことを要望します。

意 見

- 1 計画の内容について、相模原市域に広く発信し、市民、行政、保健医療機関の協働のもとに計画の推進を図られたい。
- 2 計画の目標の達成に向けては、市民ニーズや社会情勢を的確にとらえ常に評価を行い、効果的な事業の実施に努められたい。
- 3 国及び県並びに本市の関連する計画との整合性や調和を図り、市民の健康づくり活動を総合的に支援するため、保健・医療・福祉・介護などの関係機関が一体となった支援体制の整備に努められたい。

以 上

5 相模原市市民生活習慣実態調査の概要

調査の目的

相模原市保健医療計画（平成 25 年 3 月策定）の改定にあたり、当該計画の策定時に実施した、相模原市市民生活習慣実態調査を再度行い、市民の健康度の変化を把握するとともに、今後の健康課題を明らかにする基礎資料とする。

調査対象と調査方法

一般市民調査	調査対象	住民基本台帳から、19 歳以上の一般市民（外国人を含む。）5,000 人を無作為抽出。
	調査方法	郵送配布、郵送回収。
幼児調査	調査対象	幼児健康診査（1 歳 6 か月児及び 3 歳 6 か月児）対象児（11 月発送の健康診査通知対象児）を対象とし、保護者による代理回答。約 900 人を抽出。
	調査方法	健康診査案内に同封し配布、健康診査日に回収。
小学生調査	調査対象	市内に所在する小学校（12 校）（1、3、5 年）を対象として、クラス単位で無作為抽出し、対象となったクラスの児童（合計約 1,100 人）に調査。保護者による代理回答。
	調査方法	各学校へ調査票等を送付、調査票をクラスごとにまとめ返送。
中高生調査	調査対象	市内に所在する中学校（12 校）（1、2 年）・高校（4 校）（1、2 年）を対象として、クラス単位で無作為抽出し、対象となったクラスの生徒（合計約 1,500 人）に調査。生徒本人による回答。
	調査方法	各学校へ調査票等を送付、調査票をクラスごとにまとめ返送。
事業所従業員調査	調査対象	市内に所在する事業所に勤める従業員約 1,000 人を対象に調査。
	調査方法	各事業所へ調査票等を送付、調査票をまとめ返送。

調査の実施時期

平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月

調査の基準日

平成 28 年 12 月 1 日

回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般市民調査	5,000	2,661	53.2%
幼児調査	923	635	68.8%
小学生調査	1,133	998	88.1%
中学生調査	862	760	88.2%
高校生調査	624	494	79.2%
事業所従業員調査	1,010	936	92.7%

調査視点

一般市民調査	「栄養・食生活」や「運動」等の領域ごとに、19歳以上の相模原市民の健康についての意識や生活習慣等を把握したもの。
幼児調査	家庭（親）の生活習慣によって健康度・健康観が左右されやすい時期にある幼児の健康づくりを取り巻く環境について把握したもの。
小学生調査	家庭と学校保健の双方の影響下で、徐々に自発的な生活習慣を形成しつつある時期の健康づくりを取り巻く環境について把握したもの。
中・高校生調査	中・高校生の健康に係る意識や食生活・生活習慣等を、学校保健との連携を念頭に置きつつ把握したもの。
事業所従業員調査	生活習慣病の潜在層とそれが出現する時期にかけての、働き盛りの市民の健康度等を把握したもの。

6 用語解説 (五十音順) この計画における用語などの意味は、次のとおりです。

【あ行】

H I V (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)

H I Vは、人の体を様々な細菌、カビやウイルスなどの病原体から守るのに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージなどに感染するウイルスです。H I Vに感染すると、H I Vが増えるときに感染した細胞をこわしていくため、だんだんと免疫がうまく働かなくなり、いろいろな病気になります。

A E D (Automated External Defibrillator : 自動体外式除細動器)

心臓が止まる原因の中には、心臓がブルブルと細かく震える「心室細動」という不整脈があり、この場合できるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓の震えを取り除く必要があります。この電気ショックを行うための機器がA E Dです。

栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分や、1回にどれくらいの栄養成分が取れるのかを知ることができるものです。

【か行】

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護保険の要支援・要介護認定を受けた人からの相談や心身の状況などに応じ、適切・効果的にサービスが受けられるよう、ケアプランを作成し、介護サービス提供者や施設などとサービスを受ける人やその家族との連絡調整を行います。

かかりつけ医

身近な地域で日常的な治療を受けたり、健康の相談などができる医療機関のことです。

かかりつけ歯科医

継続的に歯・口腔の健康を管理する歯科医療機関です。適切なメンテナンスプログラム (歯・口腔の健康管理のための計画) を作成し、それに沿ってメンテナンスを行います。

かかりつけ薬局

身近な地域で日常的に処方せんにより薬を調剤してもらったり、薬について相談することができる薬局のことです。

がん検診受診促進パートナー制度

相模原市が、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業及び団体を相模原市がん検診受診促進パートナーとして登録し、がん検診の受診を促進する制度です。

がんピアサポート事業

がん体験者によるがん患者やその家族を対象とした相談（ピアサポート）事業のことです。

緩和ケア

治療ができない又は希望しない患者のために、身体的な痛みや症状、精神的な不安をなるべく解消して、毎日をやすらかに過ごせるように支える医療のことです。

危険ドラッグ

「脱法ハーブ」や「合法アロマ」などと称して販売されている薬物の呼称名で、乾燥させた植物の葉に、脳を刺激して興奮させる作用や幻覚や妄想を起こす作用のある化学物質が混ぜ込まれているものです。

共食

家族や友人などと一緒に食事を取ることです。

禁煙外来

たばこをやめたい人のために病院に設けられた専門外来のことです。

ゲートキーパー

自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

健康日本 21(第 2 次)

21 世紀における国民健康づくり運動のことで、国が、国民の健康の増進に関する基本的な方向や目標に関する事項などを示したものです。運動期間は平成 25 年度から平成 34 年度までです。

興行場

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸などを、公衆に見せ、又は聞かせる施設のことです。

高病原性鳥インフルエンザ

鳥類が A 型インフルエンザウイルスに感染して起こる鳥インフルエンザの中でも、鶏が感染した場合に、高率に死亡してしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。家畜伝染病予防法において、検査、消毒、家畜などの移動の制限その他の必要となる措置が実施されます。

高齢者あんしん相談ネットワーク事業

介護サービス事業所の協力により、身近なところで気軽に介護保険の制度や介護の悩みなどについて相談できる仕組みです。また、必要に応じて、地域の専門相談機関である高齢者支援センターをご案内します。

5 事業

都道府県が策定する医療計画に定める医療の確保に必要な事業は、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の 5 事業となっていますが、神奈川県においては、へき地は存在しないため、へき地の医療以外の 4 事業が神奈川県保健医療計画に位置付けられています。

5 疾病

健康の保持を図るために、広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病で、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患のことです。

【さ行】

災害拠点病院

災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院で、本市では、北里大学病院、相模原協同病院、相模原赤十字病院が指定されています。

主な役割として、救護所、診療所及び地域救護病院などで発生した重症・重篤な傷病者に対応します。

災害時要援護者

災害対策基本法では、乳幼児、高齢者、障害者などを「要配慮者」と定めており、その内、自ら避難することが困難で、支援を要する人を「避難行動要支援者」としています。

在宅ケア

自宅などにおいて、自力での生活が困難な療養者が、家族、介護職、医療職、福祉職、ボランティアなどの協力や支援により、安心して生活を送ることができるよう、療養者及びその家族を支える保健・医療・福祉などのサービスのことです。

在宅療養支援診療所

在宅医療を求める人に対して、原則的に 24 時間体制の往診や急変時の入院先の確保などの国の定める基準を満たし、国に届出を行った診療所のことです。

相模原市健康づくり普及員

地域での健康づくりを推進していくため、健康づくり普及員養成講座を修了した人が公民館区ごとの健康づくり活動、ウォーキングなどの運動習慣支援活動を行っています。

相模原市災害医療コーディネーター

相模原市災害時医療救護本部において、災害時の医療救護活動の中枢を担う専門家で、本市は、相模原市医師会及び北里大学病院の 4 名の医師に委嘱しています。

主な役割として、神奈川県災害医療コーディネーターと連携し、必要な判断・調整をします。

相模原市食生活改善推進団体（わかな会）

健康づくりの基本である「食生活」を中心に自らの生活経験や学習体験などを生かし、地域の住民と協働しながら食生活改善を進める団体です。

相模原市スポーツ推進委員

スポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導助言を、公民館を始めとした地域で行う委員です。

さがみはら市民健康づくり会議

健康づくりをめざす個人及び団体により組織されており、健康づくりのための啓発活動や気軽にできる運動の推進、栄養・食生活の改善の推進など行う団体です。

自死遺族

自殺で身近な人を亡くし遺族となった人々のことです。

脂質異常症

脂質代謝に異常を来し、血液中の中性脂肪やコレステロール値が正常域をはずれた状態をいいます。

歯周炎

歯肉炎が進行し、歯を支える組織まで炎症が進んでいる病態です。一度破壊された組織は再生治療法を行っても、元の状態に改善されることは難しいです。

歯周病

歯を支える組織（歯周組織）にみられる疾患（歯肉炎・歯周炎）の総称です。

シックハウス症候群

近年、住宅の気密化などが進むに従って、建材などから発生する化学物質などによる室内空気汚染などと、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

歯肉炎

歯肉に限定した炎症のことです。歯を支える組織の破壊までは進んでおらず、歯石除去やブラッシングによって、元の状態に改善できる病態です。

収去検査

食品衛生法や食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品営業施設に立ち入り、必要最小量の食品や添加物などを無償で持ち帰り、試験検査を行うことです。

受動喫煙

自らの意思とは無関係に、たばこの煙にさらされ、それを吸引することです。

小規模水道

地下水などを供給している水道のうち、水道事業や専用水道に該当せず、また、一戸のみの住宅に供給するものを除いた水道のことです。

職域

職業や職務の範囲、職場などのことです。

職域保健

職場（事業所）における健康づくりのことで、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施や、生活習慣病予防対策、メンタルヘルス対策など、労働者の健康確保・増進のための取り組みがその主な内容です。

食育

食育基本法では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとされています。

食の安全・安心懇話会

リスクコミュニケーションを促進し、市民における食の安全・安心の確保に関する取り組みを一層推進するための懇話会です。

食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション

消費者、食品等事業者、行政担当者など異なる立場の者が、それぞれ持っている食品の安全の確保に関する情報及び意見を相互に交換することです。

食品衛生責任者

飲食店など食品の営業許可施設ごとに置かなければならない衛生管理を担う責任者のことです。

心肺蘇生法

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人に対し、胸を強く圧迫する「胸骨圧迫」（心臓マッサージ）と、口から肺に息を吹き込む「人工呼吸」によって、止まってしまった心臓と呼吸の動きを助ける方法です。

スクールソーシャルワーカー

教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者のことをいい、本市では、主に家庭環境に起因した長期欠席や問題行動などのケースに対して、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面から児童生徒の置かれた様々な環境に着目し、支援や助言を行っています。

生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。がん、脳血管疾患、心疾患、及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

セルフチェック

健康診断の結果や普段の生活習慣、自覚症状をもとに自分の健康状態を確認することです。

専用水道

寄宿舎、社宅などで使用している水道のうち、100人を越える居住者に水を供給する水道や、最大20 m³以上の給水量がある水道事業以外の水道のことです。

【た行】

地域医療構想

団塊の世代が75歳以上になる平成37年のあるべき医療提供体制の構築に向け、医療法の規定に基づき、各都道府県が長期的な取り組みの方向性を示したものです。

地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器などの共同利用の実施などを通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医などを支援する病院です。

地域ケアサポート医

介護支援専門員や高齢者支援センター（地域包括支援センター）職員の相談に対し、医療的助言や医療情報の提供を行うとともに、地域の医師などに福祉・介護サービスの研修や情報提供を行う地域の医師（歯科医師を含む）で、身近な地域での医療と介護の橋渡しとなります。

地域産業保健センター

従業員 50 人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、健康相談・保健指導などの産業保健サービスを無料で提供している機関のことです。

地域猫活動

飼い主のいない猫を原因とする地域の生活環境被害の解決や、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、猫の数を減らすことをめざす取り組みで、地域の住民の理解と協力を得て、給餌給水、トイレの世話、不妊去勢手術などを行い、地域で飼養管理していく活動のことです。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される体制です。

D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team : 災害派遣精神医療チーム)

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害などの後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームのことです。

D M A T (Disaster Medical Assistance Team : 災害医療派遣チーム)

大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場で、急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。
災害拠点病院の指定用件として、D M A T の保有が義務付けられています。

D O T S (Directly Observed Treatment, Short-course : 直視監視下短期化学療法)

結核患者を見つけて治すために利用されている、5 つの主な要素からなる保健サービスの包括的な計画の名称で、WHO が打ち出した結核対策戦略です。
5 つの主な要素は、結核対策への政府の強力な取り組み、菌検査による診断、経過観察の推進、結核患者が薬を飲み忘れないよう医療従事者の前で内服すること、薬の安定供給、菌検査結果の記録サーベイランスです。

低出生体重児

出生時の体重（出生体重）が2,500g未満の児のことをいう。一般に、出生体重が少ない程、生命を維持するための身体機能の発育が未熟であることが多いです。

動物取扱責任者

ペットショップやペットホテルなど第一種動物取扱業の事業所ごとに選任しなければならないもので、施設管理や動物の健康及び安全保持その他動物の取り扱いの業務を担う責任者のことです。

特定健康診査（特定健診）

医療保険者が、生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの加入者を対象として行う、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

特定保健指導

医療保険者が、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものです。

毒物・劇物

塩酸、硫酸など、人や動物に対する毒性が強い物質で、毒物及び劇物取締法で定められているものです。劇物より毒性が強いものが毒物です。

【な行】

難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」としています。

また、特定医療費の支給の対象となるものを指定難病といい、難病の患者に対する医療等に関する法律では、「難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数(注)に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの」としています。

(注)人口のおおむね0.1パーセント程度に相当する数と厚生労働省令で規定しています。

認知症急性期及び安定期受入れ協力病院連携事業

認知症による徘徊、妄想、暴言、暴行などの問題行動や精神症状の急激な悪化または継続のため、認知症疾患医療センターの医師により、緊急で入院治療が必要と判断された市民の方及び急性期病院での治療が終了したものの、引き続き入院による治療が必要であると精神科の医師により判断された市民の方について、市内の認知症急性期治療及び安定期療養の協力病院が入院治療を行うものです。

認知症サポート医

国が定める認知症医療・ケアに関する研修を受講した医師で、かかりつけ医の認知症診断などに関する相談・助言、高齢者支援センター（地域包括支援センター）などの連携づくりへの協力などの役割を担うものです。

ノロウイルス食中毒警戒情報

ノロウイルスによる食中毒の発生は、感染性胃腸炎の多発時期と深い関連性があることから、神奈川県内における感染性胃腸炎の患者数の動向を踏まえ、県民などに注意喚起を行うために神奈川県が発令する警戒情報のことです。

【は行】

H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点）

食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法のひとつ。

食品の製造者が原材料の受入れから最終製品に至る一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法のことです。

働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会

相模原市内における地域保健と職域保健の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供並びに健康管理体制を整備及び構築するために設置されたものです。

フッ化物

フッ素を含む化合物のことで、歯の再石灰化、歯質強化作用があり、歯垢を除去し、再び付かないよう管理する（プラークコントロール）際に応用することで、むし歯予防に有効です。

ホッと！あんしんダイヤル

高齢者の介護家族及び高齢者からの健康・介護・医療の日々の悩みや心配ごとについて、24時間365日いつでも看護師や介護支援専門員等の資格を持つ専門の相談員がお受けする相談先です。

【ま行】

メンテナンス

歯・口腔の健康を長期間維持するための健康管理です。

一般的には、患者自身が行うセルフケア（歯みがきなど自身で行う口腔内管理）と歯科医師・歯科衛生士による専門的ケアからなります。

メディカルコントロール体制

救急現場から医療機関へ搬送するまでの間において、救急救命士などが実施する医療行為や応急処置に対して、常時指示体制、事後検証体制及び再教育体制を整備し、それらの医療行為などの安全と質を保障する体制のことです。

【や行】

有所見率

健康診断の項目に何らかの所見がある人の割合のことです。

【ら行】

ライフステージ

人生の節目ごとの段階です。

リハビリテーション

リハビリテーションは、加齢や疾病などにより生じた能力低下やその状態を、医療の立場からできるだけなくす（または減らす）ことだけでなく、障害を持つこととなっても、住み慣れた地域で、家族や近隣の人々とともに自立して暮らしていくことができるよう、医療、保健、福祉、教育、職業など、暮らしにかかわるあらゆる人々が協力して行う活動のすべてを指しています。また、このような活動を地域全体で担う場合、「地域リハビリテーション」という言葉が用いられています。

レジオネラ症

土壌や淡水に生息するレジオネラ属菌を吸い込むことによって、発熱、頭痛、腹痛、下痢などの症状が起こる感染症のことで、肺炎型、ポンティアック型があります。

レスパイト

在宅療養者のケアをしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう支援サービスです。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがあります。ケアを担っている家族の病気や事故、冠婚葬祭などの「社会的な事由」、介護疲れといった「私的事由」で利用できます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

さがみはら健康都市宣言

さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと 市民一人ひとりが尊重され 心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです

わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ 個人 家庭 地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます

- － 健康について学びあい 健康づくりを実践し かけがえない健康を守り はぐくみます
- － 心と心のふれあいを大切にし だれもが生きがいをもち 安心して暮らせる環境づくりを進めます
- － スポーツや体力づくりに親しみ 人と人との交流をとおして健康づくりの輪を広げます

わたくしたちは 21世紀へ向けて すべての市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちのまち さがみはらを「健康都市」とすることを宣言します

平成 12 年 10 月 28 日 相模原市

みんな元気「さがみはら健康プラン 21」
相模原市保健医療計画（第2次後期）

発行日 平成 年 月

発行 相模原市

〒252 5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042 754 1111（代表）

編集 健康福祉局 保健所 地域保健課

編集印刷